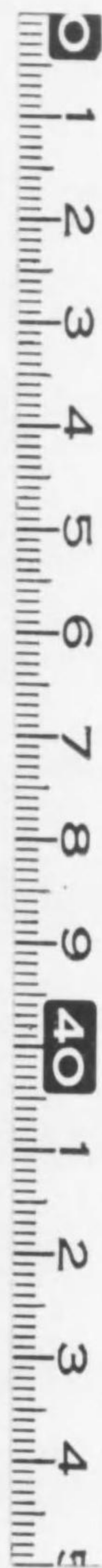


322-486



1200501378288

322  
486



始





東京稅務  
監督局 織田吉藏著

簿記會計學講義

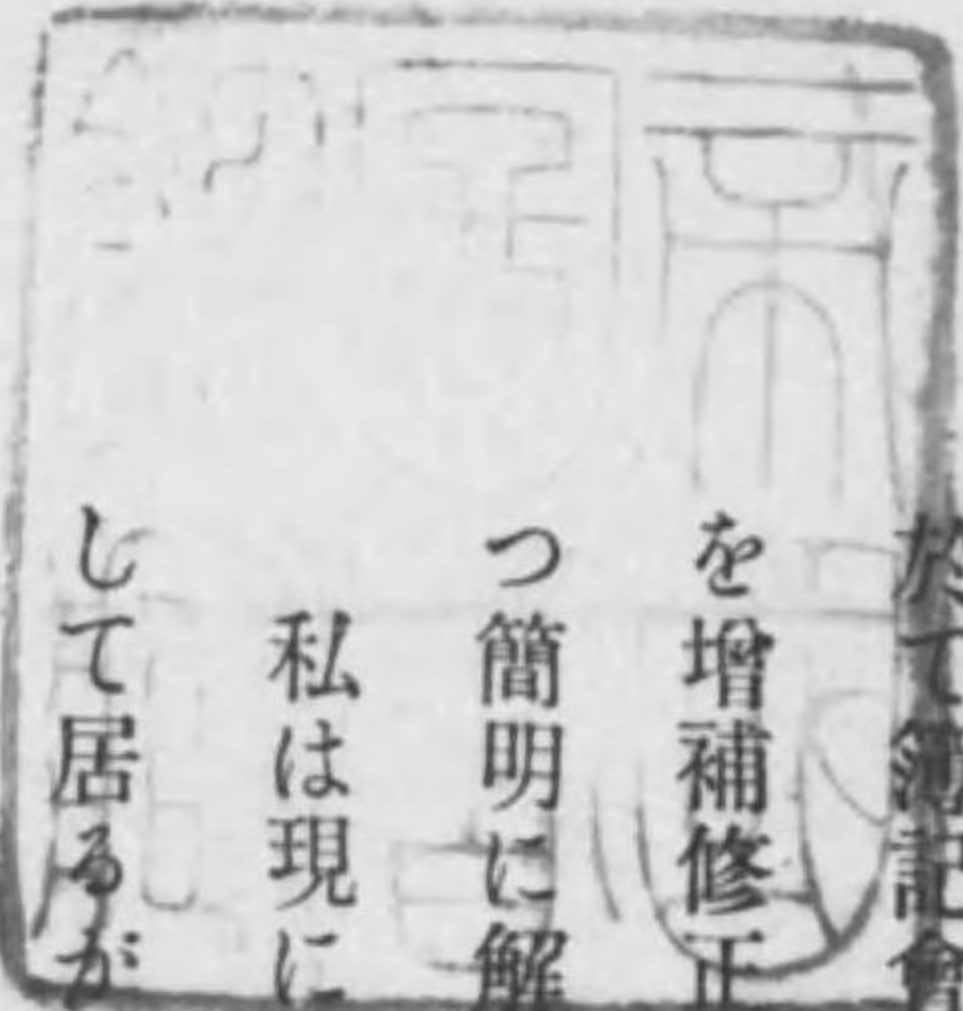
東京文精社



序

本書は私が既往數年間、大藏省及び東京稅務監督局主催の各稅務講習會に於て簿記會計學の講座を擔當したときに講義用のプリントとして纏めたものを増補修正したものであつて、簿記會計學の理論と實際を成るべく平易に且つ簡明に解説せんと企てたものである。

私は現に東京稅務監督局の法人係に勤務して居り、常時甚だしき劇務に服して居るが、本書は其の劇務の傍に成つたものであるから、勢ひ多くの參考書を読むの餘裕も與へられず、又靜觀靜思空虚ながらの頭腦を練るの自由も求め得られず、僅かに長崎高商三年の學窓に於て學び得たる貧弱な智識に、





爾後引續き六年間餘の勤務中不知不識の間に了得した會計整理の理論と、都下著名の大會社に接して見聞し得た記帳整理の實際とを加へ匆慌の間に纏め上げたものである。故に本書には謂ふ迄もなく後日の修補に俟たねばならぬ所が多いであらふが又同時に、固より井中の蛙の類ではあらうけれども、貧弱ながら私の體驗と發意になるものが幾らか包含されて居ると思ふのであつて、幸に本書が幾分なりとも江湖の参考となることが出來たならば私の望外の喜とする所である。

愈本書の稿を了へたときに感慨更に新たなるは曩に突如として逝かれた中村茂男教授生前の思ひ出である。故教授とは私が時々故教授の關係して居られた雑誌會計に愚稿を寄することがあつて、夫れが縁となり故教授に識らる

るを得、一般簿記會計學に付ても直接間接に教へられた所尠くなかつたのであるが、今や教授逝いて亡しく憶ふだに哀悼の念に堪へぬ。

尙終りに過ぎにし長崎の學窓時代に現横濱高商校長田尻常雄氏及び現大倉高商校長川口酉三氏の兩恩師に教へられた所深かゝりしを憶ふて、茲に不斷の感謝の意の儘を表はして置く次第である。

昭和二年六月一日

東京市牛込區原町寓居にて

著者識



# 簿記會計學講義 目次

緒論	一
一 會計學の意義	一
二 會計學の沿革	一
本論	五
第一篇 簿記	五
三 簿記の意義及種類	五
第一章 財産及取引	六
四 財産の意義	六
五 取引の意義及内容	六
六 取引の六要素	六
第二章 仕譯及其の見方	三
七 借方貸方及仕譯	三
八 仕譯の見方	三
第三章 勘定口座及其の見方	七



九 勘定口座	一〇 勘定口座の見方
第四章 勘定科目	一一 勘定科目
一二 勘定科目	一三 資産負債勘定
一三 損益勘定	一四 資本主勘定
第五章 帳簿及記帳	一五 帳簿の種類
一六 記帳法	一七 記帳上の注意
第六章 決算手續	一八 決算の意義
一九 試算表の作成及目的	二〇 試算表の缺陷
二一 各補助簿の締切	二二 元帳の締切
二四 營業報告書	二五 補助簿の進化
二六 現金出納帳	二七 小口現金出納帳
二八 仕入帳及賣上帳	二九 手形記入帳
三〇 固有仕譯帳	三一 試算表との關係
第八章 傳票整理	三二 傳票の使用
三三 傳票の記入法	三四 現金仕譯式日記帳
三五 現金仕譯と元帳記入	三六 振替傳票の分割
三七 傳票總計表	三八 分課組織
第九章 會計原論	三九 會計原論の意義
第十章 資本的收支と収益的收支	四〇 資産負債の外形範圍
四一 資本收支と収益收支	
第七章 仕譯帳の進化	

二五 補助簿の進化	二六 現金出納帳
二七 小口現金出納帳	二八 仕入帳及賣上帳
二九 手形記入帳	三〇 固有仕譯帳
三一 試算表との關係	
第八章 傳票整理	三二 傳票の使用
三三 傳票の記入法	三四 現金仕譯式日記帳
三五 現金仕譯と元帳記入	三六 振替傳票の分割
三七 傳票總計表	三八 分課組織
第九章 會計原論	三九 會計原論の意義
第十章 資本的收支と収益的收支	四〇 資産負債の外形範圍
四一 資本收支と収益收支	



第二章 資産の分類及性質……………一七

- 四二 同上の區別
- 四三 創業費
- 四四 建設費
- 四五 建設利息
- 四六 取替費及修繕費
- 四七 固定資産取得附帶費
- 四八 形式資産と實質資産
- 四九 固定資産
- 五〇 流動資産
- 五一 整理資産
- 五二 既拂未經過費用
- 五三 特殊損失金
- 五四 未確定利益
- 五五 見返資産
- 五六 資産の分類

第三章 資産の評価……………一五

- 五七 資産評價總論
- 五八 固定資産の評価
- 五九 流動資産の評価
- 六〇 土地の評価
- 六一 土地の時價
- 六二 東京市區整土地評價

第四章 營業權及特許權等の評價……………一五

- 六三 土地評價計算例
- 六四 機械設備器具型評價
- 六五 商品製品の評價
- 六六 原料品仕掛工事評價
- 六七 有價證券の評価
- 六八 賣掛金受取手形評價
- 六九 營業權の意義
- 七〇 取得せる營業權評價
- 七一 他人の營業權の評価
- 七二 營業權價格決定方法
- 七三 特許權商標權の評価

第五章 負債の分類性質及評價……………一九

- 七四 負債の性質
- 七五 形式負債と實質負債
- 七六 固定負債
- 七七 流動負債
- 七八 整理負債
- 七九 未經過利益
- 八〇 未確定損失
- 八一 償却見返
- 八二 偶發負債
- 八三 純資産對應負債



八四 負債の分類

八五 負債の評価

第六章 資本金及附帶事項……………一〇五

八六 資本金の性質

八七 現物出資

八八 勞務信用の出資

八九 額面超過金

九〇 減資差益

第七章 減價償却……………一三三

九一 減價償却の意義

九二 減價償却の基礎

九三 定額法又は原價法

九四 未償却殘高法

九五 償却基金積立金

九六 年金法

九七 特殊減價の處理方法

九八 減價償却の記帳方法

第八章 損益計算……………一三五

九九 損益の概念

一〇〇 事業年度

一〇一 損益計算の方法

一〇二 直接利益と間接利益

一〇三 直接損失と間接損失

一〇四 損益の分類

一〇五 損益計算書

第九章 貸借対照表……………一三六

一〇六 貸借対照表の意義

一〇七 資産負債勘定の配列

一〇八 純損益金の表示形式

一〇九 貸借対照表の形式

一一〇 貸借対照表欄外利用

第十章 純損益處分……………一四〇

一一一 純損益の處分

一一二 損金の補填並支出

一一三 法定積立金

一一四 任意積立金

一一五 配當金

一一六 賞與金

一一七 後期繰越金

第十一章 原價計算……………一四〇

一一八 原價計算の必要

一一九 原價計算の項目

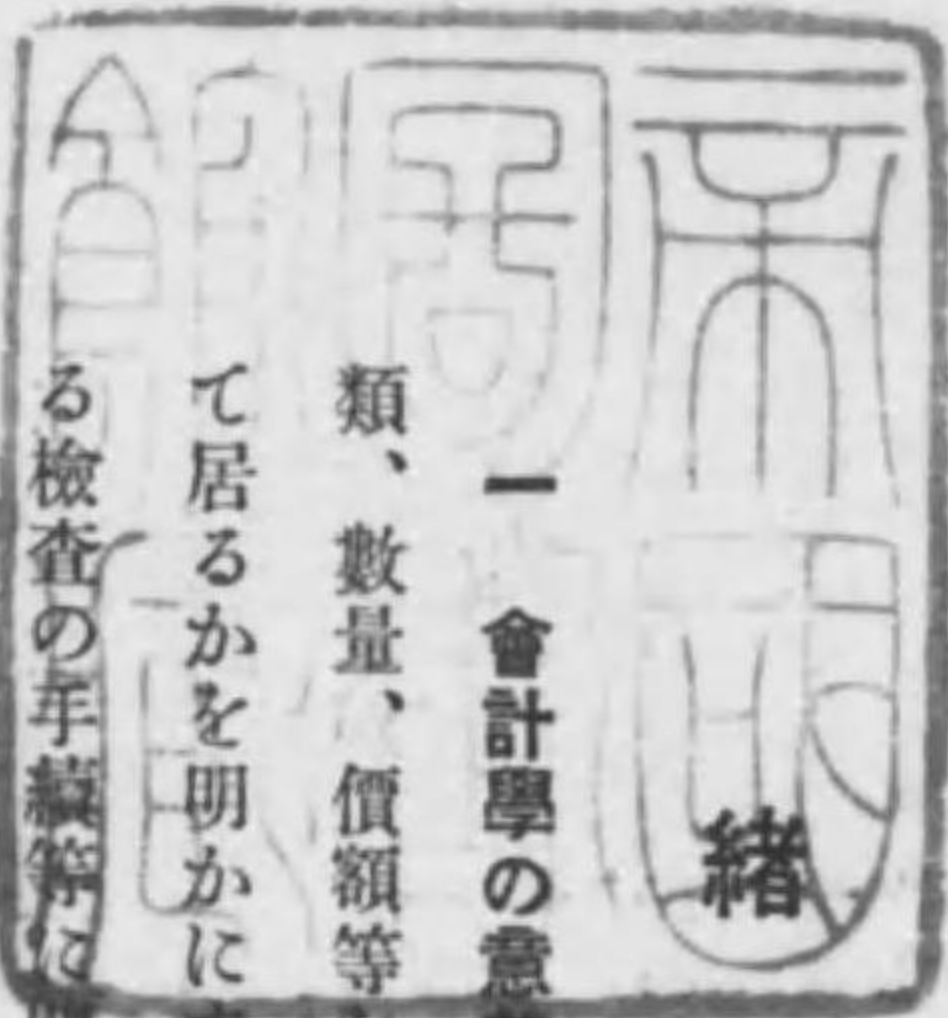


一一〇 原價計算の方法	一一一 工程別原價計算法
一一三 製品別原價計算法	一一三 指圖式原價計算法
一二四 直接費配分法	一二五 間接費配分法
一二六 原價豫算法	一二七 副産物價額の處理
第十二章 假裝決算——秘密積立金……………二五二	
一二八 假裝決算の意義	一二九 假裝記錄の説明
一三〇 利益増大の方法	一三一 利益削減の方法

簿記會計學講義目次終

簿記會計學講義

東京稅務監督局 織田吉藏 著



論

一 會計學の意義 或る人又は或る事業に屬する金錢、物品、權利其の他の財産の内容即ち其の種類、數量、價額等を勘定し、夫れが従前に於けるのに對し如何なる程度に如何なる徑路を経て異動して居るかを明かにすることを會計と謂ひ、之等財産の勘定方法、法則並に其の勘定された結果に對する検査の手續等に関する研究を爲す學問を會計學又は廣義の會計學と謂ふ。

而して右の勘定を爲すに當つては、其の金錢、物品、權利等の財産は日常の取引に依り常に増減異動を來すものであるから、之等を正確に勘定するには何うしても記録の力に依らねばならない。此の如く財産の増減異動を簡明に記録し隨時に其の現況を知り得るやうにして置く方法を簿記と謂ふ。



而して以上に依り財産の増減變化を記録整理するにも、元來財産の内容は極めて複雑にして多種多様に亘つて居るから、之が正確なる勘定を爲さんには各種の財産を其の種別に應じ適當に分類整理し、且つ之に對し正常な價格を附せなければならぬ。即ち此の財産の分類整理並に其の評価の標準に關する理論的研究を爲す部門を會計原論又は狹義の會計學と云ふ。

更に以上の簿記並に會計原論の方法乃至法則に依り或る一體の財産に付き勘定された結果に對しては、夫れが果して正確なりや否や、若し不正確なりとせば如何なる點に缺陷があるかといふ検査を爲し、其の勘定の結果の當否を證明することが必要であるが、其の検査の手續乃至方法に付ても自ら或る一定の準則があるのであつて、此の會計検査の準則に關する研究を爲す部門を會計監査學といふ。

以上の如く會計學中には簿記、會計原論、會計監査學の三部門を包含するのであるが、會計學は又見様に依り組織會計學と批判會計學との二に分つことが出来る。前者は會計記録の組立及び作成等所謂建設的方面に關する研究であつて主觀的立場に於けるものであり、後者は之に依り作成された會計記録の當否を批判することに關する研究であつて客觀的立場に於けるものである。即ち前掲の三部門中組織會計學に屬するものは大體簿記及び會計原論であり、批判會計學に屬するものは會計監査學である。

本書に於ては前掲分類中所謂組織會計學の範圍に屬する簿記及び會計原論に付き解説するに止め、批判會計學の範圍に屬する會計監査學は決算報告の解剖に關する研究と共に併せて稿を更めて説かうと思ふ。

會計學の名稱に付き、此の外勘定學、計算學、計理學等の名稱を用ふるものあり各相當の理由を有して居るであらうが、余は名稱の問題には餘り重きを置かず一般の用例に従ひ會計學の名稱を用ひて置く。

二 會計學の沿革 會計學の發達は其の性質上國民經濟の發達の跡を追ふて來て居るのであつて、會計記録としては遠くバビロン、エヂプトの時代に遡ることを得るのであるが、今日に於ける會計學の起源としては西曆一三四〇年頃伊太利の各都市に於ける商業の隆盛時代に求めなければならぬ。當時使用されて居た商業帳簿に於ては既に今日に於けるやうな複式簿記法が採用されて居たと傳へられて居るのであつて、即ち會計學の鼻祖として推されて居る「ルカ、パシオロ」が「算術幾何比例詳解」なる書を著し、其の卷末に三十六章よりなる「計算及記録論」なる商取引の記帳整理方法としての複式簿記に關する論文を掲げたのは西曆一四九四年であるが、此の論文は悉く彼の創意に出でたものにあらずして、寧ろ從來より存在して居た記帳法を編述したものに過ぎないことが證明されて居る。



而して此の伊太利に於ける複式簿記法は商業中心勢力の移動に伴ひ歐洲各國に擴がり、漸次進歩して十八世紀の産業革命を経て急激に發達し會計學としての形成を見るに及んだが英米に於ける會計士制度の確立を見るに至つて、汎く複式簿記のみならず、會計原論、會計監査學等をも網羅したる會計學としての體系の完成を遂ぐるに至つたのである。

我國に於ける會計學としては明治五年福澤諭吉翁が「帳合の法」なる名稱の下に米人ブライヤント及びストラットンの共著になる簿記書の翻譯紹介を爲したのが嚆矢であり、其の後大藏省が各地に設立を見たる國立銀行の會計整理に備ふる爲め英人アレキサンダー、アレン、シャンドを招聘して簿記書を編纂せしめたる等の事實もあるが、爾後泰西文物の輸入と共に會計學の智識も競ふて輸入され、急激なる國民經濟の發達に伴ひ目覺ましき進歩を遂げ今日に至つたのである。要するに我が國に於ける會計學の發達を見たるは漸く茲數十年來のことにして、會計士制度の如きも近時自ら會計士と稱して第三者の依頼に應じ會計の整理乃至監査に従事するを業とする者續出し、立法關係に於ても幾多の曲折を経て遂に昭和二年三月第五十二議會に於て商工省立案に依る計理士法案が可決されたのであるが、之が制度の完全なる發達運用は尙藉すに茲數年の時を以てせねばならない状態にあるのである。

## 本論

### 第一編 簿記

三 簿記の意義及種類 簿記は一言以て盡せば帳簿記録の義であり、取引に依つて財産が頻繁に増減異動するのを一々帳簿に記録整理して結末をつける諸計算を行ふ技術であるから、簿記學の要綱とする所は帳簿の組織及び記入整理の方法並に決算に關する技術の習得であるが、茲では記帳整理の原理及び損益金の計算に關する概念並に帳簿の見方に關する研究に力を注ぐこととする。

簿記は其の對象たる事業の種類に依り左記の通り分たれるが之は應用の別であつて其の間原理に於て異なる所はない。

#### 一 營業簿記

商業簿記 物品販賣業、代理業、問屋業、運送業、保險業、倉庫業等の簿記  
銀行簿記 普通銀行、貯蓄銀行、特殊銀行等の簿記  
工業簿記 製造業、工事請負業、鑛業、農業、漁業等の簿記



2 非營業簿記

財團簿記 私團體、財團、學校、神社、寺院等の簿記  
消費簿記 國家、地方團體、家計等の簿記

簿記は又會計整理の方法に依る區別として左の通り分たれる。

1 單式簿記

2 複式簿記

前者は其の原理に於て我が國在來の大福帳式帳合法の如きものであり、記入整理の方法簡單であつて利用の範圍は小規模の小賣商の會計及び家計簿記等に限られて居る。後者は甚だ複雑完備せるもので能く大會社銀行等の會計整理に適するものである。本編に於ては右の中複式簿記に付て商業簿記に工業簿記を加味し其の大綱に付説明を加へやうと思ふ。

## 第一章 財産及取引

四 財産の意義 簿記は既に述べたるが如く財産の増減異動を記録するものであるから、財産及び其の増減異動たる取引の意義を明かにする必要がある。簿記會計で所謂財産は一般の用例に依る財産

と同一義であるが唯異なるのは簿記會計に於ては一般に所謂負債をも之を財産と稱する點であつて、従つて簿記會計に於て財産とは一般の用例に依る財産即ち資産の外負債をも包含するのである。而して資産及び負債の中何れか他の一方より大なるとき其の差額を純資産又は純負債と云ふ。營業の財産状態より云へば通例資産が負債よりも大であつて此の場合に其の差額の純資産は營業の資本を爲すものである。

資本は純資産の價額を示すに過ぎないものであつて夫れ自體資産ではなく、又本質上負債でもないが、簿記では其の營業を資本主たる人と引離し、恰も營業が資本主に對し債務を負担したるが如く看做して一般債務に準じ之を負債の部に置きて整理するのである。従つて簿記では資産の價額と負債の價額とは常に相一致することになる。

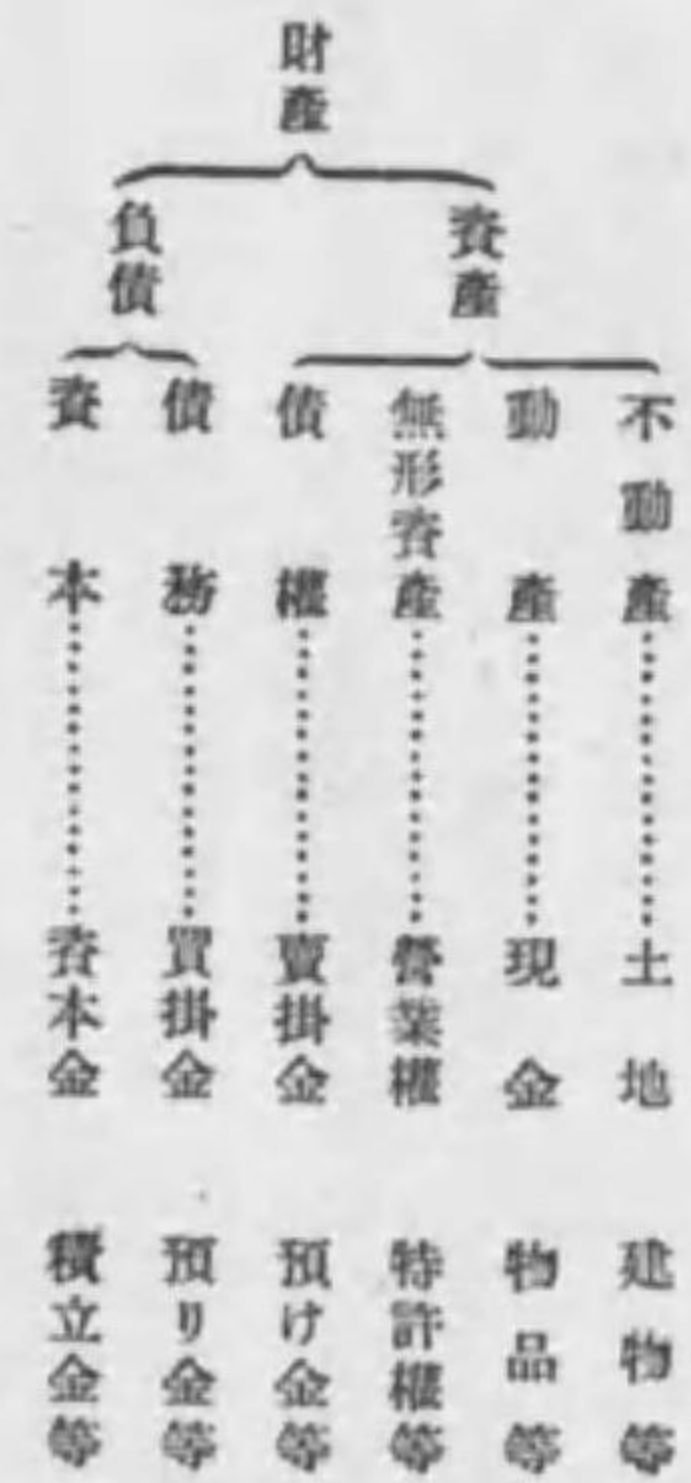
負債が資産を超過することは寧ろ變則であつて破産の状態に在る場合であり此の場合の純負債の整理は前の反對となるのである。

資産と負債と資本との關係及び財産の分類を表にて示せば左の通りである。

資産 = 負債 + 資本

資本 = 資産 - 負債





五 取引の意義及内容 前に述べた財産即ち資産及び負債の増減異動は其の原因又は動機の如何に拘らず簿記では總て之を取引と云ふ。故に例へば賣買、請負、金錢の貸借の如き契約は勿論、家屋の焼失、金錢物品の盗難、所有資産の時價の騰貴の如き自然的出來事も等しく取引である。反之家屋の貸借、商品の寄託等の契約は財産の事實的受渡を伴ふのであるが、夫れ自體では未だ實質的に所有財産の増減異動を來さないものであるから取引とは謂はない。要するに財産の増減異動は即ち一切取引であり財産の増減異動がなければ取引はないのである。

次に取引の内容に付て考察するに取引には債權の取立、金錢の貸借等の如き或る種の資産又は負債と他の種の資産又は負債の交換になるものと、利子の收入、經費の支辨、商品の焼失等の如き財産の一方的増減になるものとの二様がある。前者は即ち**資産負債取引**と云ひ後者は即ち**損益取引**と謂ふ。又

商品を安く仕入れて高く賣る賣買、原料品を仕入れ之に加工して高く賣る製造販賣の如き前二者を兼ねたものもあり之を**混合取引**と謂ふ。

資産負債取引は又交換取引とも謂ふが、要するに財産の單なる變化であつて財産は資産と負債とに分かれるから、此の取引の内容は結局、或る種の資産又は負債を増すと云ふ事實と其の原因若くは結果として他の種の資産又は負債を減ずると云ふ事實との因果的結合に外ならない。即ち此の取引の結果は正味資産即ち資本の増減を伴ふことはないのである。

損益取引は一方的に或る種の資産又は負債を増し若くは資産又は負債を減じたる結果として、利益又は損失を生ずる取引であり、此の取引の結果は即ち損失を生ずるときは正味資産の減、利益を生ずるときは正味資産の増を來すのである。

六 取引の六要素 以上述べたる所に依り取引の内容を分解すると

(一) 資産負債取引は

資産を増す	對	資産を減ず
(又は)負債を減ず		(又は)負債を増す

の結合であり

(二) 損益取引の中



イ 利益を生ずる取引は

資産を増す

對 利益を生ず

(又は)負債を減す

ロ 損失を生ずる取引は

損失を生ず 對 資産を減す

(又は)負債を増す

の結合に歸着する。依て之等の各財産異動關係を綜合分解すると左の通り取引の六要素を得られる。

- 1 資産を増す
- 2 資産を減す
- 3 負債を減す
- 4 負債を増す
- 5 損失を生ず
- 6 利益を生ず

而して右の取引要素たる事實の中前四者は何れも正味資産即ち資本に對し、其の増を伴ふもの即ち『プラス』となるものと其の減を伴ふもの即ち『マイナス』となるものである。

即ち 資産-負債=資本即ち正味資産 であるから

∴ 資産(の増)-負債=正味資産(の増)

資産(の減)-負債=正味資産(の減)

資産-負債(の増)=正味資産(の減)

資産-負債(の減)=正味資産(の増) となる。

又後二者の「損及び益を生ず」は前四者の結果として正味資産即ち資本の増減を來すことであるが、前にも述べた通り資本は之を負債に準じて取扱ふのであるから、之を改むれば

損失=準負債の減

利益=準負債の増 となるのである。

夫れで前掲六要素の中「資産、負債の増減」なる四者を、正味資産の増減即ち「プラス」「マイナス」を標準として區分して配列し、且つ「損益を生ず」なる二者を「準負債の増減」として前の「負債の増減」に準じて配列して其の相互因果結合關係を示せば左の通りとなり、何れの要素も總て對立する他の三要素と結合する。

總ての取引は何れも此の對立關係にある六要素の二以上相互に結合したものであつて、此の『プラス』『マイナス』の對立關係の觀念こそは仕譯及び貸借の基礎となり複式簿記に於ける根本原理を爲すものである。



プラス

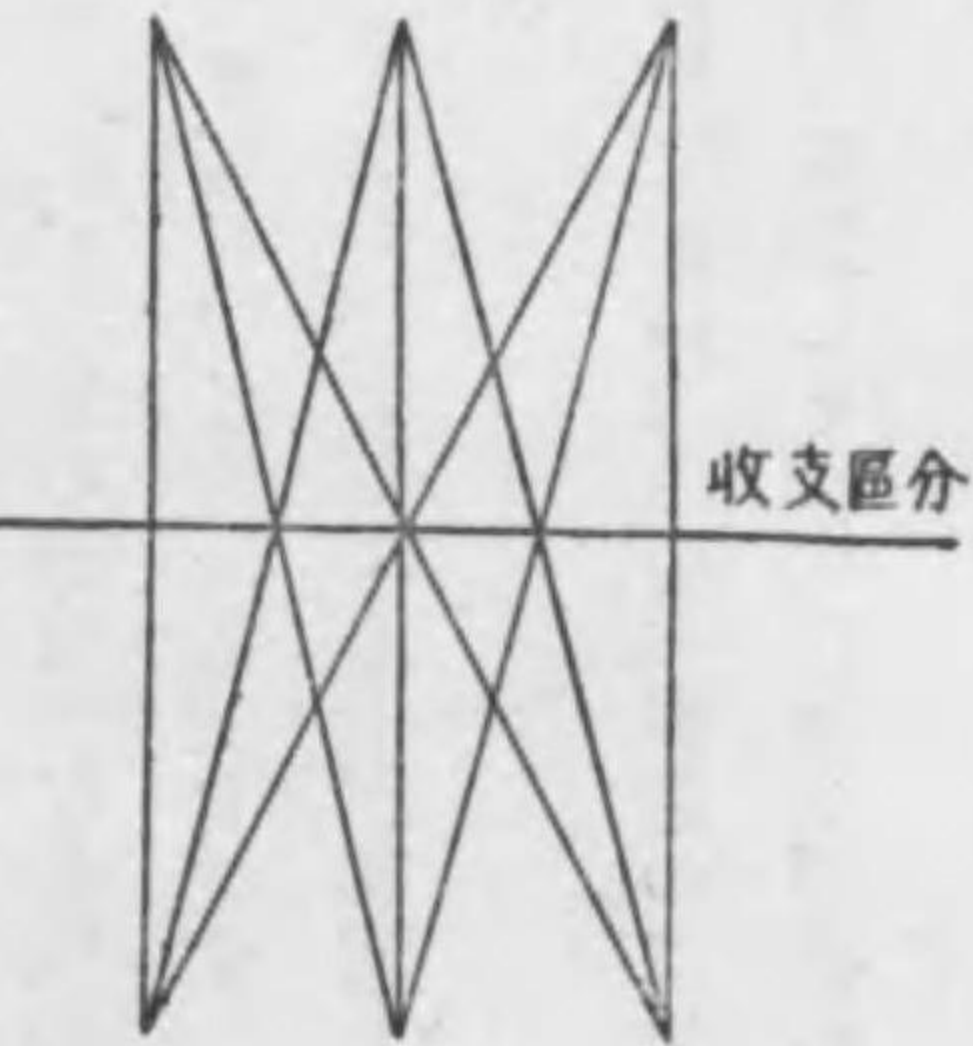
マイナス

資産を増す

負債を減ず

損失を生ず

(即ち準負債を減ず)



(即ち準負債を増す)

資産を減ず

負債を増す

利益を生ず

右取引の結合關係を例を擧げて説明すれば左の通りである。

資産を増す 對 資産を減ず 現金にて商品を買入るゝが如し

負債を増す 對 負債を増す 掛にて商品を買入るゝが如し

利益を生ず 對 利益を生ず 貸金利子を現金にて受取るが如し

資産を減ず 對 資産を減ず 現金にて買掛金を返済するが如し

負債を減ず 對 負債を増す 借入金金の借換を爲すが如し

利益を生ず 對 利益を生ず 受取利子と借入金金を相殺するが如し

資産を減ず 賣掛金貸倒となるが如し

損失を生ず 對 負債を増す 借入金に對する利子を元金に振込むが如し

利益を生ず 對 利益を生ず 受取利子と支拂手数料とを相殺するが如し

### 第二章 仕譯及其の見方

七 借方貸方及仕譯 前章に於て取引の六要素の説明をしたが、更に簿記では右六要素の中プラスの性質を帯びるもの、即ち「資産を増す」、「負債を減ず」、「損失を生ず」の三者は借方の性質を有するものとし、マイナスの性質を帯びるもの即ち「資産を減ず」、「負債を増す」、「利益を生ず」の三者は貸方の性質を有するものと爲して、或る取引があつた場合には其の取引の要素を見て其の要素に適當なる名稱並に其の金額を附し、之を借方と貸方に振り分けて表示をする、之を取引の仕譯といふ。

例へば現金千圓を甲某から借りた場合に之を要素に當嵌めると

現金なる資産を増す 一、〇〇〇圓 甲某に對し負債を増す 一、〇〇〇圓

となるが之を仕譯して



(借方)現金 一、〇〇〇圓 (貸方)甲某 一、〇〇〇圓

として表はす。同様に現金百圓手数料として支拂つた場合には

手数料なる損失を生ず 一〇〇圓 現金なる資産を減ず 一〇〇圓

となるのを

(借方)手数料 一〇〇圓 (貸方)現金 一〇〇圓

として表はし、利子として現金二百圓を受入れた場合には

現金なる資産を増す 二〇〇圓 利子なる利益を生ず 二〇〇圓

となるのを

(借方)現金 二〇〇圓 (貸方)利子 二〇〇圓

として表はすのである。

斯くして或る取引の對象たる不動産、動産、無形資産、債權、債務等の財産の種別毎に及び損益の事項毎に(前例に於ける現金、甲某、手数料、利子の如く)附する名稱を勘定科目と云ふ。一の取引が仕譯される場合には必ず借方及び貸方として二つ以上の勘定科目が使用されるのであつて、通例借方は横式帳簿の左方に貸方は右方に掲記せられる。取引の仕譯を記帳した帳簿を仕譯帳又は仕譯日記帳

といふが、之等の帳簿の様式に付ては後で述べる。凡そ資産を増し、負債を減じ、損失を生ずるの事實は當該勘定科目の下に之を借方とし、其の因果として資産を減じ、負債を増し、利益を生ずるの事實は其の勘定科目の下に之を貸方とするのであつて、其の借方及び貸方の金額は必ず相一致すべきものである。之れ仕譯の法則にして仕譯の觀念は複式簿記の原理であり總ての記帳は之を土臺として行はれるのである。

八 仕譯の見方 從て凡ての仕譯に付き其の仕譯に用ひられ居る勘定科目の性質を究むれば、如上

の仕譯の原理に依り其の仕譯の依て起る取引の真相を窺知することが出来るのである。

例へば

(借方)商品 一、〇〇〇圓 (貸方)現金 一、〇〇〇圓

といふ仕譯に付て考察するに、商品も現金も共に資産であつて、資産勘定の借方は増、貸方は減であるから右仕譯の借方は商品なる資産の増、貸方は現金なる資産の減となり、從て現金一、〇〇〇圓を以て商品此の價額一、〇〇〇圓のものを買入れた取引であるといふことが想像し得られる。又

(借方)現金 二、〇〇〇圓 (貸方)借入金 二、〇〇〇圓

なる仕譯に付て考察すれば、現金は資産勘定、借入金は負債勘定であつて、資産勘定の借方は資産



の増、負債勘定の貸方は負債の増を示すものであるから、仕譯の借方は現金なる資産を増し貸方は借入金なる負債を増したことになり、従て現金二、〇〇〇圓を借入れたものであると云ふことが想像せられる。又

(借方)營業費 一〇〇圓 (貸方)當座預金 一〇〇圓

なる仕譯に付て見れば、營業費は損益勘定、當座預金は資産勘定であつて、損益勘定の借方は損失の發生、資産勘定の貸方は資産の減を示すのであるから、此の仕譯の借方は營業費なる損失を生じ貸方は當座預金なる資産を減じたることになり、従て營業費として一〇〇圓當座預金で支拂つたものであることが判る。

斯くの如く前に述べた取引の六要素の原理を逆に用ひて考察すれば、其の仕譯に用ひられた勘定科目が

- (一) 資産勘定であれば、借方に表はれたるときは其の資産の増、貸方に表はれたるときは其の資産の減
- (二) 負債勘定であれば、借方に表はれたるときは其の負債の減、貸方に表はれたるときは其の負債の増

(三) 損益勘定であれば、借方に表はれたるときは其の勘定科目に示されたる事項の下に損失の發生、貸方に表はれたるときは同利益の發生、であることを推知し得るのであるから、此等の關係と仕譯の貸借に表はれたる各勘定科目の名稱とを結び付けて考察すると、或る取引の仕譯記帳を見て直ちに其の間の取引の真相を讀むことが出来るのである。

### 第三章 勘定口座及其の見方

九 勘定口座 前章に於ては取引の仕譯及び勘定科目に付て説明を加へたが、簿記では財産の増減異動を明確にせんが爲に、其の財産並に損益の各種別又は事項毎に口座を設けて其の増減の事實並に事由を各別に記録整理する。此の場合に其の一口毎の口座を勘定口座といふ。勘定口座を集めた帳簿を總勘定元帳といふが、總勘定元帳の様式に付ては後で述べる。勘定口座は勘定科目の全部に付き設けられるものであつて、其の記入は仕譯又は仕譯に代るべき記帳より移記される。仕譯より勘定口座に移記するには、或る勘定科目が仕譯の借方に表はれたるときは、其の勘定口座の借方に、同じく仕



譯の貸方に表はれたるときは、其の勘定口座の貸方に記入する。例を示して説明しやう。

(1) (借方)現金 一、〇〇〇圓 (貸方)甲某 一、〇〇〇圓

(2) (借方)手数料 一〇〇圓 (貸方)現金、 一〇〇圓

(3) (借方)現金 二〇〇圓 (貸方)利子 二〇〇圓

即ち右の三つの仕譯に基き勘定口座の記入を示せば次の通りである。

借方	現金 (資産)	貸方	
(1) 甲 某		(2) 手数料	
	1,000—		100—
(3) 利 子			
	200—		
借方	甲 某 (負債)	貸方	
		(1) 現金	
			1,000—
借方	手数料 (損益)	貸方	
(2)	現金		
	100—		
借方	利 子 (損益)	貸方	
		(3) 現金	
			200—

以上述ぶる所に依り勘定口座の法則を示せば次の通りであつて、即ち資産の増、負債の減、損失の發

生は必ず當該勘定口座の借方に記入せられ、資産の減、負債の増、利益の發生は必ず其の貸方に記入せられる。故に資産及び損失の現在高は常に借方にあり、負債及び利益の現在高は常に貸方に存するのである。此の關係を判り易く表示すれば即ち左の通りである。

借方	資 産	貸方	
増		減	
借方	負 債	貸方	
減		増	
借方	損 益	貸方	
損失ノ發生		利益ノ發生	

一〇 勘定口座の見方 故に勘定口座に於ける記入に依り直ちに其の勘定科目に依て示されたる、資産負債又は損益の増減發生を知ることが出来るのであつて、更に其の勘定口座の摘要欄に仕譯の相手勘定科目を記載する仕組になつて居る帳簿組織の下に於ては、其の口座の科目と摘要欄に示される勘定科目とを結び付けることに依り、其の記入の基礎たる仕譯を知り、更に取引の六要素に基き前



に述べた仕譯の見方に依つて其の記入の依つて起る取引の真相を知ることが出来るのである。例を擧げて説明すれば次の通り、

借方	商 品	貸方
(1) 乙某		(2) 現金
2,000—		1,500—

借方	乙 某	貸方
(3) 現金		(1) 商品
1,000—		2,000—

借方	營 業 費	貸方
(4) 現金		
100—		

イ 右の中商品口座及び乙某口座の記入(1)は共に同一仕譯になるものであつて之を仕譯に示せば

(借方)商品 二、〇〇〇圓 (貸方)乙某 二、〇〇〇圓

となり、従て右の記入は前述取引の六要素に當嵌め考察するに乙某より商品二千圓を買入れ、代金掛とし乙某に對し債務二千圓を負擔したる取引なることを示すのである。

ロ 商品口座の記入(2)は

(借方)現金 一、五〇〇圓 (貸方)商品 一、五〇〇圓

の仕譯に依るものであつて、従て右の記入は商品を千五百圓現金にて賣渡したる取引、

ハ 乙某口座の記入(3)は

(借方)乙某 一、〇〇〇圓 (貸方)現金 一、〇〇〇圓

の仕譯に依るものであつて、従て右の記入は現金千圓を以て乙某に對する債務千圓を辨濟したる取引、

ニ 營業費口座の記入(4)は

(借方)營業費 一〇〇圓 (貸方)現金 一〇〇圓

の仕譯に依るものであつて、従て右の記入は現金にて營業費を百圓支出したる取引なることを示すのである。

而して勘定口座の摘要欄に直接の相手科目を示してないときは其の用ひられたる帳簿組織の仕組に従ひ、其の口座に於ける記入の日附又は其の記入を齎したる補助帳簿の名稱、頁數等に依り遡つて其の勘定口座に於ける記入の依て來る仕譯記帳又は之に代るべき記載を求め、之に基いて其の間の取引の真相を知ることが出来るのである。尙此等の點の詳細に付ては後に機會ある毎に説明を附加することとする。

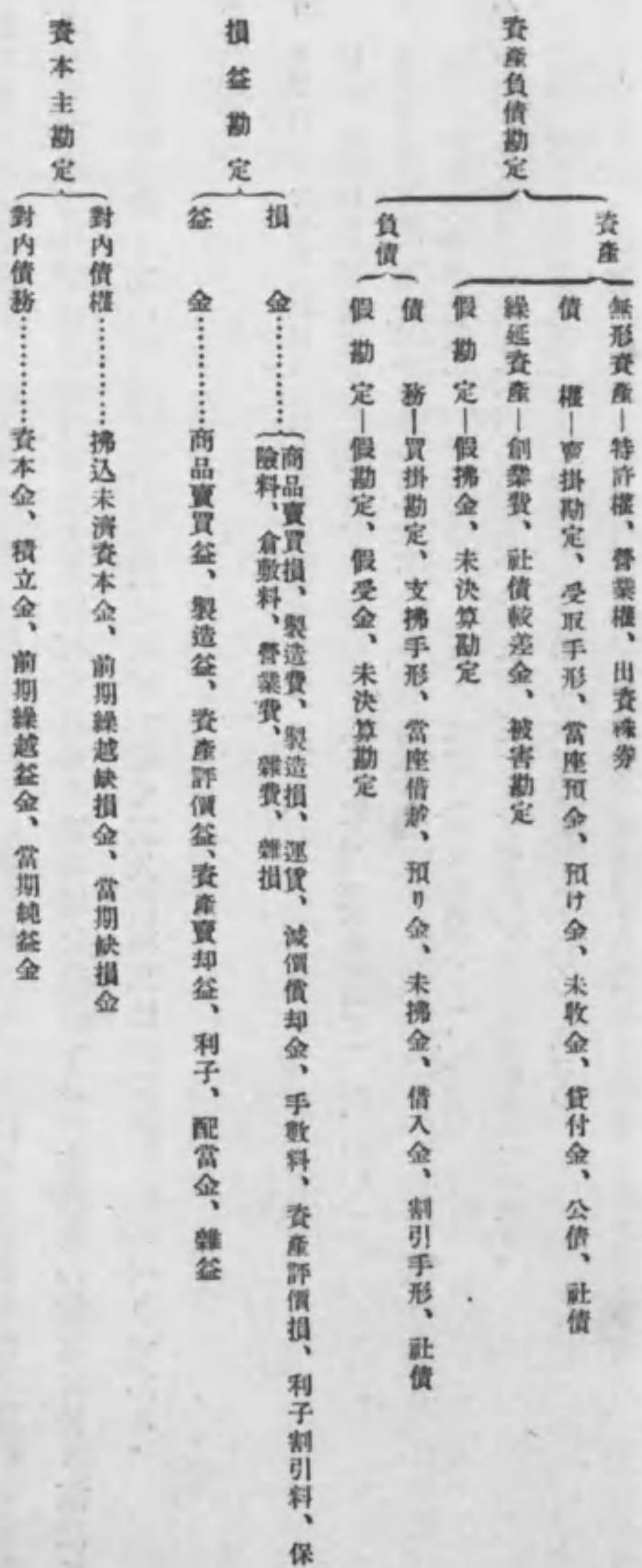


要するに勘定口座は財産及び損益の全部に付き其の各内譯を示すものであり、前章所述の仕譯も此の勘定口座の記入を爲す豫備手續に過ぎないものであつて、複式簿記の根本を爲し貸借對照表及び損益計算書等も之を基礎として作成せらるゝものである。從て複式簿記に於ては此の勘定口座の全部に付き其の記入内容を見ることに依つて其の財産及び損益状態の全般を窺知することが出来るのである。

### 第四章 勘定科目

一 勘定科目 勘定科目は夫れ自體財産の種類、性質及び損益の内容を表はすのであつて、整理上の便宜に従ひ隨意に設けて差支へないのであるが其の數大に過ぎれば却て複雑を成し、小に過ぎれば簡に趨つて明確を缺くに至るの恐れがある。從つて其の分類及び設定は營業の種類、規模の大小等に依り定まり自ら妥當な限度が存する譯である。茲では其の極く一般的な分類を示して其の説明旁譯の練習をしやうと思ふ。特殊な勘定科目に付ては第二編に於て説明を加へる。

- 不動産—土地、家屋、工場機械
- 動産—金銀、什器、商品、仕入勘定、賣上勘定、原料品、半製品、製品、貯蔵品



一二 資産負債勘定 (1) 土地建物勘定 所有土地及び建物の内直接營業場及び其の敷地として使用せらるゝものは、特に營業用土地家屋として整理することあり、又製造業を営む場合には其の製造業に使用する工場及び其の附屬建物等は別に工場設備勘定等にて整理する。



- (2) 金銀勘定 或は現金勘定とも稱し通貨の外小切手、郵便爲替券等も包含する。
- (3) 什器 動産中營業用として常時店舗又は營業場に備へ置く物品にして机、金庫、電話、自動車等之に屬す。

×(4) 有價證券勘定 本勘定は記名無記名の公債、社債、及び株券を含み一時手許遊金の運用方法として所有するもの、營業上の差入保證金又は擔保金に代用せしめんが爲めに所有するもの、及び同業者若くは關係事業に對する營業政策上より所有するもの等一切を總括する。本勘定の整理に付き注意を要するは記帳に當り其の價格は額面に依るに非ずして買入價格又は評價額に依るべきである。

取引仕簿例

- イ 營業用として家屋一棟買入れ代金五千圓現金拂とす。  
 (借) 營業用家屋 (資産を増す) 五、〇〇〇 (貸) 現金 (資産を減ず) 五、〇〇〇
- ロ 營業用として机、椅子、金庫其の他一式買入れ代金千圓現金拂。  
 (借) 什器 (資産を増す) 一、〇〇〇 (貸) 現金 (資産を減ず) 一、〇〇〇
- ハ 帝國五分利公債證書額面一、〇〇〇圓也、九十二圓替にて山叶商會に賣渡し代金現金にて受取る。  
 (借) 現金 (資産を増す) 九二〇 (貸) 有價證券 (資産を減ず) 九二〇
- (5) 商品勘定 營業の目的として自己の計算に於て賣買する物品に關する取引即ち商人の仕入れ販

賣、期末現在品、賣買損益等一切を包括整理す。而して等しく自己の商品と雖未だ運送中にして現品到着せざるもの、他人に販賣又は買付の委託中の如き特殊の状態にあるものは本勘定を以て整理せず、未着商品、委託販賣品等の特別な勘定科目を用ふる。

而して商品勘定は後述仕入勘定及び賣上勘定と同じく資産負債勘定たると同時に損益勘定たる場合もあるが茲では説明の便宜上、資産負債勘定中に包含せしめて置く。

- (6) 仕入勘定
- (7) 賣上勘定
- (8) 現在商品

商品の賣買取引を整理するに當つて既に述べたやうに單に商品勘定を設けて其の貸借側に記入するに依る方法もあるが、取引が次第に複雑を加ふるに従ひ賣買商品の割り戻し及び價額の値引等種々複雑なる事實を伴ふて整理上不便を感ずるに至るときは、以上の勘定を設けて商品の仕入及び之に附帶する取引は仕入勘定にて、販賣及び之に附帶する取引は賣上勘定にて整理し、決算期に至り期末現在商品及び商品賣買損益は現在商品勘定の下に整理する。

- (9) 賣掛勘定



(10) 買掛勘定

商品又は原料品、製品の賣買行為の爲めに日常生ずる一時的債權債務を整理する、極く小規模の營業にありて直接相手方の人名又は商號を以て表はすものもあるも、通常本勘定の下に包括整理し内譯簿を作製する。

(11) 當座預金

(12) 當座借越

本勘定は銀行との間小切手を以て預金を引出し得る當座取引を整理する勘定にして、銀行に對して債權を有する場合は當座預金、債務を負ふ場合は當座借越となる。而して當座借越をなし得るは豫め銀行との間特約ある場合に限るのである。等しく銀行に對する貸借でも當座取引に依らざるものは預け金又は借入金として整理する。

取引仕例

イ 東神倉庫に寄託中に係る當社所有精糖二百俵、東京製菓株式会社へ二十八圓替にて賣渡し、代金の中二千六百圓は第一銀行宛小切手にて殘金は二十日後拂とす、右小切手は當社取引先三井銀行へ當座預金とす。

(借) 賣掛勘定 (資産を増す) 三、〇〇〇 (貸) 商品 (資産を減ず) 五、六〇〇  
當座預金 (資産を増す) 二、六〇〇 又は賣上勘定 (同)

ロ 株式会社大和洋行支店より東神倉庫へ寄託中の精糖千俵二十六圓替にて買入れ代金の中六千圓は三井銀行宛小切手にて殘額は掛とす。

(借) 商品 (資産を増す) 二六、〇〇〇 (貸) 買掛勘定 (負債を増す) 二〇、〇〇〇  
又は仕入勘定 (同) 當座預金 (資産を減ず) 六、〇〇〇

(13) 受取手形

(14) 支拂手形

一定の期限に至り一定額の金錢を受取るべき手形上の權利を受入れ、若くは之を取立てたとき受取手形、同支拂ふべき手形上の義務を負擔し又は之を果したときに支拂手形なる勘定科目を以て整理する。手形に爲替手形と約束手形の二者がある。商法上は小切手も手形であるが簿記上では小切手は手形として扱はない。爲替手形の當事者は最少限度振出人、名宛人、振向人の三人である。尤も商法上同一人が二つの當事者たることを妨げないのであるが、形式は振出人より名宛人に對して一定の金額を一定期限に至り振向人に支拂ふべきことを指圖する支拂命令書である。此の手形は振出人に依り作成せられ振向人に交付される。振向人は此の手形を受取つたときには必ず名宛人に示して其の支拂の承諾を求めねばならない。爾せざれば手形の効力は發生しないのである。此の名宛人に支拂の承諾を求め、手形の呈示と謂ひ、名宛人が其の支拂の承諾を爲すことを手形の引受といふ。約束手形の



當事者は振出人と名宛人とであり、振出人が名宛人に對して一定の金額を一定期限に支拂ふべきことを約する支拂約束書である。此の手形は作成とともに振出人より名宛人に交付される。

手形上の権利は通例其の裏面に権利を譲渡する旨の記載を爲すことに依り轉讓移轉する。此の裏面の記載を裏書といふ。而して受取手形の場合に其の手形の支拂人が手形代金の支拂を拒絶した場合に其の手形上の権利は消滅し一般債權に變ずる。此の場合に其の支拂の拒絶を手形の不渡りと謂ひ、支拂の拒絶されたる手形を不渡手形と謂ふ。手形が不渡となつたときには其の手形の所持人即ち權利者は遲滞なく公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作成せしめなければならぬ。而して其の手形が他人より譲受けたものであれば其の直前裏書人に、振出人より受取つたものであれば其の振出人に手形代金に代るべき金額の支拂を請求すべきである。之を手形の償還請求といふ。

手形の償還請求を受けたものは其の手形代金に手形の支拂期限より現金にて代金の支拂を爲す時に至る期間の利息（通例法定利息年六分に依る）並に拒絶證書作成費用の賠償をせねばならない。其の手形が裏書に依り轉讓流通して居たものであれば、償還請求は直前の裏書人より順次遡つて行はれ最後の振出人に至り止むのである。

次に爲替手形及び約束手形の様式を掲げる。

刷色赤梓（面表）

第 號	爲 替 手 形	印 紙	一 金 壹 千 圓 也	右 金 額 丙 殿 又 ハ 其 ノ 指 圖 人 へ 此 手 形 引 換 ニ 御 支 拂 相 成 度 候 也	期 日 支 拂 地 支 拂 場 所 月 日 乙 殿 甲 殿	引 致 候 也 右 金 額 貴 殿 又 ハ 其 ノ 指 圖 人 へ 支 拂 可 致 候 也 月 日 丙 殿 乙 殿
--------	------------------	--------	----------------------------	---	---	---

（面裏）

表 記 ノ 金 額 へ 御 支 拂 相 成 度 候 也	表 記 ノ 金 額 へ 御 支 拂 相 成 度 候 也	表 記 ノ 金 額 へ 御 支 拂 相 成 度 候 也	表 記 ノ 金 額 正 ニ 領 收 候 也	月 日 殿	月 日 殿	月 日 殿	月 日 殿
殿	殿	殿	殿	又 ハ 其 ノ 指 圖 人	又 ハ 其 ノ 指 圖 人	又 ハ 其 ノ 指 圖 人	又 ハ 其 ノ 指 圖 人



第 號

印紙

約束手形

一金壹千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引

換ニ支拂可致候也

期 日

支拂地

支拂場所

月 日

乙 殿

甲

印

刷 色 青 梓 (面 表)

注 意

(一) 振出地支拂地は最小の自治區劃即ち市町村を記入す。

(二) 満期日の定め方には次の四種が認められてゐる、

(イ) 確定期日 何年何月何日と云ふ如き、

(ロ) 日附後定期拂 日附後一ヶ月後拂と云ふ如き、

(ハ) 一覽拂 一覽の日を満期日とする、爲替手形は引受日、

(ニ) 一覽後定期拂 一覽後三十日拂と云ふ如き、

(三) 必要記載事項として擧ぐべきものは次の通り。

爲 替、手 形 の 場 合

一、爲替手形たるを示すべき文字、

二、一定の金額、

三、支拂人の氏名又は商號(名宛人)、

四、振出の年月日、

五、受取人の氏名又は商號、

六、單純なる(何等條件なき)支拂の委託、

七、一定の満期日、

八、支拂地、

九、振出人の署名又は記名調印、

前記爲替手形の當事者中甲は振出人、乙は名宛人、丙は振向人にして右手形は之を甲振出、乙宛、

(面 裏)

表記ノ金額 月 日 殿	表記ノ金額 月 日 殿	表記ノ金額 月 日 殿	表記ノ金額正ニ領收候也 月 日 殿
殿又ハ其ノ指圖人	殿又ハ其ノ指圖人	殿又ハ其ノ指圖人	殿又ハ其ノ指圖人



丙向の爲替手形と云ふ。而して右手形の支拂人は名宛人たる乙で、乙にとり引受けたる時に支拂手形となり、受取人は振出人たる丙であつて丙にとり受取手形となる。又約束手形の當事者中甲は振出人、乙は名宛人で右手形は甲振出、乙宛の約束手形と呼び其の支拂人は甲で、甲にとり支拂手形となり、受取人は乙で、乙にとり受取手形となる。

取引仕譯例

1. 爲替手形の場合

甲は丙より商品一萬圓を買入れ代金に對し乙宛の爲替手形を振出し同人に對する賣掛金を以て其の支拂に充當す、乙は同日右の手形の引受を了す。

イ 甲の仕譯

□ (借)商品 (資産を増す) 一〇、〇〇〇 (貸)賣掛勘定(乙某) (資産を減す) 一〇、〇〇〇

ロ 乙の仕譯

□ (借)買掛勘定(甲某) (負債を減す) 一〇、〇〇〇 (貸)支拂手形 (負債を増す) 一〇、〇〇〇

ハ 丙の仕譯

□ (借)受取手形 (資産を増す) 一〇、〇〇〇 (貸)商品 (資産を減す) 一〇、〇〇〇

2. 約束手形の場合

甲は乙より商品五千圓を買入れ代金として乙宛約束手形を振出す。

イ 甲の仕譯

□ (借)商品 (資産を増す) 五、〇〇〇 (貸)支拂手形 (負債を増す) 五、〇〇〇  
乙の仕譯  
□ (借)受取手形 (資産を増す) 五、〇〇〇 (貸)商品 (資産を減す) 五、〇〇〇

- (15) 手形振出保證
- (16) 手形振出保證見返
- (17) 手形裏書保證
- (18) 手形裏書保證見返

既に述べたやうに爲替手形の振出人及び爲替手形並に約束手形の裏書讓渡人は、他日若し其の手形が不渡となつたときには其の手形の所持人から償還請求を受くる懸念があるから、此の懸念即ち條件付の債務を簿記で表示することは正確なる財産状態を知らんとする上に於て極めて必要なことである。即ち此の意味に於て第三者に宛て其の賣掛金等に對して爲替手形を振出した場合には、仕譯上管に其の賣掛金勘定を貸方に掲ぐるの外、手形振出勘定及び同見返勘定を設けて之を貸方及び借方に掲げ、又自己が從來有して居た第三者宛の受取手形を取引の相手方に讓渡した場合には仕譯上單に其の受取手形勘定を貸方に掲ぐるに止まらず、手形裏書保證勘定及び同見返勘定を設けて之を貸方及び借



方に掲ぐるを可とするのである。

取引仕簿例

- イ 前掲設例の爲替手形の場合のイの甲の仕簿に單に
  - (借方) 商品 一〇、〇〇〇圓 (貸方) 賣掛勘定 一〇、〇〇〇圓
  - とあつたのを本説明に従へば左の通りに表す。
  - (借) 商品 (資産を増す) 一〇、〇〇〇 (貸) 賣掛勘定 (資産を減す) 一〇、〇〇〇
  - 手形振出保証見返(同) 一〇、〇〇〇 手形振出保証 (負債を増す) 一〇、〇〇〇
  - 甲は乙より商品二〇、〇〇〇圓を買入れ、代金として丁振出丙宛甲向の爲替手形金二〇、〇〇〇圓を裏書譲渡す。
  - (借) 商品 (資産を増す) 二〇、〇〇〇 (貸) 受取手形 (資産を減す) 二〇、〇〇〇
  - 手形裏書保証見返(同) 二〇、〇〇〇 手形裏書保証(負債を増す) 二〇、〇〇〇
  - ハ 先に丙に對し買入商品代として交付したる當店(甲)振出乙宛丙向の爲替手形一〇、〇〇〇圓本日満期の所乙より入金ありたる旨丙より通知あり。
  - (借) 手形振出保証 (負債を減す) 一〇、〇〇〇 (貸) 手形振出保証見返 (資産を減す) 一〇、〇〇〇
  - ニ 過般乙に對し買入商品代として裏書譲渡したる丁振出丙宛の爲替手形金二〇、〇〇〇圓は本日満期の所不渡となり、乙より償還請求に接したるを以て手形代金並拒絶證書作成費用其他一〇〇圓當店(甲)に於て賠償し第一銀行宛小切手にて仕拂ふ。
  - (借) 手形裏書保証 (負債を減す) 二〇、〇〇〇 (貸) 當座預金 (資産を減す) 二〇、一〇〇
  - 雜損(損失を生ず) 一〇〇

ホ 同日乙より償還請求を受けたる丁振出丙宛當店(甲)向の爲替手形金二〇、〇〇〇圓及び乙に對し賠償したる諸費用一〇〇圓直に手形振出人丁に對し償還請求を爲す、諸費用五〇圓現金拂、此の分併せて賠償を請求す(賠償請求金未收)。

(借) 未收金 (資産を増す)	二〇、一五〇	(貸) 手形裏書保証見返 (資産を減す)	二〇、〇〇〇
雜 益 (利益を生ず)		現 金 (資産を減す)	一〇〇
			五〇

(19) 割引手形 満期日以前に受取手形の手形代金を収入せんが爲め其の權利を他人に(普通に銀行なり)譲渡し、手形代金から譲渡の日より満期日に至る期間に相當する利子を差引きたる残額を収入することあり、右の行爲を手形の割引と稱し、割引に附したる手形を割引手形、差引きたる利子を割引料と云ふ。此の場合手形の支拂人が代金の支拂を了しないときは讓受人即ち割引銀行から手形代金の償還請求を受けるから、恰も割引銀行から借入金を爲したやうに整理し支拂人が割引銀行へ代金の支拂を爲したるとき返済したやうに整理する。又手形の割引と同時に其の受取手形を仕譯の貸方に掲げ更に前掲の手形裏書保証及び同見返勘定を貸方及び借方に掲ぐるも一方法である。

(20) 手形借入 單に資金の融通を受けんが爲めに銀行を受取人として、自己を支拂人とする手形を振出して銀行に交付し、満期日迄の割引料を差引き代金の融通を受くる場合は之を手形割引と言はずして手形借入と云ふ。即ち爲替手形を振出す場合は振出人及び名宛人共に自己であつて振向人は銀行



となり、約束手形の場合は振出人は自己であり名宛人は銀行である。

取引仕簿例

イ 大正十三年九月二十日甲某より受取りたる同人振出乙某宛當社(丙) 向爲替手形金一萬圓也三井銀行に於て割引に附し、割引料日歩三錢五厘の割にて二十日分差引き手取金同行へ當座預金とす。

(借) 割引料 (損失を生ず) 七〇

(貸) 割引手形 (負債を増す) 一〇、〇〇〇

當座預金 (資産を増す) 九、九三〇

ロ 三井銀行より去月(九月)二十五日同行に於て割引に附したる甲某振出乙某宛爲替手形金一萬圓也本日(十月十四日) 名宛人乙某より手形代金の支拂ありたる旨通知あり。

(借) 割引手形 (負債を減ず) 一〇、〇〇〇

(貸) 受取手形 (資産を減ず) 一〇、〇〇〇

ハ 三井銀行宛日附後六十日拂約束手形金五千圓也本日振出し同行に於て割引に附し割引料差引き手取金當座預金とす、割引日歩三錢八厘

(借) 割引料 (損失を生ず) 一一四

(貸) 手形借入 (負債を増す) 五、〇〇〇

當座預金 (資産を増す) 四、八八六

(21) 借入金

(22) 貸付金 單に金融の便を得又は與へんとする目的を以て發生せしむる債權關係を整理する。

取引仕簿例

イ 當社代表社員山田鐵三郎より現金三千圓借入る。

(借) 現金 (資産を増す) 三、〇〇〇 (貸) 借入金 (負債を増す) 三、〇〇〇

ロ 支配人竹田重次郎より豫て同人に融通せる金二千圓現金にて受取り代表社員山田鐵三郎へ借入金の返還を爲す。

(借) 借入金 (負債を減ず) 二、〇〇〇

(貸) 貸付金 (資産を減ず) 二、〇〇〇

(23) 積送品

(24) 委託販賣品

製造家又は商人が其の製品又は商品を需要ある遠隔地に積送し、自己の計算に於て其の地の問屋又は代理商に委託して一定の手數料を支拂ひ販賣せしむることは今日一般に行はれる所であるが、此の場合に其の販賣委託者より見て其の積送を爲したる製品又は商品を積送品と謂ひ、販賣受託者より見て積送を受けたる製品又は商品を委託販賣品と謂ふ。

委託品に付ては之を販賣處分する迄其の所有權は委託者にあり、又其の販賣につき委託者より指定條件あれば受託者は其の條件に従はなければならないのであつて、其の委託品の販賣より生ずる損益及び其の委託品に關する費用一切は總て委託者に歸し、受託者は其の勞務に對する一定の販賣手數料を受取り得るに過ぎないのである。受託者が委託品を全部處分したる時、又は定期に定めある時は其の賣上部分に付き賣上勘定書又は仕切狀を作成し之を委託者に送付する義務がある。



取引仕簿例

イ 東京甲商店は委託販賣の爲め大阪乙商店へ商品一〇、〇〇〇圓を積送し運賃其の他一五〇圓現金にて支拂ふ。  
 大阪乙商店は右甲商店よりの積送品を受取り引取運賃其の他一二〇圓現金にて支拂ふ。  
 東京甲商店の仕簿

(借) 大阪向積送品 (資産を増す) 一〇、一五〇 (貸) 商品 (資産を減ず) 一〇、〇〇〇

現金 (同) 一五〇

大阪乙商店の仕簿

(借) 甲商店委託販賣品 (資産を増す) 一二〇 (貸) 現金 (資産を減ず) 一二〇

ロ 大阪乙商店は甲商店委託品を一二、〇〇〇圓にて賣却し代金小切手にて受取り當座預金とす。  
 販賣諸掛 一九〇圓現金拂

大阪乙商店の仕簿 (東京甲商店は仕簿不要)

(借) 當座預金 (資産を増す) 一二、〇〇〇 (貸) 甲商店委託販賣品 (資産を減ず) 一二、〇〇〇

甲商店委託販賣品 (資産を増す) 一九〇 現金 (資産を減ず) 一九〇

ハ 大阪乙商店は東京甲商店へ左記賣上勘定書を作成して送付す、販賣手数料賣上金額に對し百分の三とす。

賣上勘定書

一、金壹萬貳千圓也

但し何、何々圓替、何個賣上代金

差引

一、金百貳拾圓也 但し引取運賃其他

一、金百九拾圓也 但し販賣諸掛り

一、金參百六拾圓也 但し賣上手數料賣上金額に對し百分の三

小計金六百七拾圓也

差引殘金壹萬壹千參百拾圓也

右之通相違無之候也

月 日

大阪

乙

商

店

印

東京 甲商店 殿



大阪乙商店の仕譯

(借) 甲商店委託販賣品 (負債を減ず) 一一、六九〇

(貸) 手数料 (利益を生ず) 三六〇

東京甲商店の仕譯

東京甲商店 (負債を増す) 一一、三三〇

(借) 大阪乙商店 (資産を増す) 一一、三三〇

(貸) 大阪向積送品 (資産を減ず) 一〇、一五〇

積送品損益 (利益を生ず) 一、一八〇

(25) 組合積送品

(26) 組合販賣品

前記の如く商品を遠隔地に積送し委託販賣を爲すに當り、其の受託者に對し取扱手数料を支拂ふ代りに其の商品の販賣に依る損益を分擔せしむることにすれば、其の販賣に際し販賣従事者をして一層努力せしめ有利なる條件を得らるゝ等、委託者に取り甚だ便益を生ずることあり、又積送者が其の積送地に於ける相場の變動、商慣習等の事情に通曉せざるが如き場合に於ては更に此の方法に従ふを利益とすることがある。此の場合に其の損益を當事者に分擔せしめたる積送商品を整理するに當り組合商品なる勘定科目を使用する。組合商品の關係は前掲の委託品關係と單に當事者間損益の共同分擔があるの點に於てのみ異なり他は殆んど同様である。

取引仕譯例

(前掲委託品の場合に於ける取引例に依る)

イ 東京甲商店は大阪乙商店と當座組合を結び組合商品として商品一〇、〇〇〇圓を積送し運賃其の他一五〇圓現金にて支拂ふ。

大阪乙商店は右甲商店よりの組合積送品を受取り引取運賃其の他一二〇圓現金にて支拂ふ。

東京甲商店の仕譯

(借) 大阪向組合積送品 (資産を増す) 一〇、一五〇

(貸) 商品 (資産を減ず) 一〇、〇〇〇

現金 (同) 一五〇

大阪乙商店の仕譯

(借) 甲商店組合販賣品 (資産を増す) 一二〇

(貸) 現金 (資産を減ず) 一二〇

□ 大阪乙商店は前記組合商品を一二、〇〇〇圓にて賣却し代金小切手にて受取り當座預金とす。

販賣請掛り一九〇圓現金拂。

大阪乙商店の仕譯 (東京甲商店は仕譯不要)

(借) 當座預金 (資産を増す) 一二、〇〇〇

(貸) 甲商店組合販賣品 (資産を減ず) 一二、〇〇〇

甲商店組合販賣品 (資産を増す) 一九〇 現金 (資産を減ず) 一九〇

ハ 大阪乙商店は東京甲商店へ賣上勘定書及び計算書を作成し送付す (損益分擔割合等分)。

大阪乙商店の仕譯

(借) 甲商店組合販賣品 (負債を減ず) 一一、六九〇

(貸) 組合品損益 (利益を生ず) 七七〇

東京甲商店 (負債を増す) 一〇、九二〇



東京甲商店の仕譯

(借) 大阪乙商店 (資産を増す) 一〇、九二〇 (貸) 大阪向組合積送品 (資産を減ず) 一〇一五〇  
 組合品損益 (利益を生ず) 七七〇

(27) 假拂金  
 (28) 假受金 (未決算勘定)

之は建築假拂金、賣買手付金の如く金錢其の他の財産の支出又は受入を爲したるものにして其の使途又は受入原因の未決済又は未確定に屬するものを整理する。而して此等は其の清算終了又は確定と共に夫れ々々の本勘定に振替へらるべきことは謂ふ迄もない。然し實際上は此の二者の中前者は損失の、後者は利益の隠匿手段として使用せらるゝことが往々にして珍らしくない。

取引仕譯例

- イ 當社第五工場新築工事請負金第二四分三萬圓三井銀行宛小切手にて拂渡す。  
 (借) 假拂金 (資産を増す) 三〇、〇〇〇 (貸) 當座預金 (資産を減ず) 三〇、〇〇〇
- ロ 當社工場建物震災損害金見積額一八五、〇〇〇圓 假拂金に振替ふ。  
 (借) 假拂金 (資産を増す) 一八五、〇〇〇 (貸) 工場建物 (資産を減ず) 一八五、〇〇〇
- ハ 第一工場分落棉入札賣却し受入代金假受とす。  
 (借) 當座預金 (資産を増す) 一、五〇〇 (貸) 假受金 (負債を増す) 一、五〇〇

二 日野商店より綿絲賣約手付金五千圓受け入る。

(借) 當座預金 (資産を増す) 五、〇〇〇 (貸) 假受金 (負債を増す) 五、〇〇〇

(29) 支店又は工場勘定 銀行又は會社が支店又は工場を有し之に獨立の計算を爲さしむる場合に其の本店に於て支店勘定又は工場勘定を起すのである。通常決算期末に會社全體の貸借對照表、損益計算書を作成する場合には本支店を通じ當該資産負債科目毎に集計して計上せらるゝが、時に支店勘定又は支店利益一本を以て整理し作成せらるゝこともある。何れにせよ其の中途に於ては支店を恰も他店と同様に看做して計算を立てるのである。

取引仕譯例

- イ 大阪市東區堺筋一ノ二に當社支店を開設し支店基金として五十萬圓送金す。  
 (借) 大阪支店勘定 (資産を増す) 五〇〇、〇〇〇 (貸) 當座預金 (資産を減ず) 五〇〇、〇〇〇
  - ロ 大阪支店へ綿絲三百捆積送す單價三一〇圓。  
 (借) 大阪支店勘定 (資産を増す) 九三、〇〇〇 (貸) 製品 (資産を減ず) 九三、〇〇〇
  - ハ 大阪支店より綿絲賣上代金十萬圓送金し来る。  
 (借) 當座預金 (資産を増す) 一〇〇、〇〇〇 (貸) 大阪支店勘定 (資産を減ず) 一〇〇、〇〇〇
  - ニ 大阪支店より當期分利益二八、六〇〇圓との報告に接す。  
 (借) 大阪支店勘定 (資産を増す) 二八、六〇〇 (貸) 支店利益 (利益を生ず) 二八、六〇〇
- (30) 得意先割戻金



近年販賣奨励の一方方法として得意先に對し一ヶ年若くは半ヶ年中自己の取扱又は製造に係る商品又は製品を購入したる數量に應じ購入代金中一定の割合に依り算出したる金額を割戻すことは一般に行はれる所であるが、此の場合に於ける其の割戻金を整理するに本勘定を用ふ。得意先割戻金は其の金額丈け商品販賣益を減殺するものであつて、秘密積立金を構成すること事例に乏しくない。

## 取引仕簿例

イ 本月中製品販賣高に對する得意先割戻金定率の積立をなす(賣上一、二八六、〇〇〇圓に對する百分の一)。

(借) 賣上勘定 (損失を生ず) 一二、八六〇 (貸) 得意先割戻金 (負債を増す) 一二、八六〇

ロ 日野商店に對する當半期分割戻金同店に對する賣掛勘定と相殺をなす。

(借) 得意先割戻金 (負債を減ず) 一二、〇〇〇 (貸) 賣掛勘定 (資産を減ず) 一二、〇〇〇

(31) 原料品 (又は材料品)

(32) 貯藏品

之等は工業簿記に於て用ひらるゝものであるが原料品 (又は材料品) とは之を直接原料と爲し之に加工して物品を製するものであつて、機械製造に於ける鐵材、綿絲紡績に於ける棉花、酒醬油製造に於ける米麥の如きものである。等しく製造に當つて消費せらるゝ物品でも直接加工又は製造の目的とならずして其の補助手段に供せらるゝものは原料品とせず貯藏品として整理する。例へば前述機械製

造に於ける石炭、綿絲紡績に於ける漂白劑、酒類醬油醸造に於ける樽壇等の容器の如きものである。

(33) 半製品 (又は仕掛品)

(34) 製品

半製品とは加工若くは製造の工程にある製品を云ふのであるが、通例本勘定科目は決算に當り棚卸をなす際に起すの外、事業年度中途に於ては製造費勘定を以て整理し本勘定科目を使用しないのである。而して決算期末に於て仕掛中の半製品の評價を爲すに當ては、曾に使用原料の外その半製品に付き要したる工賃、動力費、機械工場の減價償却金等の割當額をも負擔せしむべきであるが、之は會計原論の範圍に屬するから茲では詳述しない。半製品勘定は決算期末に於て製造費勘定と振替へられ借方に表はれるのであるが、翌事業年度に入れば其の期首に於て直ちに又振戻の記帳を経て貸方に表はれ消滅する。

製品とは製造若くは加工を完成したる物品にして販賣の目的に供せらるゝものを云ふ。製品にして自己の工場に於て使用せらるゝ物例へば自社用機械工具の場きは其の使用工場に移轉せられたるときに機械器具勘定等に振替へるを要する。既製品を買入れたる場合は仕入商品等の名稱を附して自社製品と全然區別を立てねばならぬが、加工製造工程の一部を他人に請負はしめたるに過ぎないものは自



社に於て之を完成したる後製品に振替へるべきは勿論である。加工又は製造工程の終るを俟て課せらる、特許権使用料、酒税、麥酒税、織物消費税の如き負擔金は製品出來高を製造費勘定より製品勘定に振替へるに際し製品の原價に包含せしむべきである。

原料品、貯藏品、半製品及び製品勘定の仕譯練習は後述損益勘定中の製造費勘定及び製品損益勘定の説明を終へたる後之と同時に爲すこととする。

### 一三 損益勘定

(i) 商品賣買損益 商品の賣買損益にして注文仕入販賣に依るもの、又は原價が一個毎に確定せるもの、やうに一取引に依て直ちに其の賣買損益を知り得る場合は一取引毎に商品の賣買價額中其の原價に相當する分と差損益に相當する分とを區分して本勘定を用ひて仕譯する。

(2) 運賃

(3) 手數料

商品の原料仕入を爲すに當り其の商品に關し仕拂ひたる引取運賃、仲介手數料は等しく營業上の損金たるは疑ひないが、直接に其の商品の原價を構成する性質のものであるから運賃、手數料の損金勘定科目にて整理せず其の仕入れたる商品の價額に包含せしめる。併し商品の販賣をなすに當り賣主の

負擔として支拂ひたるものは其の金額丈賣買益を減殺することになるが、此等の勘定科目の下に損金勘定にて整理する。

(4) 保険料

(5) 倉敷料

茲に保険料とは所有動産、不動産に對する損害保険料の謂である。營業者又は従業員個人の爲にする生命保険料は雜費等にて支出し本勘定にて整理しない、保管中にある商品に對する保険料は本勘定にて整理すること勿論であるが、商品の仕入れを爲したる際其の運送中の危險に對する保険料は前述運賃、手數料の場合と同様本勘定にて整理せず、其の仕入商品の原價に包含せしむる。倉庫に寄託中の商品に對する保管料の支出は倉敷料として整理するが、保管料は通常其の寄託期間中の保険料と合算して支拂はれるから、營業の規模小にして其の金額左程大ならざるときは前述の保険料と合算整理し、一勘定の下に保険料倉敷料として整理せらるゝこと普通である。

### 取引仕譯例

イ 明治製糖株式会社より精糖千俵買入れ代金二萬五千圓に對し二ヶ月後拂約束手形を振出す、右精糖は東神倉庫へ庫入し輸送運賃五百圓三井銀行宛小切手にて支拂ふ。



- (借) 商品 (資産を増す) 二五、五〇〇 (貸) 支拂手形 (負債を増す) 二五、〇〇〇
- 又は仕入勘定 (同) 當座預金 (資産を減ず) 五〇〇
- 東商店へ東神倉庫へ寄託中の精糖二百俵庫出しの上賣渡し代金五千六百圓に對し第一銀行宛小切手を受取り三井銀行に當座預金とす。保管料五十圓保険料三十圓、運賃四十圓及び仲介者山本憲に對する手数料百圓何れも現金拂
- (借) 當座預金 (資産を増す) 五、六〇〇 (貸) 商品 (資産を減ず) 五、一〇〇
- 保険料倉敷料 (損失を生ず) 八〇 商品賣買益 (利益を生ず) 五〇〇
- 運賃 (同) 四〇 又は賣上勘定 (資産を減ず) 五、六〇〇
- 手数料 (同) 一〇〇 現金 (同) 二二〇

(6) 利子割引料 (説明略)

(7) 營業費、使用人給料、手當、賄費、店舗の賃借費、税金其他文房具費、贈答用物品費、寄附金等の雜費等日常の爲にする經費を總括して營業費として整理す。勿論營業の規模が大にして其の支出金額が相當多額に達するときは便宜適當に區分して獨立の勘定科目を設けるのを便とする。

(8) 雜損益 資産の處分損益、貸金の回收不能、従業員の退職死亡に因る一時的給與金等營業上常時の損益に屬せざる一時的損益は之れを纏めて本勘定の下に整理する。

取引仕簿例

イ 本月分營業諸入費左記の通現金にて支拂ふ。

- 店員給料 五名分 三八〇圓
- 借家料 一五〇圓
- 雜費 一四〇圓
- (借) 營業費 (損失を生ず) 六七〇 (貸) 現金 (資産を減ず) 六七〇
- 古金庫、机、椅子其他記帳價額百五十圓分拂下ぐ、代金八十圓現金收入。
- (借) 雜損 (損失を生ず) 七〇 (貸) 什器 (資産を減ず) 一五〇
- 現金 (資産を増す) 八〇

(9) 製造費 製造費は製品の製造原價を示す勘定科目である。従つて製造費中には製品の原料代價のみならず製造に要する勞賃、動力費、燃料費、作業費、工場建物機械器具等の減價償却金、製造に當り消費したる貯藏品代價等をも之に包含せしむべきである。而して製造工程を了へ製品が出来上つた時には製品勘定に振替へられる。

取引仕簿例

イ 貯藏原料米棉二一、二〇〇圓第二工場へ拂出す。

- (借) 製造費 (損失を生ず) 二一、二〇〇 (貸) 原料 (資産を減ず) 二一、二〇〇
- 本月分第二工場分擔勞賃、使用石炭、動力費、器具機械工場建物減價償却金、消耗品費、賞與引當金製造原價に振込む。
- (借) 製造費 (損失を生ず) 三〇、五〇〇 (貸) 勞賃 (損失を減ず即ち利益を生ず) 一二、五〇〇



減價償却引當 (負債を増す) 五、〇〇〇  
 貯蔵品 (資産を減ず) 三、〇〇〇  
 動力費 (損失を減ず即ち利益を生ず) 五、〇〇〇  
 消耗品費 (損失を減ず即ち利益を生ず) 二、五〇〇  
 賞與引當 (負債を増す) 二、五〇〇

ハ 本月分繰繰出来高第二工場分二百梱庫入をなす。

(借) 製品 (資産を増す) 三三、五〇〇 (貸) 製造費 (利益を生ず) 三三、五〇〇

ニ 當期末第二工場分仕掛品評價額一萬五千圓也製造費勘定より振戻す。

(借) 仕掛品 (資産を増す) 一五、〇〇〇 (貸) 製造費 (利益を生ず) 一五、〇〇〇

ホ 前期末評價仕掛品製造費勘定へ戻入をなす。

(借) 製造費 (損失を生ず) 一五、〇〇〇 (貸) 仕掛品 (資産を減ず) 一五、〇〇〇

(10) 資産評價損益 所有資産の時價が下落し記帳價額との間懸隔を生ずるに至りたる時、又は單に財産状態の堅實を期せんとするとき、其の資産に付き評價損を立て、其の記帳價額を時價若くは時價以下に引下げることがある。又反對に時に多大の缺損を生じた場合に、其の缺損を補填せんが爲め土地、設備其の他の固定資産の記帳價額を引上げて益金を捻出することがある。斯かる場合の損益を本勘定科目を以て整理する。

取引仕例

イ 所有公社債株券價格切下をなし時價相當額に引直しをなす。

(借) 資産評價損 (損失を生ず) 三五、二〇〇 (貸) 有價證券 (資産を減ず) 三五、二〇〇

ロ 假拂金勘定を以て整理し置きたる震災損害金一八五、〇〇〇圓の内八五、〇〇〇圓土地の評価益を以て補填をなす。

(借) 土地 (資産を増す) 八五、〇〇〇 (貸) 假拂金 (資産を減ず) 八五、〇〇〇

一四 資本主勘定

(1) 資本金 (株金)

(2) 拂込未済資本金 (拂込未済株金)

資本金は準負債科目であり、通常營業の純資産額を示すものであつて他の借入金、買掛金等の負債科目とは全然其の性質を異にするものであるが、簿記では既述の如く整理の便宜上資本主に對する債務なりとし外部に對する純粹の債務と同一に取扱ふ。而して其の整理は個人と會社とに依り大いに趣を異にする。

イ 個人の場合には營業の總資産から純粹の負債を控除したものは全額資本金となる。従て個人の場合の資本金は常に異動し得る性質のものであつて一營業期間の純益金も直ちに之に振替へ其の金額を増加せしめ、營業主が資金を引出した場合に夫れだけ資本金を減少せしめるのを普通とする。



ロ 會社の資本金は會社の設立と同時に確定して居つて特別の手續を履まない限り異動することはない。資本金中拂込未済の分があるときは全額を貸方に資本金とし、其の拂込未済額を借方に拂込未済資本金として整理する。一事業年度の純益金も其の儘純益金として差措き積立金、配當金、繰越金等其の處分に從ひ資本金とは關係なく振替へられる。

取引仕簿例

イ 本日現金千圓、當座預金二千圓、賣掛金千五百圓及び借入金二千圓を以て營業を始む。

(借) 現金 (資産を増す)	一、〇〇〇	(貸) 借入金 (負債を増す)	二、〇〇〇
當座預金 (同)	二、〇〇〇	資本金 (同)	二、五〇〇

賣掛勘定 (同) 一、五〇〇

ロ 營業主の都合に依り小切手にて五百圓引出す。

(借) 資本金 (負債を減ず)	五〇〇	(貸) 當座預金 (資産を減ず)	五〇〇
-----------------	-----	------------------	-----

ハ 本日合名會社を組織し資本金五萬圓の内二萬圓現金にて拂込む。

(借) 現金 (資産を増す)	二〇、〇〇〇	(貸) 資本金 (負債を増す)	五〇、〇〇〇
----------------	--------	-----------------	--------

拂込未済資本金 (同) 三〇、〇〇〇

(3) 當期純益金

(4) 當期純損金

一 營業期間又は一事業年度に於ける損益勘定の總利益金が總損失金より大なるときは其の超過額を純益金と云ひ、小なるときは其の不足額を純損金と云ふ。純益金は貸方に表はれ夫れに對應する丈け借方として資産の増加又は負債の減少を爲したることになり、純損金は反對に借方に表はれ夫れに對應する丈け貸方として資産の減少又は負債の増加を來したることになる。而して個人營業の場合は純益金及び純損金は直ちに資本金の増加又は減少となるが、會社營業の場合は資本金とは關係なく純損益處分に移されること前述の通りである。

(5) 積立金 會社の場合に會社は營業政策上純益金の處分に於て其の幾分を積立金として留保する。積立金は株式會社の場合に於ける法定積立金の外便宜に從ひ隨意名稱を付して區分設定せらるゝが普通である。而して其の實體は會社の純資産額を示すも便宜上資本金に對する債務として整理せらるることは資本金の場合と同一である。

(6) 未拂配當金

(7) 未拂賞與金

此の兩者は前の積立金と同時に會社の純益處分に於て決定したる株主又は社員に對する利益の配當、重役社員又は従業員に對する賞與金を整理するものであつて、其の性質は借入金、買掛金等と同



じく純然たる債務であるが説明の便宜上積立金の次項に配列して置く。

- (8) 前期繰越益金
- (9) 前期繰越損金

前期繰越益金も前事業年度に於ける純益處分の一内容を爲し、純益金中留保せられたるものなることは積立金と同一であるが、本勘定は其の純益處分を爲すに當り其の期の純益金と合算される。

前期繰越損金は前事業年度に於ける缺損金中繰越されたるものであつて、夫れ丈け資本金及び積立金中の不足額を示すものである。而して本勘定は其の事業年度の損益計算に於て損金に加算され其の事業年度の純損益金と合計又は相殺される。

取引仕簿例

イ 一月十五日、當會社（株式會社）第五期純益金二萬八千六十五圓四十錢也、及び前期繰越益金六千八百三十二圓十六錢也、本日定時株主總會に於て左記の通り處分することに確定す。

- 一、法定積立金 千五百圓
- 一、別途積立金 七千圓
- 一、株主配當金 一萬八千圓

一、役員賞與金	千五百圓		
一、後期繰越金	六千八百九十七圓五十六錢		
(借) 当期純益金 (負債を減ず)	二八、〇六五・四〇	(貸) 法定積立金 (負債を増す)	一、五〇〇・〇〇
前期繰越益金 (同)	六、八三二・一六	別途積立金 (同)	七、〇〇〇・〇〇
		未拂配當金 (同)	一八、〇〇〇・〇〇
		未拂賞與金 (同)	一、五〇〇・〇〇
		前期繰越益金(同)	六、八九七・五六

□ 七月十五日定時株主總會に於て當會社第六期缺損金千三百二十四圓六十錢は前期繰越益金六千八百九十七圓五十六錢の内にて補填し今期無配當とすることに決議確定す。

(借) 前期繰越益金 (負債を減ず) 一、三二〇・六〇 (貸) 当期缺損金 (資産を減ず) 一、三二〇・六〇

第五章 帳簿及記帳

一五 帳簿の種類 簿記は財産の増減變化を記録するものであるから帳簿及び記帳は簿記の根底を爲すものである。茲に帳簿とは商法に所謂商業帳簿であつて其の形式には裝幀式、ルーズリーフ式、カード式等がある。簿記帳簿を分ちて主要簿と補助簿との二とする。主要簿は會計記録の主要なる部



分を成し、之に依り随時に或る程度迄損益の状態及び財産の現況を知り得る帳簿であつて、補助簿は主要簿の記帳及び検索を便ならしめ其の記載を補助するの地位に立つ帳簿である。

主要簿、簿記に於て主要簿と名付くべきものは總勘定元帳である。總勘定元帳とは既に述べた勘定口座の全部を集めたものであつて、通常其の編成を資産負債勘定と損益勘定とに分類する。主要簿として總勘定元帳の外仕譯帳を擧ぐる者があるが余は之を採らない。

補助簿、補助簿の種類、様式は更に多種多様であつて其の數も營業の種類、性質、規模の大小等に依り適宜に定むべきである。左に其の一般的なるもの及び商業簿記に特殊なるものを擧げる。

1. 元帳記入の補助をなすもの  
傳票、仕譯日記帳、仕譯帳、日記帳
2. 商品賣買に關するもの  
商品賣買帳、賣上帳、仕入帳（元帳記入の補助を兼ねるものあり）、商品有高帳
3. 賣掛買掛に關するもの  
賣掛元帳、買掛元帳
4. 現金預金に關するもの

5. 手形取引に關するもの  
現金出納帳、當座預金勘定帳（元帳記入の補助を兼ねるものあり）小口現金支拂帳

6. 所有資産に關するもの  
受取手形記入帳、支拂手形記入帳（元帳記入の補助を兼ねるものあり）  
所有不動産内譯帳、有價證券内譯帳

一六 記帳法 記帳の順序は帳簿の組織として傳票を使用するものにおいて先づ傳票を記入し、次に當該取引に特殊なる補助簿に記入し、元帳記入用補助簿の記入を経て元帳に記入する。元帳の記入法は其の勘定科目が仕譯上借方に表はれたるときは其の勘定口座の借方に、貸方に表はれたるときは貸方に、其の仕譯の相手勘定科目を摘要欄に示して取引金額を記入するのである。以下最も初歩的な帳簿組織に付き取引例題の記帳練習をしやう。

### 一七 記帳上の注意

- (1) 各帳簿には毎葉其の順序を追ふて丁數を附すること。
- (2) 罫線は總て赤インキを用ひ金額欄の左右は複線其の他は單線となすを普通とする。罫線は體裁上成るべく小筋なるを可とする。



- (3) 文字は總て楷書又は行書にて綺麗に記入し何人にも判るやうにすること。文字及び數字の字體は均一鮮明にすること。
- (4) 帳簿の金額欄に數字にて記入する金額には三位毎に「コンマ」を切り文字にて金額を表はす場合には一、二、三、十は壹、貳、參、拾の文字を用ふること。
- (5) 記帳上誤記を爲したる時は朱線二本を引きて抹殺し其の上部に正しき記入をなすこと、之をゴム又は小刀、藥品等にて削取することは絶対に避くべきである。

記帳例題

主要簿—總勘定元帳

帳簿組織

補助簿—仕簿日記帳、現金當座預金出納帳、仕入帳、賣上帳、手形記入帳、人名勘定元帳

營業日記

東京市深川區佐賀町一丁目五番地 米 佐 商 店

- 十月一日 左記の通り財産を元入し玄白米賣買業を開始す。  
引繼を受けたる資産負債左記の通り  
電話、金庫、机其他一式、五千圓  
商品、  
庄内米、三百石、四十圓替、一萬二千圓

下總米、二百石、三十九圓替、七千八百圓

賣掛金、山本商店三千圓、當座預金十五銀行支店、五千三百圓(當座貸越特約限度、一萬圓)現金、二千五百圓、買掛金、鈴加商店四千圓、支拂手形十月二十日拂武本商店宛當店振出し、約束手形第一號三千六百圓、

開業諸入費、三百圓現金拂

同 日 郵便切手印紙、文房具類買入れ代金現金拂二百圓也。

十月二日 本田商店へ左の通り賣渡し、代金の内二千五百圓は第一銀行宛小切手にて、千圓は現金にて、殘金掛とす、右小切手は十五銀行支店へ當座預金とす。

庄内米、百五十石、四十五圓替

下總米、百二十石、四十三圓替

十月三日 木德商店より左の通り買入れ、代金の内三千圓は十五銀行支店宛小切手にて、五千圓は本日附十日後拂當店振出し

木德商店宛約束手形第二號にて、殘金掛とす。

遠州米、五百石、四十一圓替

尾州米、三百石、四十圓替

十月五日 近衛第一聯隊經理課へ左記の通り入札賣却し代金日本銀行宛小切手にて受取り十五銀行支店へ當座預金とす。

遠州米、三百石、四十三圓替

尾州米、二百石、四十三圓替

車力人夫賃三百圓現金拂

十月七日 木德商店宛買掛金の内金二萬圓也十五銀行支店宛小切手にて支拂ふ。



十月九日 水本商店へ左記の通り賣却し代金の内四千圓に對しては本日附十日後拂同店宛鈴加商店向第一號爲替手形を振出し、引受せしめたる上鈴加商店へ交付し、五千圓に對しては第百銀行支店小切手にて、殘金に對しては同店振出し本日附三十日後拂山田商店宛當店向爲替手形第十號にて受取る、右小切手は取引銀行へ當座預金とす。

庄内米、百五十石、四十五圓替

遠州米、百五十石、四十三圓替

十月十三日 本月三日當店振出し木德商店宛約束手形第二號五千圓本日滿期に付き十五銀行支店宛小切手にて支拂ふ。

十月十六日 東神倉庫へ倉庫料上半月分現金拂、百二十圓也。

十月十七日 鈴加商店より左記の通り買入れ、代金の内八千圓は十五銀行支店宛小切手にて、殘金掛とす。

越後米、五百石、四十圓替

十月二十日 當店振出し武本商店宛約束手形第一號三千六百圓本日滿期に付き十五銀行支店宛小切手にて支拂ふ。

十月廿二日 麻布第一聯隊へ左記の通り入札賣却し代金日本銀行小切手にて受取り取引銀行へ預け入る。

尾州米、百石、四十三圓替

越後米、三百石、四十三圓替

車力人夫賃二百圓現金拂

十月廿五日 本日附二十日後拂鈴加商店振出山口商會向當店宛爲替手形第十二號金一萬圓本日山口商會より呈示を受け引受けをなす。

なす。

十月廿七日 田山商店より左の通り買入れ代金の内二萬圓は小切手にて支拂ひ、殘金掛とす。

伊勢米、三百石、四十二圓替

庄内米、五百石、四十圓替

十月廿八日 上田商店へ左の通り賣却し代金の内千圓は現金にて、二千五百圓は掛とし、一萬圓に對しては同店振出し本日附三十日後拂當店宛約束手形第二號にて受取る。

十日後拂當店宛約束手形第二號にて受取る。

庄内米、三百石、四十五圓替

十月廿九日 上田商店より受取りたる同店振出し當店宛約束手形第二號一萬圓也本日十五銀行支店に於て割引に附し、割引料日數三十日分日歩三錢五厘の割にて支拂ひ手取金同行へ當座預金とす。

數三十日分日歩三錢五厘の割にて支拂ひ手取金同行へ當座預金とす。

十月三十日 當店支配人安田作二郎交通事故の爲負傷入院に付き見舞金五百圓十五銀行小切手にて支拂ふ。

十月卅一日 本月分營業諸入費左記の通り現金拂。

一、店員給料 六名分 四百圓

一、家賃 百五十圓

一、諸雜費 千五百圓

一、倉庫料 下半月分 百五十圓

同日 本日決算をなす、什器及び手持商品の評價は仕入原價に依る。



賣 上 帳

日 附	摘 要	金 額
10 2	本田商店へ	
	庄内米 150石 @ ¥ 45.- ¥ 6,750-	
	下總米 120" " 43.- " 5,160-	11,910-
10 5	近衛第一聯隊へ	
	遠州米 300石 " 43.- " 12,900-	
	尾州米 200" " 43.- " 8,600-	21,500-
10 9	水本商店へ	
	庄内米 150" " 45.- " 6,750-	
	遠州米 150" " 43.- " 6,450-	13,200-
10 22	麻布第一聯隊へ	
	尾州米 100" " 43.- " 4,300-	
	越後米 300" " 43.- " 12,900-	17,200-
10 28	上田商店へ	
	庄内米 300" " 45.-	13,500-
		√ 77,310-

第一編 簿記 第五章 帳簿及記帳

仕 入 帳

日 附	摘 要	金 額
10 1	元 入	
	庄内米 300石 @ ¥ 40.- ¥ 12,000-	
	下總米 200" " 39.- " 7,800-	19,800-
10 3	米徳商店より	
	遠州米 500" " 41.- " 20,500-	
	尾州米 300" " 40.- " 12,000-	32,500-
10 7	鈴加商店より	
	越後米 500" " 40.-	20,000-
10 27	田山商店より	
	伊勢米 300" " 42.- " 12,600-	
	庄内米 500" " 40.- " 20,000-	32,600-
		√ 104,900-

簿記會計學講義



借方

現金當座預

日附	摘要	現金	當座預金
10 1	資本金 元入レ	2,500	5,300
" 2	商品 本田商店ヨリ	1,000	2,500
" 5	" 近衛第一聯隊ヨリ		21,500
" 9	" 水本商店ヨリ		5,000
" 22	" 麻布第一聯隊ヨリ		17,200
" 28	" 上田商店ヨリ	1,000	
" 29	割引手形 手形割引		9,895
		4,500	61,395

第一編  
簿記  
第五章  
帳簿及記帳

受取手

月日	摘要	手形種類	番號	支拂場所	振出人	名宛人
10 9	商品代金	爲	10	十五深川支店	水本商店	山田商店
" 28		約	2	十五京橋支店	上田商店	當店

支拂手

月日	摘要	手形種類	番號	支拂場所	振出人	名宛人又ハ振出人
10 1	元入レ	約	1	第一銀行本店	當店	武本商店
" 3	商品代金	約	2	十五深川支店	"	木德商店
" 15	買掛勘定	爲	12	三井日本橋支店	鈴加商店	山口商會

六五

金出納帳

貸方

日附	摘要	現金	當座預金
10 1	營業費 開業諸入費支拂ふ	300	
" "	同 切手印紙文具類	200	
" 3	商品 木德商店へ		3,000
" 5	營業費 商品賣却に付車力人夫賃	300	
" 7	買掛勘定 木德商店へ		20,000
" 13	支拂手形 受取人木德商店		5,000
" 16	保險料倉敷料 東神倉庫へ上半月分	120	
" 17	商 品 鈴加商店へ		8,000
" 20	支拂手形 受取人武本商店		3,600
" 22	營業費 商品賣却に付車力人夫賃	200	
" 27	商 品 田山商店へ		20,000
" 30	雜 費 支配人へ見舞金		500
" 31	營業費 月末諸入費	2,050	
	保險料倉敷料 東神倉庫へ下半月分	150	
	△本日殘高	1,180	1,295
		4,500	61,395

簿記會計學講義

形記入帳

振出			期限			金額	額末		備考
年	月	日	年	月	日		年	月	
2	10	9	2	11	8	4,200			
2	10	28	2	11	27	10,000			10/29割引
						14,200			

形記入帳

振出			期限			金額	額末		備考	
年	月	日	年	月	日		年	月		日
2	9	25	2	10	20	3,600	2	10	20	支拂済
2	10	3	2	10	13	5,000	"	"	13	"
2	10	25	2	11	14	10,000				
						18,600				

六四



木 德 商 店

4.

日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
10 3	商品仕入		24,500	貸	24,500
" 7	小切手 = テ	20,000		"	4,500
△ 31	繰 越	4,500		/	0
		24,500	24,500		

田 山 商 店

5.

日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
10 21	商品仕入		12,600	貸	12,600
△ 31	繰 越	12,600		/	0

上 田 商 店

6.

日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
10 28	商品賣却	2,500		借	2,500
△ 31	繰 越		2,500	/	0

人名勘定元帳

山 本 商 店

1.

日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
10 1	元 入 レ	3,000		借	3,000
△ 31	繰 越		3,000	/	0

本 田 商 店

2.

日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
10 2	商品賣却	8,410		借	8,410
△ 31	繰 越		8,410	/	0

鈴 加 商 店

3.

日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 又 貸	残 高
10 1	元 入 レ		4,000	貸	4,000
" 9	水本商店宛爲手振出	4,000		/	0
" 17	商品仕入		12,000	貸	12,000
" 25	山口商會向爲手引受	10,000		"	2,000
△ 31	繰 越	2,000		/	0
		16,000	16,000		



仕 譯 日 記 帳

2.

摘	要	元丁	借方	貸方
	前業ヨリ		48,010	48,010
10/3	商 品	3	32,500	
	諸 口			3,000
	當座預金	5		5,000
	支拂手形	8		24,500
	買掛勘定	7		
	木徳商店ヨリ商品買入ル			
10/5	諸 口			
	當座預金	5	21,500	
	管業費	9	300	
	諸 口			
	商 品	3		21,500
	現 金	6		300
	近衛第一聯隊へ商品賣渡ス			
10/7	買掛勘定	7	20,000	
	當座預金	5		20,000
	木徳商店へ買掛金ノ内拂フナス			
10/9	諸 口			
	商 品	3		13,200
	買掛勘定	7	4,000	
	當座預金	5	5,000	
	受取手形	10	4,200	
	水本商店へ商品賣渡シ代金ノ内 ¥4,000ハ鈴加商店向爲手振出ス			
10/13	支拂手形	8	5,000	
	當座預金	5		5,000
	木徳商店宛約手支拂フ			
	次業へ		140,510	140,510

第一編 簿記 第五章 帳簿及記帳

六九

仕 譯 日 記 帳

1.

摘	要	元丁	借方	貸方
10/1	(諸 口)			
	什 器	2	5,000	
	商 品	3	19,800	
	賣掛勘定	4	3,000	
	當座預金	5	5,300	
	現 金	6	2,500	
	諸 口			
	買掛勘定	7		4,000
	支拂手形	8		3,600
	資本金	1		28,000
	上記ノ通り元入レ營業ヲ始ム			
	管業費	9	300	
	現 金	6		300
	開業諸入費支拂フ			
	管業費	9	200	
	現 金	6		200
	郵便切手印紙文房具費支拂フ			
10/2	諸 口			
	當座預金	5	2,500	
	現 金	6	1,000	
	賣掛勘定	4	8,410	
	商 品	3		11,910
	本田商店へ商品賣渡ス			
	次業へ		48,019	48,010

簿記會計學講義

六八



仕 譯 日 記 帳

4.

摘	要	元 丁	借 方	貸 方
	前業ヨリ		191,630	191,630
10/27	商 品	3	32,600	
	諸 口	5		11,900
	當座預金	12		8,100
	當座借越	7		12,600
	買掛勘定			
	田山商店ヨリ買入ル			
10/28	諸 口	3		13,500
	商 品	6	1,000	
	現 金	4	2,500	
	賣掛勘定	10	10,000	
	受取手形			
	上田商店へ賣渡ス			
10/29	諸 口	13		10,000
	割引手形	14	105	
	割引料	12	8,100	
	當座借越	5	1,795	
	當座預金			
	上田商店ヨリ受取タル約手十五銀行ニ テ割引ニ付ス @ ¥ .035 30日分			
10/30	雜 損	15	500	
	當座預金	5		500
	支配人負傷ニ付見舞金支拂フ			
10/31	諸 口	6		2,200
	現 金	9	2,050	
	營 業 費	11	150	
	保險料倉敷料			
	本月分諸入費支拂フ			
			250,430	250,430

第一編 簿記 第五章 帳簿及記帳

七一

仕 譯 日 記 帳

3.

摘	要	元 丁	借 方	貸 方
	前業ヨリ		140,510	140,510
10/16	保險料倉敷料	11	120	
	現 金	6		120
	東神倉庫へ上半月分支拂フ			
10/17	商 品	3	20,000	
	諸 口	5		6,300
	當座預金	12		1,700
	當座借越	7		12,000
	買掛勘定			
	鈴加商店ヨリ商品買入ル			
10/20	支拂手形	8	3,600	
	當座借越	12		3,600
	武本商店宛約手支拂フ			
10/22	諸 口	12	5,300	
	當座借越	5	11,900	
	當座預金	9	200	
	營 業 費	3		17,200
	諸 口	6		200
	商 品			
	現 金			
	麻布第一聯隊へ商品賣渡ス			
10/25	買掛勘定	7	10,000	
	支拂手形	8		10,000
	鈴加商店振出山口商會向當店宛爲手引受ク			
	次業へ		191,630	191,630

簿記會計學講義

七〇



賣掛勘定

4.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸口	1	3,000		借	3,000
" 2	商品	1	8,410		"	11,410
" 28	"	4	2,500		"	13,910

當座預金

5.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸口	1	5,300		借	5,300
2	商品	1	2,500		"	7,800
3	"	2		3,000	"	4,800
5	諸口	2	21,500		"	26,300
7	買掛勘定	2		20,000	"	6,300
9	商品	2	5,000		"	11,300
13	支拂手形	2		5,000	"	6,300
17	商品	3		6,300	/	0
22	諸口	3	11,900		借	11,900
27	商品	3		11,900	/	0
29	割引手形	4	1,795		借	1,795
30	雜損	4		500	"	1,295

總勘定元帳

資本金

1.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸口	1		28,000	貸	28,000

什器

2.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸口	1	5,000		借	5,000

商品

3.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸口	1	19,800		借	19,800
2	"	1		11,910	"	7,890
3	"	2	32,500		"	40,390
5	"	2		21,500	"	18,890
9	"	2		13,200	"	5,690
17	"	3	20,000		"	25,690
22	"	3		17,200	"	8,490
27	"	3	32,600		"	41,090
28	"	4		13,500	"	27,590



第一編 簿記 第五章 帳簿及記帳

支拂手形 8.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸商當當買	口品金越定		3,600	貸	3,600
" 3				5,000	"	8,600
" 13	當座預借	金越定	5,000		"	3,600
" 20			3,600		/	0
" 25				10,000	貸	10,000

營業費 9.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	現金		300		借	300
" "			200		"	500
" 5	諸口		300		"	800
" 22			200		"	1,000
" 31	現金		2,050		"	3,050

受取手形 10.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 9	商品		4,200		借	4,200
" 28			10,000		"	14,200

保險料倉敷料 11.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 16	現金		120		借	120
" 31			150		"	270

七五



現金 6.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸商當當買	口品金越定	2,500		借	2,500
" "	營業費			300	"	2,200
" "				200	"	2,000
" 2	商品		1,000		"	3,000
" 5	諸口			300	"	2,700
" 16	保險料倉敷料			120	"	2,580
" 22	諸口			200	"	2,380
" 28	商品		1,000		"	3,380
" 31	諸口			2,200	"	1,180

買掛勘定 7.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸商當當買	口品金越定		4,000	貸	4,000
" 3	商品			24,500	"	28,500
" 7	當座預借	金越定	20,000		"	8,500
" 9	商品		4,000		"	4,500
" 17				12,000	"	16,500
" 25	支拂手形		10,000		"	6,500
" 27	商品			12,600	"	19,100

簿記會計學講義

七四



# 欠

### 當座借越

12.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	残高
10 17	商 品	3		1,700	貸	1,700
" 20	支 拂 手 形	3		3,600	"	5,300
" 22	請 口	3	5,300		/	
" 27	商 品	3		8,100	貸	8,100
" 29	割 引 手 形	4	8,100		/	

簿記會計學講義

### 割引手形

13.

10 29	請 口	4		10,000	貸	10,000
-------	-----	---	--	--------	---	--------

### 割引料

14.

10 29	割 引 手 形	4	105		借	105
-------	---------	---	-----	--	---	-----

### 雜 損

15.

10 30	當 座 預 金	4	500		借	500
-------	---------	---	-----	--	---	-----

七六



第一編 簿記 第六章 決算手續

賣掛勘定

4.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸	口 1	3,000		借	3,000
" 2	商	品 1	8,410		"	11,410
" 28	"	" 4	2,500		"	13,910
△" 31	繰	越 元 18		13,910	/	0
			13,910	13,910		

當座預金

5.

八七

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	殘高
10 1	諸	口 1	5,300		借	5,300
" 2	商	品 1	2,500		"	7,800
" 3	"	" 2		3,000	"	4,800
" 5	諸	口 2	21,500		"	26,300
" 7	買掛勘定	2		20,000	"	6,300
" 9	商	品 2	5,000		"	11,300
" 13	支拂手形	2		5,000	"	6,300
" 17	商	品 3		6,300	/	0
" 22	諸	口 3	11,900		借	11,900
" 27	商	品 3		11,900	/	0
" 29	割引手形	4	1,795		借	1,795
" 30	雜損	4		500	"	1,295
△" 31	繰	越 元 18		1,295	/	0
			47,995	47,995		

欠



第一編 簿記 第六章 決算手續

支拂手形

8.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	残高
10 1	諸口	1		3,600	貸	3,600
" 3	商品	2		5,000	"	8,600
" 13	當座預金	2	5,000		"	3,600
" 20	當座借越	3	3,600		/	0
" 25	買掛勘定	3		10,000	貸	10,000
△" 31	繰越	元18	10,000		/	0
			18,600	18,600		

營業費

9.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	残高
10 1	現金	1	300			
" 2	"	1	200		借	500
" 5	諸口	2	300		"	800
" 22	"	3	200		"	1,000
" 31	現金損益	4	2,050		"	3,050
△" "	繰越	元16		3,050	/	0
			3,050	3,050		

受取手形

10.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	残高
10 9	商品	2	4,200		借	4,200
" 28	"	4	10,000		"	14,200
△" 31	繰越	元18		14,200	/	0
			14,200	14,200		

八九

現金

6.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	残高
10 7	諸口	1	2,500		借	2,500
" "	營業費	1		300	"	2,200
" "	"	1		200	"	2,000
" 2	商品	1	1,000		"	3,000
" 5	諸口	2		300	"	2,700
" 16	保險料倉敷料	3		120	"	2,580
" 22	諸口	4		200	"	2,380
" 28	商品	4	1,000		"	3,380
" 31	諸口	4		2,200	"	1,180
△" "	繰越	元18		1,180	/	0
			4,500	4,500		

買掛勘定

7.

日附	摘要	仕丁	借方	貸方	借又貸	残高
10 1	諸口	1		4,000	貸	4,000
" 3	商品	2		24,500	"	28,500
" 7	當座預金	2	20,000		"	8,500
" 9	商品	2	4,000		"	4,500
" 17	"	3		12,000	"	16,500
" 25	支拂手形	3	10,000		"	6,500
" 27	商品	3		12,600	"	19,100
△" 31	繰越	元18	19,100		/	0
			53,100	53,100		

簿記會計學講義

八八



損 益 16.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 31	商 品	元 3		6,180		
	營 業 費	" 9	3,050			
	保 險 料 倉 敷 料	" 11	270			
	割 引 料	" 14	105			
	雜 損	" 15	500			
△	當 期 純 益 金	" 17	2,255			
			6,180	6,180		

當 期 純 益 金 17.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 31	損 益	元 16		2,255	貸	2,255
△ " "	繰 越	" 18	2,255			

繰 越 18.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 31	資 本 金	元 1		23,000		
	資 什 器	2	5,000			
	商 賣 品	3	33,770			
	掛 勘 定	4	13,910			
	當 座 預 金	5	1,295			
	現 買 掛 勘 定	6	1,180			
	支 拂 手 形	7		19,100		
	受 取 手 形	8		10,000		
	割 引 手 形	10	14,200			
	當 期 純 益 金	13		10,000		
		17		2,255		
			69,355	69,355		

保 險 料 倉 敷 料 11.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 10	現 金	3	120		借	120
" 31	"	4	150		"	270
△ " "	損 益	元 16		270	/	0
			270	270		

當 座 借 越 12.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 17	商 品	3		1,700	貸	1,700
" 20	支 拂 手 形	3		3,600	"	5,300
" 22	諸 口	3	5,300		/	0
" 27	商 品	3		8,100	貸	8,100
" 29	割 引 手 形	4	8,100		/	0
			13,400	13,400		

割 引 手 形 13.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 29	諸 口	4		10,000	貸	10,000
△ " 31	繰 越	元 18	10,000		/	0

割 引 料 14.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 29	割 引 手 形	4	105		借	105
△ " 31	損 益	元 16		105	/	0

雜 損 15.

日 附	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	殘 高
10 31	當 座 預 金	4	500		借	500
△ " "	損 益	元 16		500	/	0



二四 營業報告書 一に決算報告書又は考課状とも云ふ、營業報告書に付ては後に詳述しやうと思ふから茲には簡単に説明しやう、營業報告書は損益計算書、貸借對照表、財産目録の三者を含む。

(1) 損益計算書 は一營業期間に於ける營業の利益又は損失の詳細及び其の營業を營むに要したる諸費用の詳細を示すものであつて畢竟元帳の損益口座を明細にしたものである。

(2) 貸借對照表 は一定の時期に於て商人が現に有する資産と負債とを對照し、營業上の財政状態と其の期間内の純損益高とを一目瞭然たらしむる爲め元帳の切後資産負債勘定に屬する諸勘定を以て作成するものであり、元帳に於ける繰越勘定口座と内容を一にする、而して貸借對照表を前期分と其の期分と對照すれば成績の良否、經營の當否等を比較推知し得るのである。

(3) 財産目録 は貸借對照表にて表示したる資産及び負債の状態を一層詳細に表示するものである、世俗に「財産目録は貸借對照表資産の部と同一なり」等云ふものがあるが之れは財産目録を資産目録なりと誤解したる觀念に基くものであつて、財産目録には常に資産のみならず外部に對する負債も表示すべきである。

今前例に依て損益計算書、貸借對照表及び財産目録を示せば次の通りである。

損益計算書

昭和二年十月三十一日

米佐商店

摘	要	金額
<b>利益の部</b>		
商	品	
	賣上高	¥ 77,310-
	卸高	" 33,770-
		" 111,080-
	仕入高	" 104,900-
		6,180-
<b>損失の部</b>		
<b>營業費</b>		
	開業諸入費	¥ 300-
	店員給料	" 400-
	賄料	" 300-
	店主交際費	" 800-
	家賃	" 150-
	店用雜費	" 600-
	車力人夫賃	" 500-
		3,050-
	保險料倉敷料 東神倉庫へ	270-
	割引料 十五銀行深川支店へ	105-
	雜損 支配人見舞金	500-
		3,925-
	當期純益金	2,255-
		6,180-



財 産 目 録

昭和二年十月三十一日

米 佐 商 店

第一編 簿記 第六章 決算手續

摘 要	金 額
<u>資 産 の 部</u>	
什 器 電話、金庫、机其他	5,000-
商 品 越後米外 1,080石	33,770-
受 取 手 形 爲手一枚、約手一枚、	14,200-
賣 掛 勘 定 山本商店外二店	13,910-
當 座 預 金 十五銀行支店	1,295-
現 金 通 貨	1,180-
	69,355-
<u>負 債 の 部</u>	
割 引 手 形 十五銀行深川支店約手一枚	10,000-
支 拂 手 形 爲 手 一 枚	10,000-
買 掛 勘 定 上田商店外二店	19,100-
	39,100-
本日現在純資産	30,255-
	69,355-

貸 借 對 照 表

昭和二年十月三十一日

米 佐 商 店

簿記會計學講義

摘 要	金 額
<u>負 債 の 部</u>	
資 本 金 ¥ 28,000-	
割 引 手 形 " 10,000-	
支 拂 手 形 " 10,000-	
買 掛 勘 定 " 19,100-	
當 期 純 益 金 " 2,255-	69,355-
<u>資 産 の 部</u>	
什 器 ¥ 5,000-	
商 品 " 33,770-	
當 座 預 金 " 1,295-	
現 金 " 1,180-	
受 取 手 形 " 14,200-	
賣 掛 勘 定 " 13,910-	69,355-



### 第七章 仕譯帳の進化

二五 補助簿の進化 従来の説明では元帳口座への轉記の仲介としては單一な仕譯帳を用ひ來つたのであるが、補助帳簿として説明した現金出納帳、仕入帳、賣上帳の如き帳簿から元帳へ直接轉記を行へば、此等は總て仕譯帳の職分の一部分を行ふものとなる。元來補助帳簿に記入し、之を仕譯帳に移し、更に元帳に轉記するのは手数が煩雜である。重要な科目に付ては各々補助帳簿が設けられてあるのであるから之を利用した方が便利である。加之此の結果同一科目への轉記は自然總括轉記となるから更に手数を省略するものである。以下主要なる帳簿に付いて之を詳説する。

二六 現金出納帳 現金出納帳の借方には入金を、貸方には出金の取引を記入するのであるが、單に摘要書のみならず現金勘定の相手方たるべき勘定科目をも記載し、此の帳簿から元帳へ轉記するには、其の借方に記入されある科目に付いては元帳の相當口座の貸方に、其の貸方に記入されある科目に付ては元帳の相當口座の借方に轉記することとする。而して定期に出納帳の借方、貸方の金額を合計し、元帳の現金口座へ、借方の合計を借方に、貸方の合計を貸方に轉記するのである。

### 現金出納帳

日附	科目	摘要	元丁	借方	日附	科目	摘要	元丁	貸方
(1)	甲商店	賣掛代金	1	5,000 00	(3)	乙商店	買掛代金	3	3,000 00
(2)	仕入	商品現金賣	2	2,500 00	(4)	什器	何々買入	4	1,200 00
					(5)	給料	本月分△	5	200 00
			6	7,500 00				4	4,400 00
		前期繰越		1,000 00			本日現在		4,100 00
				8,500 00					8,500 00

#### 取引記入例

- (1) 甲商店より賣掛代金五千圓入金す。
- (2) 商品を二千五百圓現金にて賣渡す。
- (3) 乙商店へ買掛代金三千圓現金にて支拂ふ。
- (4) 什器一千二百圓現金にて買入る。
- (5) 給料二百圓現金にて支拂ふ。

甲 商店 (1)	
	(1) 5,000-
仕 入 (2)	
	(2) 2,500-
乙 商店 (3)	
	(3) 3,000-
給 料 (5)	
	(5) 200-

什 器 (4)	
	(4) 1,200-
現 金 (6)	
.....	.....
7,500-	4,400



當座預金出納帳も之れと同様に仕譯帳の一部として利用され得るものであり、更に現金當座預金勘定出納帳も同一目的に用ひ得るのである（形式は省略）。但し後の場合に於て現金を預け入れ又は引出した取引は出納帳の借方又は貸方に記入せらるゝが、其の勘定科目の欄は空欄にして置いて摘要欄のみ其の事實を記載し、其の個々の金額は元帳の現金並に當座預金の勘定に轉記しないのである。蓋し爾かすれば元帳の現金口座及び當座預金口座に二重轉記されることになるからである。

尙此の出納帳に同一科目での記入が屢々生ずる場合には此の科目の爲めに特別欄を設けて總括轉記をする時は轉記の手数を省略することが出来る。普通の商店では商品賣上、賣掛金の回收等で現金の収入が頻繁であるから此の出納帳の借方に此等の特別欄を設け、且營業費、買掛金の支出等で其の支拂が多數に上るから出納帳の貸方に此等の特別欄を設ける。此の場合特別欄の設けてない項目を記入するためには諸口の欄を利用するのである。其れで諸口の欄に記入せられた金額は前に述べた方法により個々に元帳の各相當勘定に轉記せらるゝのであるが、特別欄に記入せられたものは「元丁欄」に✓印を附して置いて個々の金額を轉記することを避け其の合計を總括轉記するのである。次に出納帳の貸方を代表する支拂帳に營業費、買掛金の特別欄を設けた場合を例示する（取引例は省略）。かくの如く特別欄を多數に設くる場合には出納帳を二冊に分離して收納帳と支拂帳とした方が便利である。

支 拂 帳

月	日	科目(借方)	摘 要	元丁	營業費	買掛金	諸 口
3	1	買掛金	山田商店	レ		3,500.00	
	2	支拂手形	當店振出約手 3	1			2,000.00
	3	營業費	郵便切手葉書買入	レ	65.00		
	4	什 器	電話一個買入	2			1,000.00
	5	營業費	諸入費支拂	レ	85.00		
	6	買掛金	田中商店	レ		1,900.00	
			營業費勘定借方へ	3	...150.00		150.00
			買掛金勘定借方へ	4	.....	...5,400.00	5,400.00
			現金勘定貸方へ...	5	.....	.....	8,550.00
			本日 残 高				1,580.00
							10,130.00

支 拂 手 形 1	什 器 2
(2) 2,000—	(4) 1,000—
營業 費 3	買 掛 金 4
150—	5,400—
現 金 5	
8,550—	

(出納帳借方ハ之ニヨリ  
類推スルヲ得ベシ)



右の記入例に於いて本日残高とあるは出納帳の貸方にある残高と同一の意味のものであり、次の締切時に收納帳の下端に前期繰越として加へらるべきものである。

**二七 小口現金出納帳** 小拂の雑多な支出の支辨に充當する爲め一時に纏つた金を用度係、調度係等に交付して小口現金、前渡金として整理し置くことは通常行はれる所であるが、此の場合其の雑多な小口の支拂を記帳する小口現金出納帳をも仕譯帳の一部として利用し、元帳口座への直接轉記を行ふことが出来る、即ち用度係で百六十圓の支拂をなした場合に小口現金と云ふ勘定が設けてあれば

(借) 雜費其他  
 經費勘定 一六〇圓 (貸) 小口現金 一六〇圓

(小口現金の代りに前渡金としても差支はない)

の仕譯をするのであるが、小口現金出納帳の内譯欄の合計を直接に元帳の各經費の口座の借方へ轉記し、支拂總額を小口現金口座の貸方へ轉記すれば、仕譯帳に前記の記入をしないで済むのである。次に帳簿を例示して轉記の關係を明にする。

小口現金出納帳

受入額 (借方)	元丁	日附	摘 要	元丁	支拂額 (貸方)	内				諸 口
						通 信 費	文 房 具 費	家 賃 其 他	何 々	
200.00	5	1	現切帳修繕	レ	15.00	15.00				26.00
		2	手簿	レ	6.30		6.30			
		3	金書冊費	レ	26.00					26.00
		4	.....		.....					
		5	.....		.....					
		6	.....		.....					
200.00		31	残高	6	165.00	15.00	15.30	55.00	53.70	26.00
35.00			繰越金		35.00					
165.00			繰現		200.00					

通信費 (1)		家賃其他 (3)		修繕費 (5)		現金或は管座	
15-		55-		26-		200-	出納帳貸方の合計に含まれてゐる
						165-	

文房具費 (2)		何々 (4)		小口現金 (6)	
15.30		53.70		200-	
				165-	



註 特別欄を設けてない項目で小口現金を支拂ふた場合には諸口の欄に記入して置いて、之れは個々の金額を元帳の各相當口座の借方に轉記するのである、此の例示に於ける修繕費の如きこれである。

而して右の支拂高を補給するために小切手を振出した場合には當座預金出納帳の貸方と小口現金出納帳の受入の欄(借方)に記入するのであるが、元帳の小口現金勘定の借方へは當座預金出納帳の貸方から轉記をしないやうに、其の元丁欄に✓印を附して置いて、小口現金出納帳から轉記することゝするのである。

註 小口現金の受入の度数は多くはないから借方から小口現金勘定への轉記は個々の金額を以て行ふて差支がない従つて出納帳の如く受入だけを合計して前締切の際の繰越を其下に加へて合計する方法を採用する必要はない。繰越額は締切額の直下の受入額欄に記入することが便宜である。

二八 仕入帳及賣上帳 仕入帳に勘定科目欄及び元丁欄を設けて仕入の都度仕入商品に關する明細と共に相手方たるべき科目を記入して置いて、それより元帳の各相當口座の貸方に轉記する、又定期に此の記帳の金額を合計して之を商品勘定又は仕入勘定の借方に轉記するのである。

取引記入例

- (1) 乙商店より商品五千圓掛にて仕入る。
- (2) 丙商店より商品六千圓買入れ約束手形振出し支拂ふ。
- (3) 丁商店より商品四千圓掛にて買入る。
- (4) 乙商店より商品六千圓を買入れ代金の内四千圓は同店振出の爲替手形を引受く。

仕 入 帳

日附	元丁	科 目	摘 要	金 額
(1)	3	(乙商店)	何々.....	5,000.00
(2)	6	(支拂手形)	丙商店	
			何々.....	
			何々.....	6,000.00
(3)	7	(丁商店)	何々.....	4,000.00
(4)		諸 口		
	6	(支拂手形)	乙商店	
			何々.....	6,000.00
	3	(乙商店)	¥4,000-	
			2,000-	
	8	仕 入		
			仕入合計	21,000.00
			前々切 計	26,000.00
			累 計	47,000.00

支 拂 手 形 (9)	
(2) 6,000-	
(4) 4,000-	

乙 商 店 (3)	
(1) 5,000-	
(4) 2,000-	

仕 入 勘 定 (8)	
.....	
21,000-	

丁 商 店 (1)	
(3) 4,000-	



前に掲げた様式に依る場合の締切の方法は先づ或る期間の仕入金額を小計として算出し、次に前締切の合計を加算して其の期の當初からの仕入累計を算出して締切るのが便利である。

現金で商品を仕入れた場合に仕入帳に相手科目を現金と記入し、これから元帳の現金勘定貸方に轉記し、現金出納帳の貸方に科目を商品（又は仕入）として元帳の商品又は仕入勘定の借方に轉記すること、すれば、前に現金と當座預金との關係で説明したと同一理由により二重轉記となるのであるから、現金仕入の分に付ては現金出納帳の貸方の元丁欄及び仕入帳の元丁欄に豫め✓印を附して置いて個々の取引としては轉記をしないやうにする。

戻り出品記入帳を仕譯帳の一部として用ふる場合は仕入帳の場合と同一の原則に従ひ其の合計額を定期に商品勘定或は仕入勘定の貸方に轉記するのであつて、之を設けない場合には其の金額を仕入帳に赤インクで記入して置いて、其の記入に付いて戻り出品記入帳の場合と同様に轉記を行ふのである。

仕入商品の値引又は割戻を受けた場合に此等のために特別の勘定を設けても差支はないが、戻り出と同様に取扱ふこともある。此の場合には其の分を戻り出品記入帳か、又は仕入帳に赤インクでの記入をするのである。

賣上帳を仕譯帳の一部分とする場合も大體仕入帳の場合と同一の原則によるものであつて、即ち賣

上帳に相手勘定を記入すべき欄と元丁欄とを増設し賣上の都度其の金額と共に相手勘定を記入し置き、之より元帳の各相當口座の借方に轉記すると共に定期に賣上帳の合計をなし、商品勘定又は賣上勘定の貸方へ轉記するのである。

而して現金で商品を賣却した場合の處理法に付ても現金仕入に付て述べたと同様であるが、又小賣商の如きにありては日々の現金賣を金錢登録器等を利用して記録し、或は現金賣上帳を設けて置き毎日の合計を出納帳の借方に一括して記入し（摘要を例へば本日現金賣上合計）これより元帳の商品勘定又は賣上勘定の貸方に轉記するのが便利である。

戻り入品記入帳に付ても亦戻り出品記入帳の場合と同一方法による。

**二九 手形記入帳** 受取手形記入帳を仕譯帳の一部に利用する方法も亦前記各帳簿の場合と同一原則によるものであつて、即ち此の帳簿より各取引の金額を元帳の各相當口座の貸方に轉記すると共に、定期に金額欄を合計して之れを受取手形勘定の借方へ轉記するのである。受取手形勘定の貸方へは又他の帳簿から轉記されるものであつて、例へば期日に代金が入金した場合には現金出納帳の借方から轉記せられるし、他店へ裏書讓渡したときは固有仕譯帳から轉記されるものである。

受取手形を受取るのは普通には賣掛代金の回収又は商品の販賣の場合である。後の場合に受取手形



記入帳から商品勘定又は賣上勘定の貸方に轉記するときは、賣上帳の合計をも同様に商品又は賣上勘定へ轉記され、二重轉記となるから、之れを避ける爲めには商品を賣却して直ちに手形を受取つても掛賣をした如く賣上帳へは記帳し、其の賣掛金の返濟として手形を受取つたものとして受取手形記入帳に記載するのである。従つて受取手形記入帳の勘定科目の欄は手形を引渡した商店名が常に記入されることとなる、取引例に依り右の記帳關係を示せば左の通りである。

## 取引記入例

- (1) 吉田商店より同店に對する賣掛代金に對して同店振出しの約束手形七千圓受取る。  
 (2) 星野商店に商品二千五百圓賣渡し代金として山田商店振出しの約束手形を裏書譲受く(賣上帳から星野商店口座借方に轉記されある答)  
 (3) 下野商店より同店に對する賣掛代金に對し水野商店宛當店向の爲替手形二千六百圓を受取り同店に呈示して引受を得たり。

## 受取手形記入帳

(1) 吉田商店	1	7,000.00
(2) 星野商店	2	2,500.00
(3) 下野商店	3	2,600.00
	4	12,100.00

## 吉田商店 1

(1) 7,000-

## 星野商店 2

(2) 2,500-

## 下野商店 3

(3) 2,600-

## 受取手形 4

12,100-

支拂手形記入帳に付ても受取手形記入帳の場合と同一方法によることが出来る。

## 三〇 固有仕譯帳

以上各種の帳簿を仕譯帳に充用して元帳への轉記の材料に供しても尙全然仕譯帳を廢止することは出来ない。如何とならば前記の各帳簿に關係を有して居ない振替取引の仕譯記帳をなすに必要があるからである。此の場合には仕譯帳を固有仕譯帳又は普通仕譯帳と稱するのである。固有仕譯帳に記帳せらるゝ主なる場合を列挙すれば次の如きものである。

- (1) 開始記入 開業又は帳簿開始に際しての開始記入の仕譯は仕譯帳に記入するのである。現金又は當座預金の元入或は繰越額も其他の諸勘定と一緒に仕譯帳の借方に記入し、それから出納帳の借方に轉記すべきである。仕譯帳から直接に元帳の現金又は當座預金口座には轉記しない方がいい。  
 (2) 閉鎖記入 損益勘定への振替轉記を行ふための仕譯は仕譯帳に記入するのである。  
 (3) 訂正記入 例へば現金五百圓で或る品物を買入れ之を什器と認めて其勘定の借方に記入したのであるが之れを雜費勘定に訂正する必要があるならば

(借方)

雜費勘定 五〇〇圓

(貸方)

什器 五〇〇圓

の仕譯をする必要があり、其の記入は仕譯帳を経て行はれるのである。

- (4) 振替記入 例へば假渡金三百圓の内旅費として費消高二百十圓にして現金九十圓戻入りし場合



現 金 九〇圓  
 (借方) 旅費(又は營業費) 二一〇圓  
 (貸方) 假渡金 三〇〇圓

の仕譯をするのである。但し現金の項目は現金出納帳の借方に轉記するのであつて元帳へは轉記をしないのである、此の如き取引は現金出納帳の借方に九〇圓を記入し其れから假渡金勘定貸方へ轉記し、別に二一〇圓に就て仕譯帳に(借方)旅費、(貸方)假渡金の仕譯記入を行つても差支はないが、假渡金勘定の貸方を二つに分けて轉記することは後日の檢索を不便ならしむるので此の方法によるのである。

(5) 其の他 爲替手形の振出しの如き、受取手形を買掛代金支拂の爲めに裏書讓渡した場合の如きは他の帳簿に記入し得ないから仕譯帳を利用するものである。

三一 試算表との關係 仕譯帳をかく分割した場合には合計試算表の合計を仕譯帳の合計と照合することは出来ないから、次の諸記帳の合計額の總額を算出して突合せをするのである。

- (1) 現金當座預金出納帳の借方(收入)及び貸方(支拂)の合計全部を加へし總額
- (2) 仕入帳、賣上帳、受取手形記入帳、支拂手形記入帳の各合計額
- (3) 仕譯帳の借方貸方何れかの合計額

以上に述べた仕譯帳の分割の程度は便宜に従ひ隨意に定めることが出来るのであつて、こゝに例示した以外の帳簿も便宜に應じて元帳轉記の媒介に利用し得るものであること勿論である。

## 第八章 傳票整理

三二 傳票の使用 銀行、會社の如く營業が大規模であつて取引が頻繁複雑に行はれるものに付ては記帳整理の補助手段として傳票を使用する、傳票には收入傳票、支拂傳票、振替傳票の三者があり、收入傳票は通例赤色刷であつて取引の全額が現金の收入のみに關するものを記載整理し、支拂傳票は青色刷であつて取引の全額が現金の支拂のみに關するもの、振替傳票は黒色刷で取引の全額が現金の收支に關せざるもの又は其の一部が現金の收支に關するものを記載整理するのである。尤も營業の方針により取引に際し銀行の當座預金を利用して殆ど現金を使用しないものは預金の收支如何を標準として前掲三種の傳票の使ひ分けをする。

三三 傳票の記入法 初歩的な傳票の記入法に付ては收入傳票及び支拂傳票の場合は頗る簡單であつて、收入傳票は既に述べた様に取引の全額が現金の收入のみに關するものに付き、支拂傳票は取引



の全額が現金の支出のみに關するものに付き其の取引月日、勘定科目、摘要、金額を傳票の當該欄に書込めば足るのである。

振替傳票は取引の全額又は一部が現金の收入、支出に關せざるものを記載するのであるが、之が記入法に付ては少しく説明を要する。元來振替傳票は收入傳票及び支拂傳票の二つを合一したものであつて、其の借方は收入傳票をなし、貸方は支拂傳票をなすものである。故に一の取引に付き記入をなすに當つては其の振替取引の中間に現金の觀念を挟み、何れの科目が現金の收入を齎すべき性質のものたるや、又は支出を齎すべき性質のものたるやを判定して傳票の前者は借方に、後者は貸方に其の科目摘要、金額を書き込むのである。而して或る振替取引が一部現金の收入又は支出を伴ふときは其の現實收入若くは支拂額を傳票の現金收入欄又は支出欄に書込み其の貸借金額を一致せしむる。

尙傳票には各葉毎に順を追ふて番號を打つことを忘れてはならない。各種の傳票に付き其の様式及び記入例を示せば次の通り。

取引記入例

イ 大川商店へ商品八千圓賣渡し代金現金にて受取る、ロ 郵便切手印紙文房具一式二百圓現金にて買入る、

(赤色刷)

(青色刷)

No. 3 收入傳票 昭和2年10月2日

科目	商 品	金額	摘要
	大川商店へ	8,000 圓	
	朝鮮米 200石		
	倉庫 渡		

No. 4 支拂傳票 昭和2年10月5日

科目	費 用	金額	摘要
	切手 印紙 文房具類	200 圓	

ハ 鈴辨商店より西貢米五百石二十八圓替にて買入れ代金の内五千圓は第百銀行宛小切手にて九千圓は約束手形にて支拂ふ。



振替傳票

No. \_\_\_\_\_

昭和2年10月10日

借方

貸方

科目	摘要	金額	種類	摘要	金額
當座預金	第百銀行	5,000 圓	商	鈴辨商店より	14,000 圓
支拂手形	約手#1	9,000	品		—
	鈴辨商店				
	差引現金出			差引現金入	
	合計	14,000		合計	14,000

二 鈴辨商店より西貢米五百石二十八圓替にて買入れ代金の内五千圓は第百銀行宛小切手にて八千圓は約束手形にて残額現金にて支拂ふ。

振替傳票

No. \_\_\_\_\_

昭和2年10月13日

科目	摘要	金額	種類	摘要	金額
當座預金	第百銀行	5,000 圓	商	鈴辨商店	14,000 圓
支拂手形	約手#1	8,000	品		—
	鈴辨商店				
	差引現金出	1,000		差引現金入	
	合計	14,000		合計	14,000

ホ 高田商店へ西貢米三百石三十圓替にて賣渡し代金の内二千圓は第一銀行宛小切手にて六千圓は約束手形にて残額現金にて受取る、右小切手は第百銀行へ當座預金とす。







日

昭和2年

第一編 簿記 第八章 傳票整理

(借方)

振替口座	摘要	元丁	振替收入	現金收入	合計
	買掛勘定				
諸口	鈴加商店		4,000		
商品	木德商店	7	24,500		28,500
	支拂手形				
	約1武本商店		3,600		
	"2木德商店	8	5,000		8,600
	資本金				
諸口	營業主	1	25,500	2,500	28,000
商	品				
	木田商店		10,910	1,000	
當預	近衛第一聯隊		21,500		
諸口	水本商店	3	13,200		46,610
	當座預金				
商品	十五銀行支店		3,000		
"	"		20,000		
支手	"	5	5,000		28,000
		6	136,210	3,500	139,710
			136,210	3,500	139,710

一一七

記帳

10月15日

(貸方)

振替口座	摘要	元丁	振替支出	現金支出	合計
	什器				
諸口	元入	2	5,000		5,000
"	商				
	元木德商店	3	19,800		52,300
"	賣掛勘定		32,500		
商品	山本商店	4	3,000		11,410
	本店		8,410		
	當座預金				
諸口	十五銀行支店		5,300		
商	"		2,500		
"	"	5	21,500		34,300
	"		5,000		
	營業費				
	開業諸入費			300	
	切手印紙			200	
	車力人夫	9		300	800
	買掛勘定				
當預	木德商店	7	20,000		
"	鈴加商店		4,000		24,000
"	受取手形				
	爲10山田商店	10	4,200		4,200
預當	支拂手形				
	約2木德商店	8	5,000		5,000
		6	136,210	800	137,010
	△本日殘高			2,700	2,700
			136,210	3,500	139,710

簿記會計學講義

一一六



日

昭和2年

(借方)

振替口座	摘要	元丁	振替収入	現金収入	合計
	<u>當座預金</u>				
商品	十五銀行		6,300		
"	"		11,900		
雜損	"	5	500		18,700
	<u>當座借越</u>				
商品	"		1,700		
支手	"		3,600		
商品	"	12	8,100		13,400
	<u>買掛勘定</u>				
"	鈴加商店		12,000		
"	田山商店	7	12,600		24,600
	<u>商</u>				
諸口	麻布第一聯隊		17,200		
"	上田商店	3	12,500	1,000	30,700
	<u>支拂手形</u>				
買掛勘定	爲10山口商會	8	10,000		10,000
	<u>割引手形</u>				
諸口	十五銀行支店	13	10,000		10,000
		6	106,400	1,000	107,400
	前日殘高			2,700	2,700
			106,400	3,700	110,100

第一編 簿記 第八章 傳票整理

記帳

10月31日

(貸方)

振替口座	摘要	元丁	振替収入	現金支出	合計
	<u>保險料倉敷料</u>				
	東神倉庫			120	
	"	11		150	270
	<u>商</u>				
諸口	鈴加商店		20,000		
"	田山商店	3	32,600		52,600
	<u>支拂手形</u>				
當借	約1武本商店	8	3,600		3,600
	<u>當座預金</u>				
商割手	十五銀行支店		11,900		
	"	5	1,795		13,695
	<u>當座借越</u>				
商割手	"		5,300		
	"	12	8,100		13,400
	<u>營業費</u>				
	車力人夫賃			200	
	給料家賃	9		2,050	2,250
	<u>買掛勘定</u>				
支手	鈴加商店		10,000		10,000
	<u>賣掛勘定</u>				
商品	上田商店	4	2,500		2,500
	<u>受取手形</u>				
"	約2上田商店	10	10,000		10,000
	<u>割引料</u>				
割手	十五銀行支店	14	105		105
	<u>雜損</u>				
當預	支配人	15	500		500
		6	106,400	2,520	108,920
	△本日殘高			1,180	1,180
			106,400	3,700	110,100

簿記會計學講義



三五 現金仕譯と元帳 既に述べた様に現金仕譯式日記帳の記載は現金出納帳と同じく現金の收支なる觀念を基礎として居り、其の借方の該勘定科目は勘定科目が原因となりて現金の収入を伴ひ又は伴ふべき性質のものたることを表し、貸方の勘定科目は該勘定科目が原因となつて現金の支出を伴ひ又は伴ふべき性質のものたることを表すのである。換言すれば此の日記帳面に於ける仕譯の貸借は一般仕譯の貸借と反對なる結果を表はしてゐる。此の點は本帳簿に觸る、に當り特に注意を要すべきことであつて、此の日記帳より元帳へ移記するには一般仕譯帳の場合とは反對に此の日記帳に於ける借方は元帳の貸方に、貸方は元帳の借方に移記し、其の金額は此の日記帳に於ける一勘定科目の貸方又は借方の各合計額を轉記するのである。

而して此の日記帳は元帳に於ける現金勘定口座を兼ねるが爲め元帳に於て現金口座を設けるの必要は甚だ減却されることになるが、元帳本來の性質上矢張元帳にも現金口座を設け日記帳締切りに際し其の日中の収入又は支出の合計額を移記する。此の場合に於ける移記の方法は一般的仕譯帳の場合に於ける法則に歸り、其の借方の合計は元帳の現金口座の借方に貸方の合計はその貸方に記入する。蓋し日記帳の借方の合計は現金の収入合計額であり貸方の合計は同支出合計額であるからである。而して其の移記すべき金額は現金の収入支出合計額を採るにあらざして振替収入支出額をも加算した合計

欄の集計をとる、其の理由とする所は一營業期間に於ける取引の總金額を知り、且合計試算表調製の際に於て其の正否を確むるの手段となすにある。

(註) 斯くして轉記を經たる元帳に付き調製したる合計試算表の貸借各集計額から現金勘定の貸借金額を夫れ々控除すれば其の殘額は現金勘定の貸借を逆にしたる金額と一致する。

三六 振替傳票の分割 既に述べたやうに一部現金の收支を伴ひ又は全然現金の收支を伴はない所の振替取引の記入には振替傳票を使用するのであるが、振替傳票は借方及び貸方の二の記載欄を有し且一取引に關する勘定科目は總て同一傳票に登載せらるゝことになるから、日記帳への登載又は一勘定科目毎の借方及び貸方合計金額の集計等の整理を爲すには甚だ不便である。茲に於て考案されたものが所謂借方傳票及び貸方傳票であつて此の二者は振替傳票の借方及び貸方を分割したものであり、借方傳票は通例橙色刷、貸方傳票は綠色刷になつてゐる。

借方傳票及び貸方傳票の作成方法は傳票一葉に一科目を記載し、一科目にして一部現金収入又は支出を伴ふときは同一科目に屬する金額を區分し借方傳票及び入金傳票の二枚、若は貸方傳票及び出金傳票の二枚に記入するのである。従て一取引に對する傳票の作成枚数は數枚に及ぶ譯である。

#### 取引記入例

イ 三隣商會より貯蔵品として石炭五百噸三十三圓六十錢替にて買入れ代金の中六千八百圓は第一銀行支店宛小切手第一二六



(橙色刷)

發行番號 No. 12 借方傳票 發行年月日 昭和2年10月16日

(科目) 未 拂 金

貸方科目	摘 要	金 額						
貯 藏 品	三鱗商會石炭買入代		1	0	0	0	0	00
(貸 # 14)	當 月 未 拂							
	合 計							

傳票番號 No.      社長   取締役   課長   會計   取扱人印

(綠色刷)

發行番號 No. 14 貸方傳票 發行年月日 昭和2年10月16日

(科目) 貯 藏 品

借方科目	摘 要	金 額					
未 拂 金	石炭 @ ¥ 33.500 tons		1	0	0	0	00
(借 # 12)	¥ 16,800—						
	外 ¥ 6,800— と小切手にて (出 # 18)						
	合 計						

傳票番號 No.      社長   取締役   課長   會計   取扱人印

(青色刷)

發行番號 No. 18 出金傳票 發行年月日 昭和2年10月15日

(科目) 貯 藏 品

摘 要	金 額				
# 120 第一銀行支店		6	8	0	00
三 鱗 商 會 ~					
買入石炭代の内 (貸 # 14)					
	合 計				

傳票番號 No.      社長   取締役   課長   會計   取扱人印

■ 此にて残額月末拂とす。  
 此の場合に當座預金及現金を同一に取扱ひ各種傳票の使ひ分をすれば、此の取引に對しては貸方傳票一枚出金傳票一枚借方傳票一枚計三枚を使用することとなる(即ち前掲三枚分)。

■ 日比谷商店へ綿絲六十手二百圓四百九十圓替にて賣渡し代金の中八千圓は三井銀行支店宛小切手第五八號にて受取り第一銀行支店へ預入れ三萬圓は本日附二ヶ月後拂約手第一一六號にて残額掛とす、  
 此の場合前例に従へば借方傳票一枚入金傳票一枚貸方傳票二枚計四枚を使用することとなる(即ち後掲四枚分)。



(綠色刷)

發行番號 No. 19 貸方傳票 發行年月日 昭和2年10月18日

(科目) 受取手形

借方科目	摘要	金額
製品	約手 2# 16 日比谷商店	3 0 0 0 0 0 -
(借 # 17)	10/18 附 2ヶ月渡拂	
	製品代金	
	合計	

傳票番號 No.      社長 取役 課長 會計 取扱人印

(綠色刷)

發行番號 No. 20 貸方傳票 發行年月日 昭和2年10月18日

(科目) 賣掛勘定

借方科目	摘要	金額
製品	日比谷商店	6 0 0 0 0 0 -
(借 # 17)	製品代金	
	合計	

傳票番號 No.      社長 取締役 課長 會計 取扱人印

(橙色刷)

第行番號 17 借方傳票 發行年月日 昭和2年10月18日

(科目) 製品

貸方科目	摘要	金額
諸口	綿絲 @ ¥ 490 200 梱	9 0 0 0 0 0 -
(貸 # 19.20)	¥ 98,000 —	
	外 ¥ 8,000 — は小切手にて	
	(入 # 15)	
	合計	

傳票番號 No.      社長 取締役 課長 會計 取扱人印

(赤色刷)

發行番號 No. 15 入金傳票 發行年月日 昭和2年10月18日

(科目) 製品

摘要	金額
第一銀行支店	8 0 0 0 0 0 -
三井支店小切手 # 58 日比谷商店より	
綿絲賣上代金の一部 (借 # 17)	
合計	

傳票番號 No.      社長 取締役 課長 會計 取扱人印





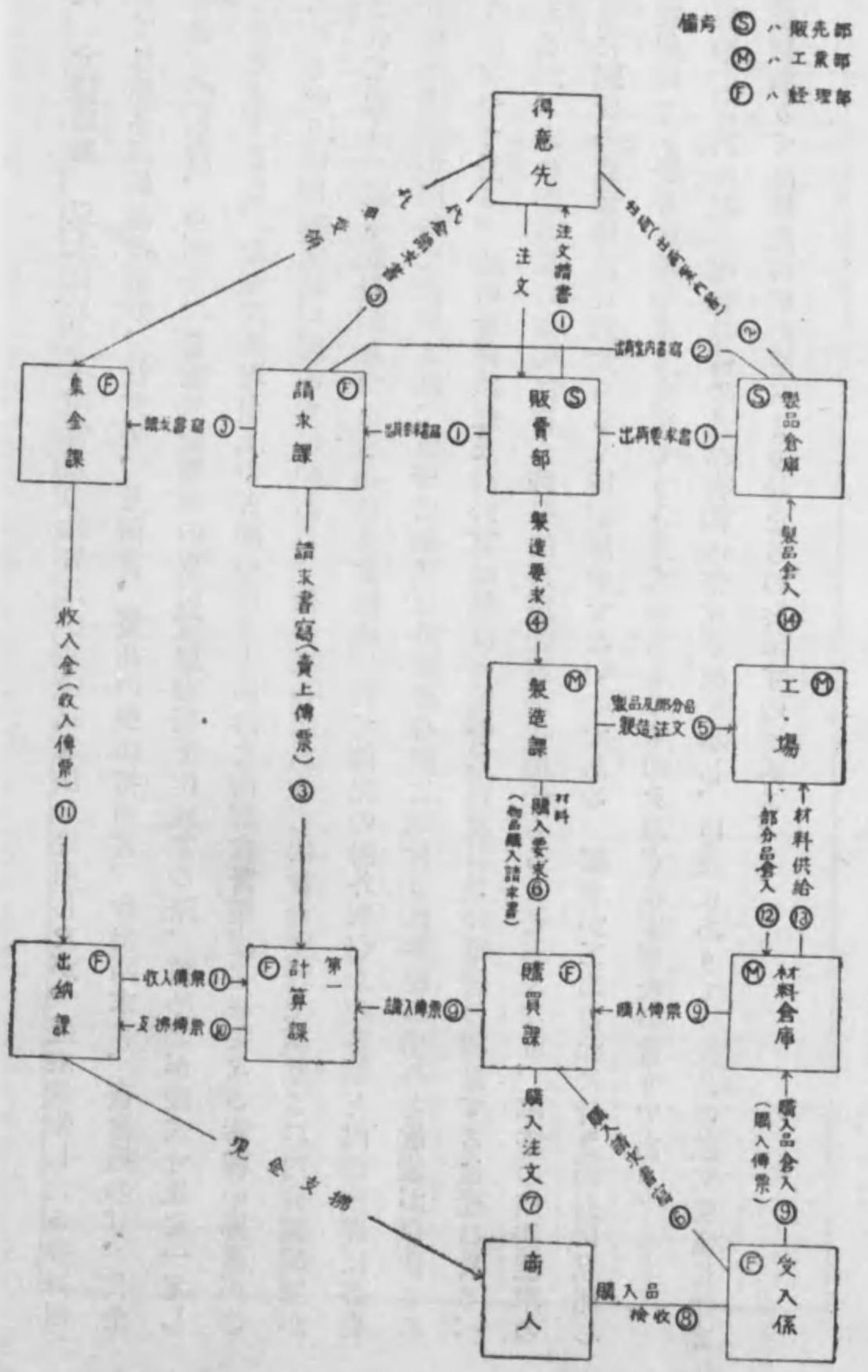




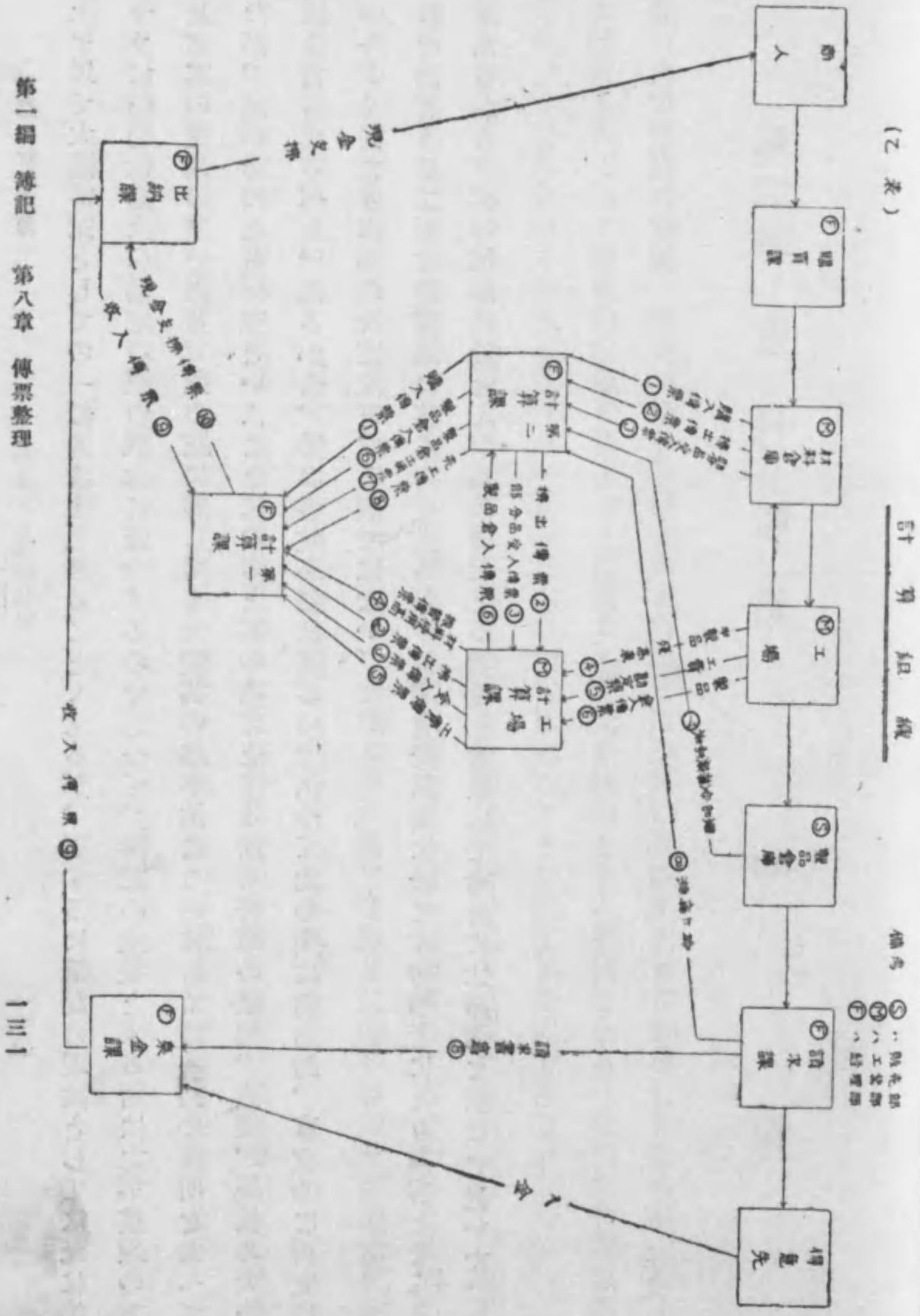


製造及販賣組織

(甲表)



第一編 簿記 第八章 傳票整理





以上を以て大體簿記としての一般的説明を終ることとするが、要するに簿記の理論としては既に述べたやうに結局仕譯及び勘定口座の觀念に歸一するのであつて、簿記の主眼とする所は之が整理の方法、及び其の應用の點である。此の點に關しても大體其の基準的なものに付ては一二の説明を加へて置いたが、之が詳細なる研究といふことになるると其の内容とする所も營業の種類、態様、規模の大小等に依り自ら異なるべきであるから、勢ひ多岐多様に亘るのであつて此の點は個別的、專攻的な研究に俟つの外なく固より本書の及ばんとする所ではない。

夫れで之より第二編會計原論に移るのであるが、元來會計原論に於ては初學者にとり難解とせらるる所もあるから、其の理解に資せんが爲め簿記との聯絡を考慮して隨所に仕譯例を挟むで置いた。

## 第二編 會計原論

帳簿什紙考

會計原論一考

三九 會計原論の意義 會計原論即ち狹義の會計學とは事業の成績を正當に計算したならば、斯くあらねばならぬと云ふ規範的成績を知ることに関する研究を目的とする學問である。従つて會計原論の内容は一定時に於ける財産状態及び一定期間内の損益を知ることに関する研究である。

簿記と會計原論との關係を簡單に述べれば、簿記の研究範圍は帳簿の記入整理であるに對し、會計原論の研究範圍は其の記入整理の内容たる事項及び之を基礎とする貸借對照表の作成であるといふて宜しい。而して貸借對照表の作成に關する研究眼目は資産及び負債の範圍並に其の分類及び評價にあり、損益計算書の作成に關する研究眼目は損益の分類及び其の計算にある。

夫れで本論に於ける説明の順序も先づ貸借對照表及び損益計算書の内容たる事項の説明より始めることとする。會計原論の研究は謂ふ迄もなく簿記の知識が完全に備つて居ることを前提とする。



## 第一章 資本的收支と収益的收支

四〇 資産負債の範圍 會計原論の研究をなすに當つて、先づ攻究の要ある點は其の營業に歸屬する資産負債の範圍を確然とすることである。

抑、營業を営むには營業活動の基礎としての資源を得なければならず、又其の得たる資源を以て營業の永久的基本たる財産を購入し所有せねばならぬが、之等の収入する資源は會計學上其の營業其のものにとり負債を構成するのであつて、其の得たる資源を支出して購入したる基本財産は其の資産を構成するものである。更に収益を得んが爲には製造又は販賣に關する諸經費を支拂ひ營業費等の支出をせねばならず、又製造品、商品を販賣すれば賣上利益金等の収入を得るのであるが、之等の支出は即ち損金であり収入は益金に外ならない。夫れで茲に何れの収入が負債を構成するものであるか、利益をなすものであるか、又如何なる支出が資産を構成するものであるか、損失をなすものであるかと云ふ研究は損益の範圍に關する研究であると同時に資産負債の範圍に關する研究をなすものである。

✓ 四一 資本的收支と収益的收支 營業そのもの、立場から觀たる現金其の他の資産の収入支出を其

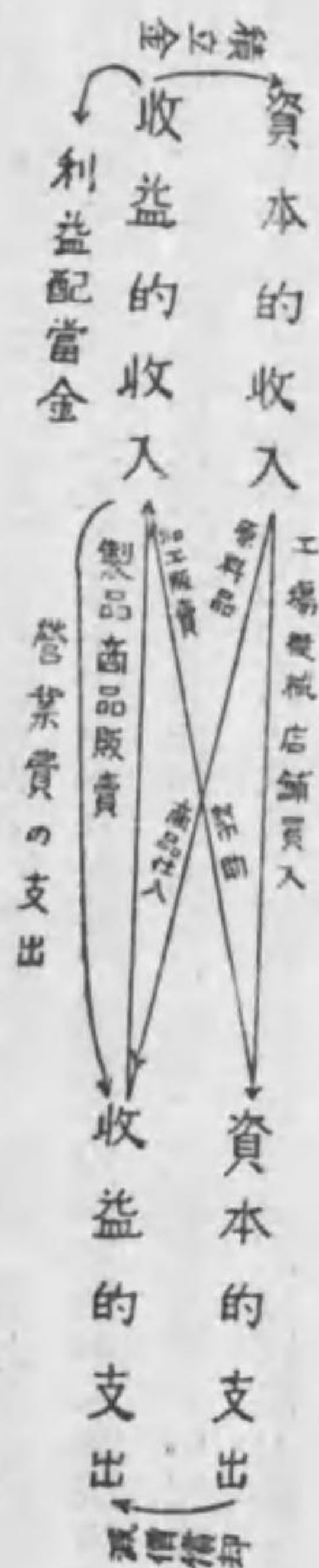
の収入の原因、支出の結果に著眼して區分すれば次の三者となる。

- (1) 營業の基礎たる資金の調達に依る収入及び營業収益の基礎となるべき資産を取得する爲にする支出、稱して之を資本的収入支出と云ふ。
- (2) 一時的に個々の収益を擧げんが爲にする支出及び収益を擧ぐるに因る収入、稱して之を収益的収入支出と云ふ。
- (3) 直接に兩者に屬せず間接に兩者の支出の原因又は結果として中間的にする収入支出、稱して中間的収入支出と云ふ。

右の中(1)の資本的収入とは營業の基礎たるべき資本金、社債、借入金等による収入にして、資本的支出とは之に依り収益の永久的基本たるべき工場、機械等の固定資本(參照第二章)を得る爲にする支出である。(2)の収益的支出とは原料品又は商品の仕入、工賃營業費等の支拂等収益を得る爲の支出であり、収益的収入とは製品商品の賣上収入、手数料の収入等直接収益を齎らす収入である。(3)の中間的収入支出とは賣掛金の發生、回收、手形の受授等直接營業の基本又は収益とは關係なく間接に其の因果として起る収入支出であつて結局は廻り廻つた揚句前掲(1)か(2)の何れかに歸著して了ふのである。簿記では(1)と(3)を資産負債取引、(2)を損益取引と通稱する。



註 終局に於ける資本的収入支出及び収益的収入支出の關係を基とし、營業の經營、取引の状態を一括して示せば左の通りとなる。



四二 同上の區別 資本的收支は既に述べた通り營業の基礎的收處であつて、資本對固定資産の問題であり、収益的收支は個々の収益行為に屬する一時的收支であつて、収益對經費の問題である。從て營業の損益と直接の關係を有するは収益的收支であり、資産負債の現況と直接の關係を有するのは資本的收支及び中間的收支である。故に正確なる營業の損益及び財産の現況を求めんとするならば、資本的収入と収益的収入との間に嚴格なる區別を立てねばならない。

而して資本的収入と収益的収入との區別は前者が個有資本及び借入資本等の基本收入であるに對し、後者は製造若くは販賣等の収益收入であるから之を判別するに甚だ容易であるが、資本的支出と

収益的支出とにありては甚だ其の分界が不分明であり、區別を附することは困難な場合が多い。例へば修繕費、改良費等の支出の如き然りであつて、斯かる場合に若し其の區別を誤らんか或は損失が不當に過大となりて資産が過少となり、或は利益が不當に過大となりて資産が過大になるに至り的確なる損益計算及び財産の現況を知るに由ないのである。即ち資本的支出と収益的支出の區別は以上の如く會計學上重大なる問題である。

然らば其の兩者の區別の標準を奈邊に求むべきかと云ふに、凡そ支出が新なる資産の獲得を伴ひ又は既に有する資産の效用即ち價値の増加を來すときは之を資本的支出とし資産勘定にて整理すべきであり、何等資産の獲得又は價値の増加を伴はないときは収益的支出とし損失勘定にて整理すべきである。

現行第一種所得税の取扱に於ては會社が資本的支出を収益的支出として損失勘定にて處理したるときは之を否認し、其の買入價格の一割を資産の評價損として認め更に其の年度以降每期相當なる減價償却金を算出し其の範圍丈け損金として認容して行くことになつて居る。以下區別の困難なる二三の實例につき其の標準を説明しやう。

四三 創業費 會社設立前發起人が設立に關し立替支拂をなしたる諸經費及び發起人の報酬等會社



の設立に依り會社の負擔となるもの並に設立登記費用其の他の開業準備費等を總括して創業費と云ふ。創業費は會社の設立及び營業開始の爲の費用であつて之を支出しなければ會社の設立及び營業の開始は實現し得られないことを理由とし、又は營業權を構成するものだとして資本的支出なりと爲す者がある。然し創業費の實質は費用であつて其の支出は何等會社の財産の獲得又は其の價格の増加を伴はない。又會社は創業費の支出と同時に營業權を獲得する譯もないのであるから創業費が營業權を構成するとなす説も當らない。

要するに創業費は収益的支出であつて資本的支出ではないのである。けれども其の性質上創立當初の事業年度のみに歸すべき經費ではなく、若し爾かすれば収益力概して尠い初期の事業年度に於て多額の缺損を生じ將來の事業經營上甚だ不利に陥るべきであるから、普通第一期に於て其の全額を損金に計上せず之を繰延資産として資産の部に掲上し數事業年度に分割して償却するのである。

取引仕簿例

六月五日 創業費五千圓現金拂とす。  
 第一期末十一月三十日 内千圓を償却し残額を繰延ぶ。  
 第二期末五月三十一日 二千圓を償却す。  
 第三期末十一月三十日 残額二千圓を償却す。

仕		譯	
(借方)		(貸方)	
6月5日	創業費 5,000-	現金	5,000-
11月30日	損益 1,000-	創業費	1,000-
5月3日	損益 2,000-	創業費	2,000-
11月30日	損益 2,000-	創業費	2,000-

勘定口座			
(借方)		(貸方)	
6/5	現金 5,000-	11/30	損益 1,000-
		"	繰越 4,000-
12/1	繰越 4,000-	6/31	損益 2,000-
		"	繰越 2,000-
6/1	繰越 2,000-	11/30	損益 2,000-

四四 建設費 建設中に屬する工場、線路、水路、其の他の設備を設くる爲の支出は一時建設費又は起業費等の勘定を以て處理し置き、工事完成後、工場、線路、其の他適當な勘定科目に振替へるを常とするのであるが、此の建設費の全額は資本的支出に屬するものである。建設費の内容は通例、測量費、運搬費、設計費、材料費、勞銀等多種多様に互るが之に關し一二問題となり易いものに付き説明しやう。

(1) 借入金、の利息 借入金を以て建設した場合に建設期間中其の爲めに支拂ふ借入金の利子は預金利子其の他雑収入の如き之が支辨に充當し得べきものなき限り、材料費、工事費と同様に資本的支出



として建設費中に組み入れるのが普通である。勿論開業後は収益的支出となり経費として損金に計上すべきである。

(2) 設計變更その他に因る増加支出、當初豫定計畫に依る建設費の豫算額に對し實踐に於て多大の増加を來したる場合に、其の支出は資本的支出なりや収益的支出なりやと云ふに其の増加を來した原因の如何に依り岐れる。

(イ) 材料及び勞銀の騰貴及び中途會社の事業計畫の變更等に依る支出の増加は當然に資本的支出である、設備の修繕、改良に關しては後に別に述べる。

(ロ) 使用材料の數量、工事所要日數等の見積違算に基く支出の増加、又は工事を請負はしめたる場合に於ける請負金額の追加、國家公共團體の河川改良其他土木工事に基因する設計の變更に因る支出の増加と雖も資本的支出たるに變りはない。

(ハ) 工事中天災又は過失に基く損害に因る支出の増加は開業以前に於けるものと雖も勿論資本的支出ではない。然し之を直に全額損金として計上するは事業の成立を不可能ならしめるものであるから創業費と同様に數事業年度に互りて償却するの外ない。

其の間は之を別勘定にて整理するを正當とし建設費中に組入るゝ事は斥けなければならぬが、會

社としては外觀を銜はんが爲に爾かするのが普通であらう。

四五 建設利息 會社は損失を補填し法定準備金を控除したる後に非ざれば、株主に利益の配當をなすことを得ざるを以て原則とするも、會社の目的たる事業の性質に依り會社設立の登記後二ケ年以上開業をなすこと能はずと認めらるゝときは、定款に之を掲げ裁判所の許可を受けて法定利率以内の利息を利益の有無に拘らず株主に配當をなすことを得るのである(商一九六)。此の場合に於ける利息の支出は通例他に預金利子等の雜收入より成る取得金(建設利息配當期間中に於ける各事業年度の純益金は之を當期純益金と謂はずして通例當期取得金と謂ふ)があつたときには之を以て先づ其の支出に充當し、其の収入がない場合には建設費の中に組入れられる。建設利息の本質は資本的支出なりや収益的支出なりやといふに、或は(1)將來の収益を見越してする利益配當の前拂なりと云ふものあり、(2)或は工事中に屬する資産の評價益を固定資本化したる資本的支出なりとなす者あり、(3)或は建設資産の價格とは何等關係なき純然たる損金にして収益的支出なりと説く者あり。余の見る所を以てすれば建設利息は實質上は利益配當の前拂であつて、損失ではないが形式上は會社が債務を負擔したこととなり、會社にとり前項所述の借入金利子と性質を同うする所もあるから其の金額中建設費に組入れられたるものは資本的支出であると解して不可なり。



取引仕簿例

當期取得金二七、三一二圓也株主總會の決議に依り定款第十八條の規定に依る利息の配當拂込資本金に對する年五分の割合五〇、〇〇〇圓を爲すこととし不足金建設費に繰入る。

△△水電株式會社

利息配當案

當期 總 收入 金	……………	四〇、五七二圓	
當期 總 支出 金	……………	一三、二六〇圓	
差 引			
當 期 收 得 金	……………	二七、三一二圓	
外補足金建設費に繰入れ	……………	二二、六八八圓	
計			
定款第十八條に依る利息配當金	……………	五〇、〇〇〇圓	
(借) 當期取得金	二七、三一二	(貸) 未拂配當金	五〇、〇〇〇
建設費	二二、六八八		

四六 取替費修繕費

固定資本に對する之等の支出が資本的支出なりや収益的支出なりやと云ふ判定は甚だ困難な問題であつて、慎重に考慮を要するのであるが以下判り易いやうに場合を分ちて概略の説明をしやう。

- (1) 取替 とは一棟の工場、一組の機械と云ふが如く獨立したる一單位をなす資産を交代する場合を云ひ、其の資産の價格又は能率が取替に因り増加したる場合と否とを問はず、舊資産の記帳價額及び其の取拂費用から其の残骸價額を控除したのを損失に課し、新に取得したる資産の價額及び其の設備費用を資本的支出とする。此の場合に新たなる設備の效用が舊設備の效用の範圍内にして、取替に因り何等其の増加を來さないときは、其の支出の中舊資産價額の範圍丈けを資本的支出とし、之を超過する部分を収益的支出即ち損失となすべしと説くものもあるが、之は固定資産の設備に付き時價の騰貴に依る支出の自然的増加を収益的支出即ち損失となさんとするものであつて正當でない。
- (2) 修繕 とは部分的取替であるが、場合を擧げて大體の標準を示さう。

(イ) 其の原因の如何を問はず、前述の一單位としての資産に對する小修繕にして、其の資産の原狀を維持するに止る程度のもは収益的支出とする。

(ロ) 天災其他突的事件の爲に要する大修繕にして原狀を回復するに止まる程度のもは、其の資産の被害直前の記帳價額と修繕後に於ける見積再建設費(其の資産と同一程度のもを別に建設するに要する費用)との間大差なき場合は其の費用は収益的支出とする。

併し大修繕にして原狀を回復する程度のもは雖も其の資産の罹災前の記帳價額が修繕後に於



ける見積再建築費に比し著しく低廉なる場合は、其の總費用の中から破損材料の撤去費の如き修繕工事著手前の豫備費を収益的支出として控除したる純修繕費を、左記の通り見積り区分して資本的支出と収益的支出との歸屬を定むる、反對論もあるが、(1)の取替の場合と同一理由に依り採るに足らずと思ふ。

$$\frac{\text{純修繕費} \times \text{記帳價額}}{\text{再建築費}} = \text{収益的支出}$$

$$\text{純修繕費} \times \left(1 - \frac{\text{記帳價額}}{\text{再建築費}}\right) = \text{資本的支出}$$

例 或建物につき純修繕費五十萬圓、建物の被害直前の記帳價額二十萬圓、再建築費の見積八十萬圓なる場合に純修繕費の歸屬の区分を求むれば次の通りとなる。

$$¥ 500,000 \times \frac{200,000}{800,000} = ¥ 125,000 \text{ 収益的支出—損失}$$

$$¥ 500,000 \times \left(1 - \frac{200,000}{800,000}\right) = ¥ 375,000 \text{ 資本的支出—資産}$$

$$¥ 200,000 + ¥ 375,000 = ¥ 575,000 \text{ 修繕費に於ける建物價額}$$

要するに或る資産に付記帳價額以上の損失を認むる必要がないと云ふのである。

(ハ) 修繕の結果が原状回復の程度を超え設備の改良を伴ふときは其の原状回復に要すべき費用を

超過する部分は資本的支出とする。

(ニ) 何等突發事件に因ることなく年月の経過に依り自然的に資産の消耗破損を來したものに對する修繕費は多くの場合耐久年數の延長等設備の改良を伴ふ場合が多い。此の場合に其の耐久年數の延長又は設備の改良を伴ふたと認めらるゝ限度の支出は之を資本的支出とする。

- (ホ) 修繕が設備の改良を伴ふたか否やは大體左の標準に依り判定する。
- (1) 修繕の結果設備の能率を高めしや、
- (2) 従て生産費を低下したるや、
- (3) 設備の耐久年數を延長したるや、

要するに固定資産に對する修繕費が資本的支出なりや収益的支出なりやと云ふ判定は本質的問題でなく程度の問題であり、實際問題としては細故に拘泥せず大綱を失はないやうに行ふべきである。

四七 固定資産の取得附帶費用 土地、建物、機械、船舶、各種の設備等を取得する場合には其の直接代價のみならず、仲介料、所有權移轉登記料、敷地買收費、運搬費、据付費、手入費、第三者に對する權利侵害に因る損害賠償金等各種の附帶費用の支出を必要とする。此等の附帶費用は何れの範圍迄資本的支出に屬するや、勿論會社にして未開業中此等を一括して建設費勘定を設けて整理して居

用いざるを免



る場合は通例資本的支出として取扱はれ、他日建設費勘定より各資産勘定に振替へられるのが普通であるが、其の他の場合に於ては亦難問たるを免れぬ。此れに關し大體の標準は左の通りである。

(1) 土地家屋の如き固定資産に付きては完全に自己の所有に歸するに至る迄の支出は大抵資本的支出となして不可ない。故に例へば賣買の仲介料、所有權移轉登記費の如きも賣買をなすに當り買主に於て自己の負擔に歸すべきを明かに豫想し得られ、買主にとり其の買入れたる資産に對し支拂ふべき犠牲の一内容をなすこと争ふの餘地がないから、之に依り取得したる財産の原價を構成すべき性質のものであつて資本的支出たること疑ひないのである。然し現行所得税の取扱に關する解釋では不動産の所有權移轉登記料は其の固定資産として所有する場合に於ても資本的支出と認めない。之は甚だ妥當を缺くと思ふが其の解釋に従ふの外はない。

(2) 工場、機械、各種の設備の如き固定資産に付ては之を取得し、作業又は操業を開始し得らるゝに至る迄の費用は資本的支出と認めて不可ない。從て敷地買收費、運搬費、据付費は勿論其の建設据付工事を爲すに當り、止を得ず他人の權利を侵害すべき場合に支拂ふべき補償費の如きも資本的支出たるに變りはないのである。

収差のふたふた

## 第二章 資産の分類及性質

四八 形式的資産と實質的資産 前章に於ては財産の支出に依り構成すべき資産の範圍に關し説明したが、本章に於ては斯くして取得したる資産の分類及び性質に付き説明しやう。一會計主體に歸屬する財産を分ちて資産と負債となすことは前に述べた通りであるが、會計學上資産とは通例貸借對照表の借方に表示せらるべきものを總稱する。從て其の資産中には實質的に資産價額を有するもの、外資産價額を有せずして只單に貸借對照表の整理上掲げらるゝものも包含せらるゝ譯である。夫れで貸借對照表の借方に表示せらるゝ資産を總資産又は形式的資産と云ひ、其の中現實に資産價額を有するものを實質的資産、單に貸借對照表の整理上掲せらるゝものを整理資産と名付ける。實質的資産を更に分ちて固定資産及び流動資産とする。實質的資産の評價は甚だ複雑な問題で別に述べるを便とするから茲では單に其の分類及び性質に付き説明するに止めて置く。

四九 固定資産 とは前章に於て説明した資本的支出に依り取得された資産の大部分に相當し原形又は原狀を變ずることなく永久的に収益の基本として利用せらるゝものを云ふ。固定資産は資金化性

1. 157



○ 資本の増減は、収入と支出との差である

に乏しきを以て特色とし、之を取得する財源となるものは通常資本的収入即ち資本金又は長期の借入金である。固定資産に二種ある。

直接基本資産

(1) 直接基本資産 とは直接に營業の主たる収益の源泉となり、又は其の用に供せらるゝもの、例へば建設費、營業用土地家屋、工場機械、諸設備、營業權、特許權の如きものを云ふ。

(2) 間接基本資産 とは間接に其の營業の基礎又は収益を確保する爲に所有するもの、例へば競争會社又は關係會社を支配し、又は之に接近せんが爲に所有する其の會社の株式、社債の如きを云ふ。

五〇 流動資産 とは常に流動的狀態にありて、資金其のものをなし又は資金化性に富みたるものを云ふ。流動資産を所有の目的に依り三つに分つ。

収益資産

(1) 収益資産 とは營業の目的として直接變形加工され、又は其のまゝ外部に賣却されることに依り収益を齎すべき資産を云ふ。例へば原料品、材料品、貯藏品、半製品、商品の如し。

運轉資産

(2) 運轉資産 とは營業活動の原動力をなすものであつて人體に於ける血液と其の機能と同じくし、當初資金の元入になるものゝ外、通例前掲収益資産の賣却等に依りなるものである。例へば現金、當座預金、賣掛金、受取手形の如し。而して運轉資産は金融の潤澤なる場合には一部後述の運用資産に變形し、又は新に業務の擴張として前述の固定資産に變形するか、或は債務の辨済に充當せられ其

の外は再び仕入若しくは工賃等の支拂となつて商品又は製品の如き収益資産に歸へるを常とする。

(3) 運用資産 とは運轉資産中直接營業に緊要ならざる資金即ち遊資の運用方法として取得所有せらるゝものである。例へば銀行定期預金、公債社債、株券の如し、而して運用資産は運轉資産に對し豫備的地位に立つと同時に他日營業の擴張等に因り固定資産に變形すべき素質を有する。

五一 整理資産 とは既に述べた各種の實質的資産と趣を異にし、何等夫れ自體資産價額を有せざるも單に整理上又は一營業期間毎の營業の成績を正確に知り、又は之に政策上手加減を加ふる必要上形式的に資産として貸借對照表の借方に計上せらるゝものを云ふ。整理資産は之を其の性質より見て

十位運轉資産

既拂未經過費用、特殊損失金、未確定利益、見返資産の四に分つ。此等の資産と所得税との關係は他に述べる機會がないから各其の項に於て説明をなすに當り附記することとする。

既拂未經過費用

五二 既拂未經過費用 とは營業の損益を嚴格に一事業年度毎に計算せんとする結果、一事業年度に於て支出した費用の内、其の費用の支出の爲に發生した或る效用の有効期間が、其の翌事業年度に跨り存する場合に、其の翌事業年度に跨る期間に相當する金額を其の事業年度の損益に非ずとして損益計算から除算し、貸借對照表の資産の部に掲上したるものを云ふ。例へば未經過保險料、未經過割引料、社債發行差金（社債の額面と發行價額との差にして社債利子の實質を有するもの）の如きである。此



等の未経過費用は其の實質に於て資産でなく、其の翌事業年度に入れば必然其の全部若しくは一部が損金として計上せらるべきものであるが、其の支出金額にして相當大なる場合は會計學上一事業年度の正確なる損益計算をなさんとする上に於て、其の事業年度に屬せざる部分を除算するの整理方法をとらねばならぬ。而して所得税の關係に於て所得金額の計算をなすに際しては、其の金額大なるものを全額損金に計上した場合に於ては超過所得の關係上其の翌事業年度に跨る分に付き其の事業年度の損金に非ずとして除算される。

取引仕簿例

イ 去る十月末支拂ひたる火災保険料一ヶ年分一萬八千圓の中當事業年度に屬せざる十一月相當分振戻を爲す。

(借) 未経過保険料 一六、五〇〇 (貸) 保険料 一六、五〇〇

ロ 未経過保険料中當事業年度負擔六ヶ月分損金に振替ふ。

(借) 保険料 九、〇〇〇 (貸) 未経過保険料 九、〇〇〇

五三 特殊損失金

一事業年度に於て現實に發生した特殊異例の損害にして金額相當大なるものにつき、決算の手續上又は政策上其の全部又は一部を其の事業年度の損益計算に繰入れず、翌期へ繰延べ其の損失金に相當するものを資産に計上することがある。創業費、社債募集費、及び震火災損害金其の他臨時損害金の如きものが普通に夫れとなる。此の中創業費に就いては前章に於て述べたが社債募集費は前掲社債發行差金と合算して整理せらるゝことあり、又所有資産に對して蒙りたる損害金に付て

18000 ÷ 12 = 1500  
1500 × 6 = 9000

18000  
1500  
16500

は其の繰延方法として、(1) 一方資産價格を減少せしめて資産の部に損害勘定、又は其の他の勘定とし掲記するか、(2) 記帳價格を其のまゝ動かさずに置く方法があるが、後者の場合は外觀上果して損失を繰延べたものであるか否かと云ふことを判別するに困難である。會計學上から云へば此の種の損失の繰延は通例排斥すべきことである。

資産に計上された未経過費用と特殊損失金とは通例之を合して繰延資産と稱する。此等繰延資産の整理方法は創業費の項に於て説明したのと同一である。

五四 未確定利益

或る種の利益の確定が二事業年度以上に跨る場合に一事業年度に於て、例へば利拂期限の未到来又は工事の未完成等に因り其の利益たるべき條件が未だ完全に成就せずして、未確定の状態にあるものに付き其の事業年度中経過したる期間又は進行したる工事の程度等に依り其の事業年度に於ける利益を推算して未收利子又は未收利益として資産に計上することがある。之を繰上資産と云ふ。此の場合に於ける其の利益は未だ其の利益たることを確定しないから會計學上實質的に資産價額を有するものとは云へない。勿論其の利益たることを確定して居て現實に收入せざるに止まるものは別であつて茲に所謂未確定利益ではないのである。會計學上此の未確定利益の計上は公債、社債又は定期預金の利子の如き確實なるものを除くの外許されないものである。又所得計算上に於て此の未確

繰上資産

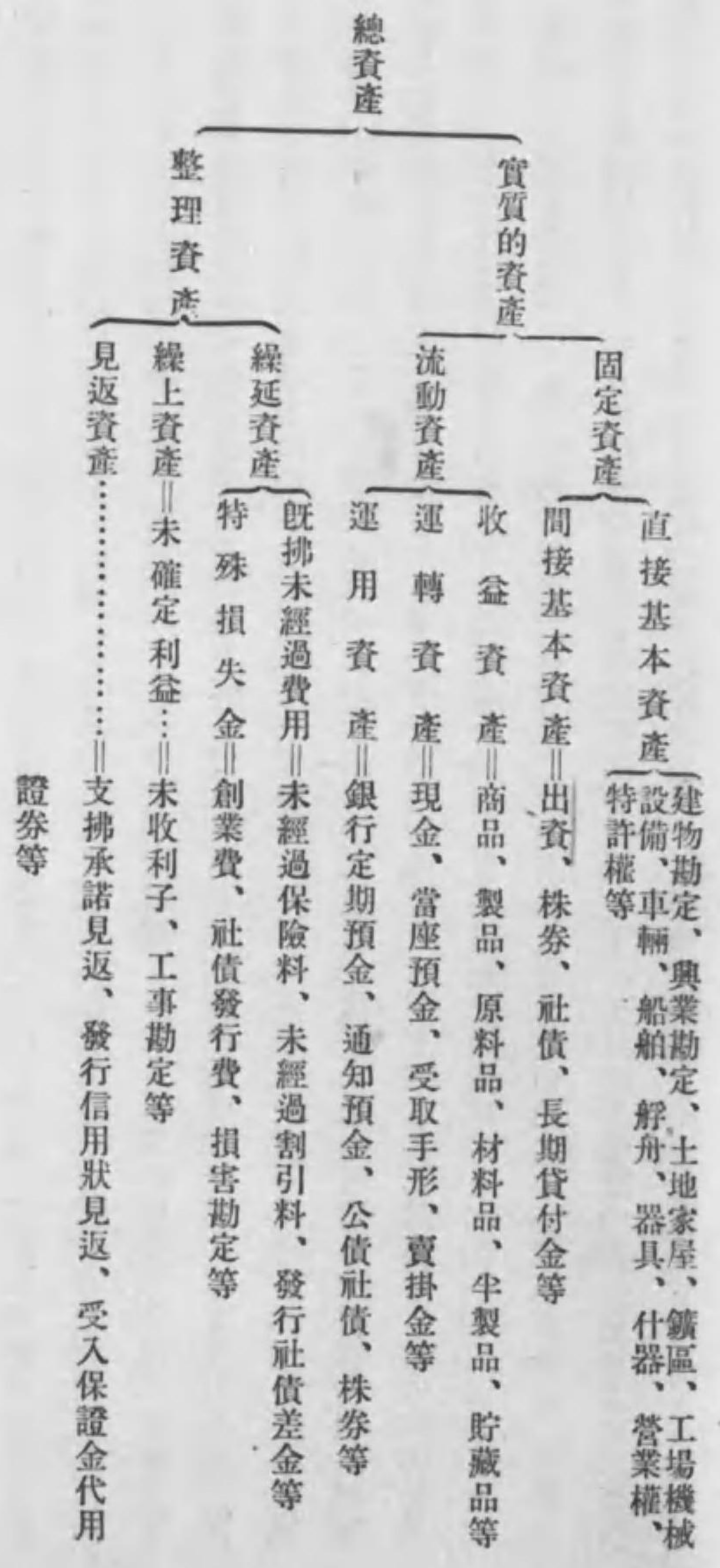


定利益に付ては現實に利益たることの確定した事業年度に於て益金に加算すれば宜しいのであつて、  
會社の主觀的計算に従ふを以て足る。

整理資産

五四 見返資産 とは支拂承諾の如き未だ確定したる現實の債務でないものを負債として、貸借對照表に掲ぐる結果、整理上其の負債に對應する求償的意義に於ける資産として、貸借對照表の部に計上せらるゝもの及、保證金と受入れたる代用證券の如き一時的預りの資産にして、貸借對照表の負債の部に受入保證金等として計上せらるゝ結果、其の對照として借方資産の部に計上せらるゝものを云ふ。保證債務たる支拂承諾見返り又は受入保證金に對する受入保證金代用證券等が即ち之れである。見返資産は夫れ自體何等資産としての實質を有せず所謂偶發債務を負債の部に計上したが爲に掲げらるゝ資産である。會計學上偶發債務を負債の部に掲ぐるとは財産状態の精細なる物を知る上に於て甚だ望まじき事であつて、其の結果として計上せらるゝ見返り資産は現實な資産でなく、會社の主觀的立場から見ても他の種の整理資産とは性質を異にする。所得稅計算の超過所得の基礎たる資本金按分計算の場合には按分の基礎たる總資産より控除せらるべきものである。

五六 資産の分類 以上に依り資産の分類及び其の性質に關する大體の説明を終つたが之が分類を表にて示せば即ち左の通りである。



### 第三章 資産の評價



五七 資産評價總論 資産の評價は資産の實質的範圍即ち資産の價值計算の問題であつて、營業の成績に直接の影響を及ぼし其の評價にして當を失せんか正確なる損益計算は之を求むるに由ない。

然らば資産評價の標準如何にと云へば、商法第二十六條第二項には財産目録調製の時に於ける時價を超ゆることを得ずと規定してゐるが、然し會計學の見地に於ける一般原則を求むれば、資産評價の基礎は會社が營業を繼續して行ふものとしての主觀的價額に依るべきである。即ち營業を繼續して行ふものとしての價格であるから評價決定に付き個々の財産を引離して見る清算の場合に於ける處分價格を豫想する必要はない。又主觀的價額に依るべきであるから或る限度迄は會社が營業經營上必要と認むる程度に依り或は時價以下にて評價して可なりである。

今日一般會社に於ける資産の評價は凡て右の原則に従ひ主觀的價額に依つて居る。併し主觀的價額は各人其の認むる所に依り標準を異にするから、若し其の認むる所を誤らんか容易ならざる弊害を伴ふ恐れがある。故に其の間言ふ迄もなく會計學上其の主觀的價額を如何に定むべきやと云ふことに關し統一したる規範が存するのである。又所得税に於ける所得金額計算の見地から云へば資産の評價は會社の主觀的價額なるものに租税の公正を期する事を主眼とすべき必要上客觀的觀念を加ふる必要があり、常に批判的立場にあつて會社の主觀的評價が租税公平の上から見て著しく妥當を缺くや否やに

注意すべきこととなる。而して現行所得税の取扱に於ては單に或る程度迄基礎の堅實を圖るのは必ずしも排斥すべきものでもないから、原價又は時價の何れか低きもの、土地に付ては五分、其の他の有形資産及有價證券に就いては一割の範圍に於ける評價損は之を認容することになつて居る。會計學上資産評價の標準は固定資産と流動資産とに依り異らる。

五八 固定資産の評價 固定資産は収益の永久的基本をなすものであつて、之を保存する目的は之を販賣又は消費して収益を得るにあらずして、其の機能及び效用を利用し収益の手段に供せんとするにある。従て營業を繼續するものとして主觀的立場から云へば固定資産の機能及び效用が異狀なく繼續して順調に活動する間は其の價值は何時にても相等しかるべく、其の時價の變動の如きは之を考慮する必要がないのである。否寧ろ其の時價の變動を考慮し評價を動かすことに依りて却て未だ現實に表はれざる損益の爲に現實の營業の成績が攪亂され、其の正確を期することが出来なくなるのである。故に前掲商法第二十六條第二項の規定も固定資産に關しては幾分斟酌して解せねばならぬことになる。

従て固定資産の評價は外界の時價の變動に係ることなく當初取得したる原價に依るを原則とする。固定資産の原價の觀念は既に述べた資本的支出の説明に依り明かであらう。然し固定資産は其の性質上年月の経過又は外界の事情に依り其の包容する機能若しくは效用が實質上又は經濟上減耗するに至



るべきものであつて、營業の經營中其の固定資産より抽出し去つた機能及び效用に相當する分は其の固定資産の價値を減ずるのである。茲に於て減價償却の必要を生じ、固定資産は創業費等と同じく一種の前拂經費であり、既拂未經過費用であり、繰延資産なりとする説が生れて来る。減價償却に付ては後章に於て述べやう。

五九 流動資産の評価

流動資産は所有の目的により収益資産、運轉資産、運用資産の三者に分つことは既に述べたが、此の中収益資産は直ちに又は之に加工して販賣し現金其の他の運轉資産化することを以て目的とし、運用資産は必要に應じ隨時運轉資産化すべき性質のものである。故に流動資産は一括して云へば其れ自體現金若しくは之に代るべきものであるか、又は他日之に變化せしむべき性質のものであるから、之が評價に就ては所謂資金化力の觀念を除外してはならないのであつて、評價を要すべき流動資産即ち現金若しくは當座預金以外の流動資産の價値は實に其の資金化力に在りとはねばならない。而して資金化力の最後の決定は時價に依り與へられるから現金若しくは當座預金以外の流動資産の評価は時價に依るべきを以て原則とする。

然れども未だ實現せざる豫想の利益は之を計上すべからずとなすは會計學上の動かす可からざる原則であつて、若し或る流動資産の時價にして其の取得原價より高い場合に、其の時價に依る時は之を資

めるコト  
代りもあつても  
いふ所もあつても  
代りもあつても

金化することに依り始めて擧げ得べき豫想上の利益を計上することとなり、右の原則に反することに  
なるのであるから流動資産の時價にして原價より高き時は其の低き原價に従ふべきこと勿論である。  
要するに資産評價の原則は

- (1) 固定資産は原價に従つて別に減價償却を行ひ、
  - (2) 流動資産は時價若しくは原價の何れか低きに依るのである。
- 以下資産の重なるものに付き個々に評價法を説明するが其の中營業權に付ては特に説明を詳しくする必要もあるから特許權等と共に別章に譲る。

六〇 土地の評価

は之を固定資産として所有するときには一般に原價を以て評價する。土地の原價に付ては既に第一章中に於て述べた所であるが、土地の買入代價は勿論、買入手數料、登記料及び土地に加へたる改良費例へば道路を設け地盛をなし、瓦斯、水道を敷き、下水工事を施すが如き支出も其の原價を構成するのである。然し登記料を所得計算の取扱上原價に加算しないことは既に述べた通りである。土地の價格は大勢として騰貴するのが普通であるが其の減少する場合は二つある。

- (1) 經濟的減價、商業的地域即ち土地の繁榮が他に移轉した場合又は交通運搬の利便が消滅した場合
- (2) 災害、土地の表面又は之に對する設備が震災等に依り破損した場合

146



此等の減價に因る損失は特殊異常なものであるから、其の金額大なる時は一般營業收益に負擔せしむべきものでなくして積立金等にて補填すべきものである。

土地と鑛區とは嚴格に區別するを要する。鑛區は地中に埋藏して居る鑛物を採掘し得べき利益及び其の採掘に必要な工事及び直接的設備を意味する。

又土地を流動資産として所有する場合即ち現今の土地會社に於ける如く、之に改良を加へ又は加へずして賣却するを目的として所有する場合に於ては、原價若くは時價の何れか低きに依るべきであるが、他の一般商品の場合と異り之が正確なる時價を計算することは事實不可能の場合が多いであらう。

而して大區域の土地を小區域に分割して販賣する場合に注意すべきは、其の分割せられたる各小區域の土地は同一面積であつても位置的關係の爲に原價は必ずしも同一と爲すべきでない。故に此の場合に於ける一地區の原價の計算方法は其の地區の時價の全時價に對する割合を以て全原價を除して計算すべきである。

例 或る土地の總原價は十五萬圓、總時價は二十萬圓其の百分の一の面積に相當する甲なる地區の時價が四千圓なる場合に其の甲地區の原價は  $¥ 150,000 \times \frac{4,000}{200,000} = ¥ 3,000$  とすべきである。

六一 土地の時價 土地の時價の評定は甚だ至難の問題である。元來時價なるものは賣買實例を標

準として定まるべきものであるが、土地に付ては性質上頻りに賣買の行はれるものではない。

田畑にして純然其の土地より生ずる年々の収益を得るを目的とするものに付ては、大體其の土地の平均収益を元本化したものを標準として定まる。此の場合の利率は市場利率よりも甚だ低く實例としては大體市場利率の二分の一内外程度である。之は其の土地の収益の確實性と土地の數量的定限よりして其の價格昂騰の趨勢が否定し難き關係に在るに基因するであらう。併し同じ田畑の中でも水害其の他災害の懸念多きものは勿論以上の例に依るべからずして、一定の標準を求めることは難しい。總じて田畑の時價は個人思想の發達に因る小作爭議勃發の懸念、土地收穫遞減の法則の實現等の爲、將來大勢として下落の傾向あるを免れず放資の目的としての適性が漸次薄らぎつゝある。尤も田畑の中でも市街隣接地、温泉風景地の接續地の如きに至りては將來宅地に變化すべき可能性に富むから、其の價格は自然時價騰貴に依る差益の期待が存する爲め其の收穫の如何に拘らず漸次騰貴の趨勢にある。

市街地の時價評定に付ては一層複雑して居て、其の價格は商業地域なるや否やの關係、道路設備の良否、人車交通の繁閑、大百貨店銀行會社の建物又は鐵道の停車場等との距離の遠近等に依り影響せらるゝ所が多い。而して實際の價格は又賣主と買主との立場の優劣懸引等に依り左右せらるゝことが甚しいのである。尤も市街地に付ては賣買實例が比較的が多いやうであるから、之を參酌することに



依り價格の決定も便宜せらるゝことはあらう。市街地の價格に付き注意を要するは更地なるや否の點、即ち借地權との關係であつて、土地の價格が安ければ借地權の價格は無價値に近いが、高ければ高い程其の價格の割合は高く上り、夫れ丈け借地權付の土地の價格は割合上低價になる譯である。實例として東京市日本橋區内の一等地の更地としての時價一坪三千圓見當のものにありて借地權價格千八百圓見當、借地權付の土地自體の價格千二百圓見當を稱へて居る。

六二 東京市區整の評價 大正十二年關東大震災の爲め東京市の大部分が焼失したに依り、之を機とし國及び東京市の手に依りて帝都復興、區劃整理が行はれるこゝなつたが、此の區劃整理の事業は必然道路の擴張變更等を伴ふ爲めに一般の民有地を國又は市に於て買收し、又は民有地と國有地又は市有地と交換する等の必要を生じ、一般的に土地評價の問題を生じたのであつて、此の場合の科學的な組織的な土地評價法として内務省復興局、東京市復興事業局の手に依り考案され實施された方法を参考の爲め示せば次の通りである。此の評價方法は大體米國クリヴランド市に於て曾て採用されたものを参考として考案されたものであるが、更に大正十五年第一次税制整理に伴ひ、地租の課税標準變更の準備調査として行はれた土地貸賃價格調査中、重要市街宅地の貸賃價格調査方法にも種々變更を加はへられた上採用されたものである。

此の評價方法は、大體次の四點に盡くされる。

(1) 路線價の設定 或る路線(道路)より直角に測りたる奥行五間間口一間の土地の平均坪當價格を其の路線の路線價と稱し、之を土地評價の基準とし之に依りて各路線に沿ふ宅地の等位を定むる。此の路線價は等級を以て表示し五十級に區分されて居る(別表第一表路線價等級表参照)。又路線價は金錢を以て表示せず指數を以て定め一整理地區内の區劃整理前の最高級の路線價指數を一、〇〇〇個とすることになつて居る。奥行五間平均を採つた所以は東京市に於ける土地の相場は大體に於て表通りより奥行五間平均を以て稱へらるゝを普通とするからである。尤も場所に依つては五間以上の平均を以て稱へらるゝ所もあらうが、場所に依り奥行の深さを異にすることは二の地區に於ける路線價の比較上困難を來し又實際評價上混雜を來すを免れないから一律に五間と定められた譯である。

(2) 奥行價格百分率の適用 路線價を決定し之を評價上如何に利用するかと謂へば、市街地に於ける土地の價格は農耕地と異なり路線に近き部分の土地は高く、之より奥に行くに従つて其の價値を減ずる傾向があるから、此の點を考慮して路線價に一定率を乗ずることとし、之を乗ずるときは自然に奥行の浅い土地の一坪當り平均價格は高く、深くなればなる程其の平均價格は低く評價されるや



うに仕組まれて居る。此の率を奥行價格百分率といふ（別表第二表奥行價格百分率表参照）。此の率を左の四階級に區分する。

特別率 最高級の商業地に適用す、

甲 率 上級の商業地に適用す、

乙 率 中等級の商業地に適用す、

丙 率 下級の商業地、住宅地、工業地又は之に準ずべき土地に適用す、

(3) 側方路線影響百分率 評價すべき土地が角地に非ざる場合には前述の通り路線價に奥行價格百分率を乗じて算出すれば足りるのであるが、角地の場合には正面路線の外、側方に在る路線の影響を受け普通の宅地よりも價値が高かるべきであるから、評價上も之を加味する必要あり此の爲には側方路線の路線價に側方路線影響百分率を乗じたるものを更に加算することになつて居る。（別表第三表側方路線影響百分率表参照）

此の率を左の三階級に區分する。

特別率 奥行價格百分率の特別率を適用すべき側方路線の路線價に適用す、

甲 率 奥行價格百分率の甲率を適用すべき側方路線の路線價に適用す、

乙 率 奥行價格百分率の乙率を適用すべき側方路線の路線價に適用す、

(4) 三角形遮減百分率 路面より奥に入るに従ひ狭まくなつて居る三角形地の評價に付ては同一間口

同一奥行を有する矩形地の總價額に三角形遮減百分率を乗じて計算することになつて居る。（別表第三表三角形遮減百分率表参照）

(5) 路線價指數の換算 以上述べたやうに路線價は指數を以て表示することになつて居るから土地の價格も自然指數を以て表示される。夫れで之を金錢に換價する必要があるが、其の方法としては實例を参照する等其他の方法を以て精査の上基準的に或る一階級の路線價を確定し金錢を以て表示すれば、後は其の指數即ち倍數を乗ずることに依り簡單に算出出来る。此の點に付ては特別都市計畫法に依れば補償審査會に於て審議し又は土地區劃整理委員會の意見を徴して決定することになつて居る。

六三 土地評價計算例 以上の説明を理解易からしむる爲め例を以て示せば次の通りである。

(1) 矩形地の評價

イ 角地にあらざる場合

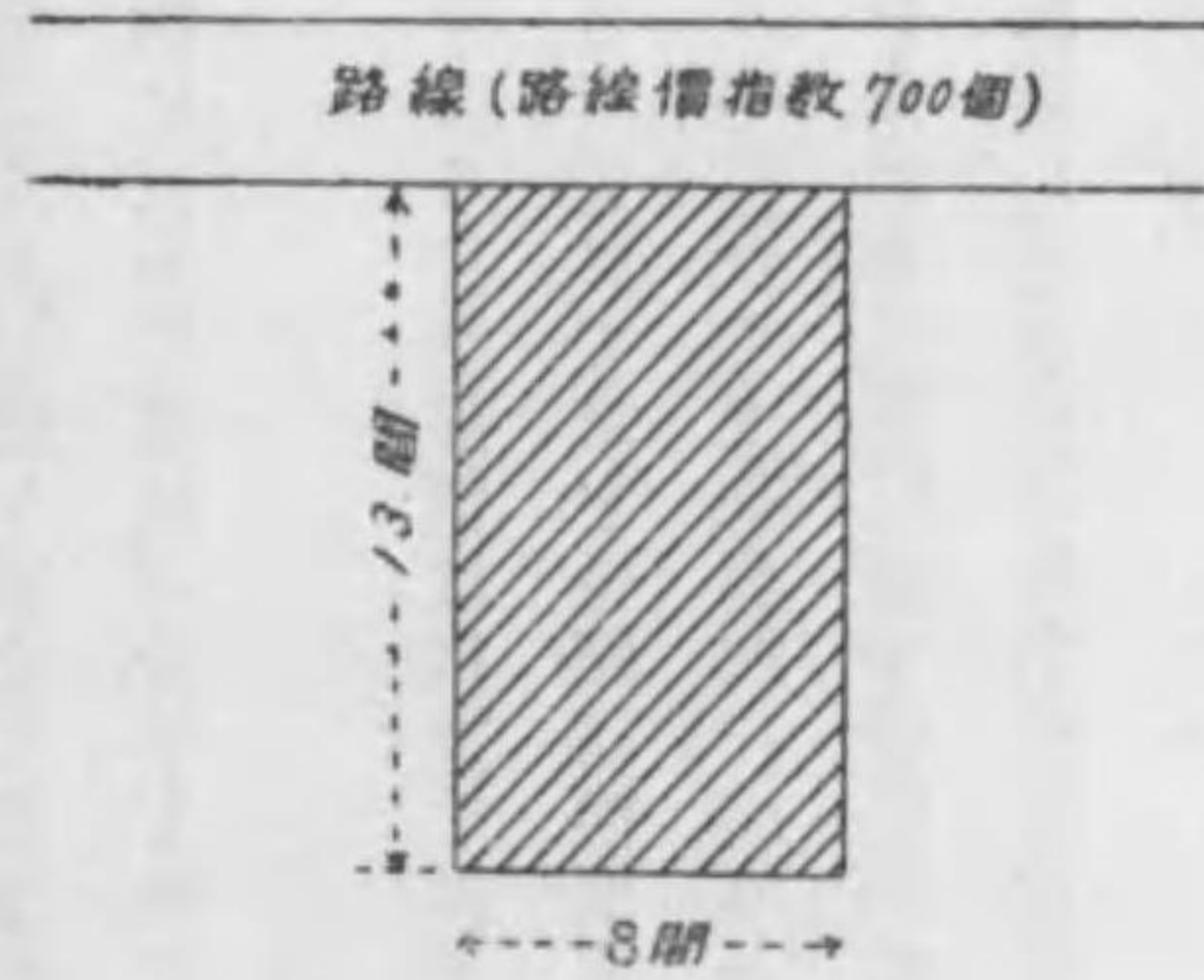
計算方法 矩形地が角地にあらざる場合の土地の價格は路線價指數に奥行價格百分率及間口間



數を乗じ計算する。

例 第一圖に於て矩形地の間口八間奥行十三間路線價指數七百個にして其の適用すべき奥行價格百分率は甲率なりと假定するときは其の土地の總價額は左の算式により計算する。

第一圖



(算式)

$$\text{總價額} = 700 \text{個} \times 1,002.0\% \times 8 = 56,112 \text{個}$$

(註) 1,002.0% は奥行十三間目に相當する奥行價額百分率(甲率)とす第二表の2參照)

角地の場合

計算方法 矩形地が角地なるときは「イ」の方法に依り路線價指數の大なる路線(正面路線)より奥行十間(特別率又は甲率)又は五間(乙率又は丙率)までを計算し次に之と同一の方法により路線價の小なる路線(側方路線)より奥行十間(特別率又は甲率)又は五間(乙率又は丙率)までを計算し(但し正面路線より計算したる部分を除く)殘餘の土地に付ては正面路線より計算す。但側方路線より計算したる價額が正面路線より計算したる價額より高きときは側方路線より計算する。以上の方法により算出したるものに對し左の側方路線影響範圍内の土地に付ては更に側方路線の路線價に側方路線影響百分率及び影響範圍内の土地の間口間數を乗じたるものを加算する。

側方路線影響範圍

- 一、特別率又は甲率を適用すべき路線なるときは其の路線より十間
- 二、乙率を適用すべき路線なるときは其の路線より五間

例 第二圖に於て路線價指數の大なる路線を基準としたる間口十五間奥行二十間の矩形の角地あり、其の路線價指數の大なる路線の指數は七百個小なる路線の指數は五百個なる場合の土



(算式)

第一區の價額 = 700個 × 839.5% × 15 = 88,147個

第二區の價額 = 500個 × 839.5% × 10 = 41,975個

第三區の價額 = 7000個 × (1,323.2 - 839.5)% × 5  
 = 16,929個(正面路線より計算す)

(第三區を側方路線より計算するは其の價額は500個 ×

(1,100.8 - 839.5)% × 10 = 13,065個にして正面路線より

計算したる價額に比較し小なるが故に正面路線より計

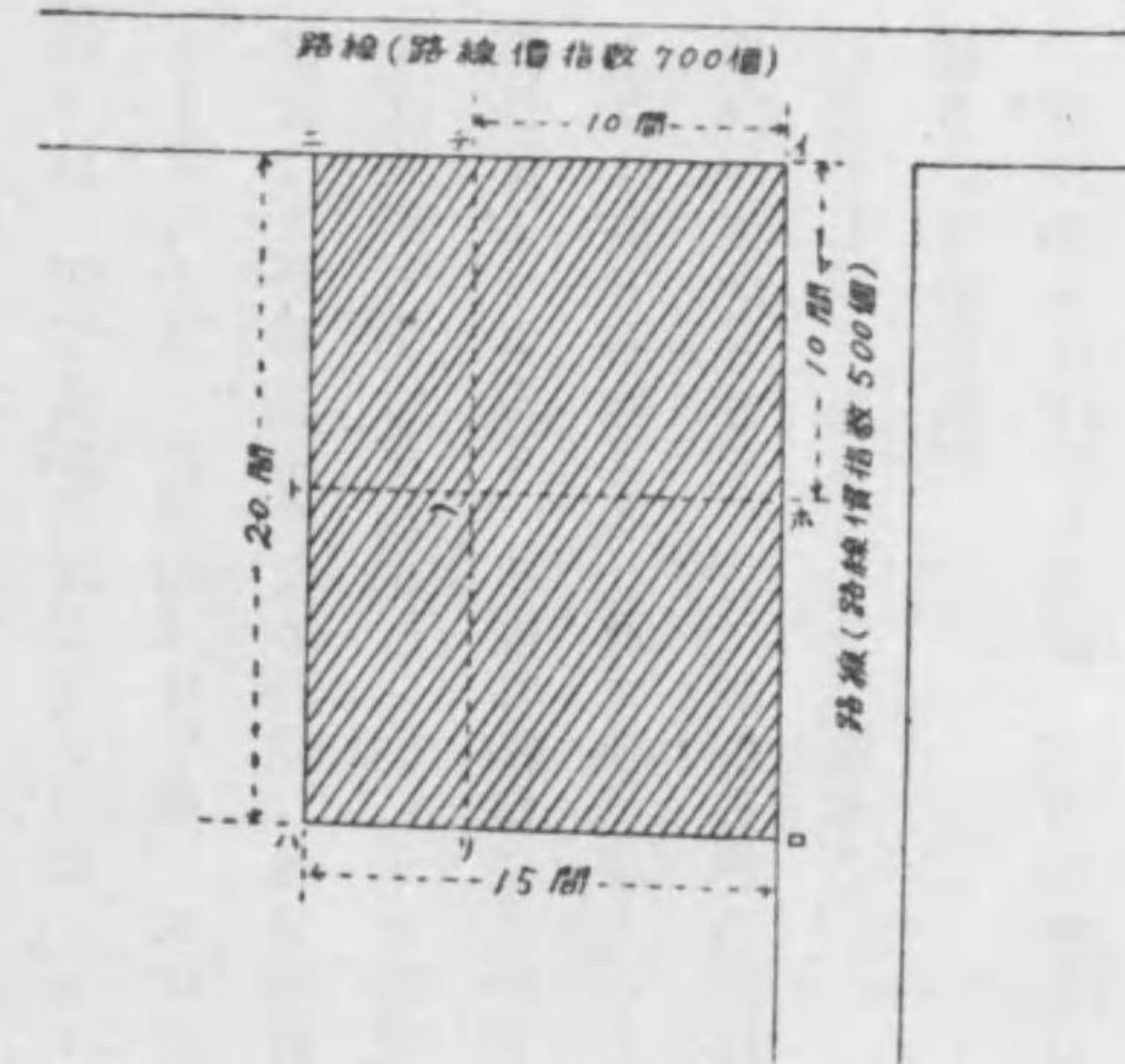
算したるものを採用す)

側方路線影響價額 = 500個 × 386.4% × 10 = 19,320個

故に(イロハニ)の總價額 = 88,147 + 41,975 + 16,929 +

19,320 = 166,371個

圖 二 第



(説明)

矩形地(イロハニ)を總價額計算の便宜上下の數區域に分つ

第一區 正面路線より計算すべき區域(イホトニ)

第二區 側方路線より計算すべき區域(ホロリヘ)

第三區 殘餘の土地(ヘリハト)

側方路線影響範圍(イホヘチ)

地の總價額は(但正面路線及側方路線共に甲率を適用すべき路線とす)左の算式に依り計算する。

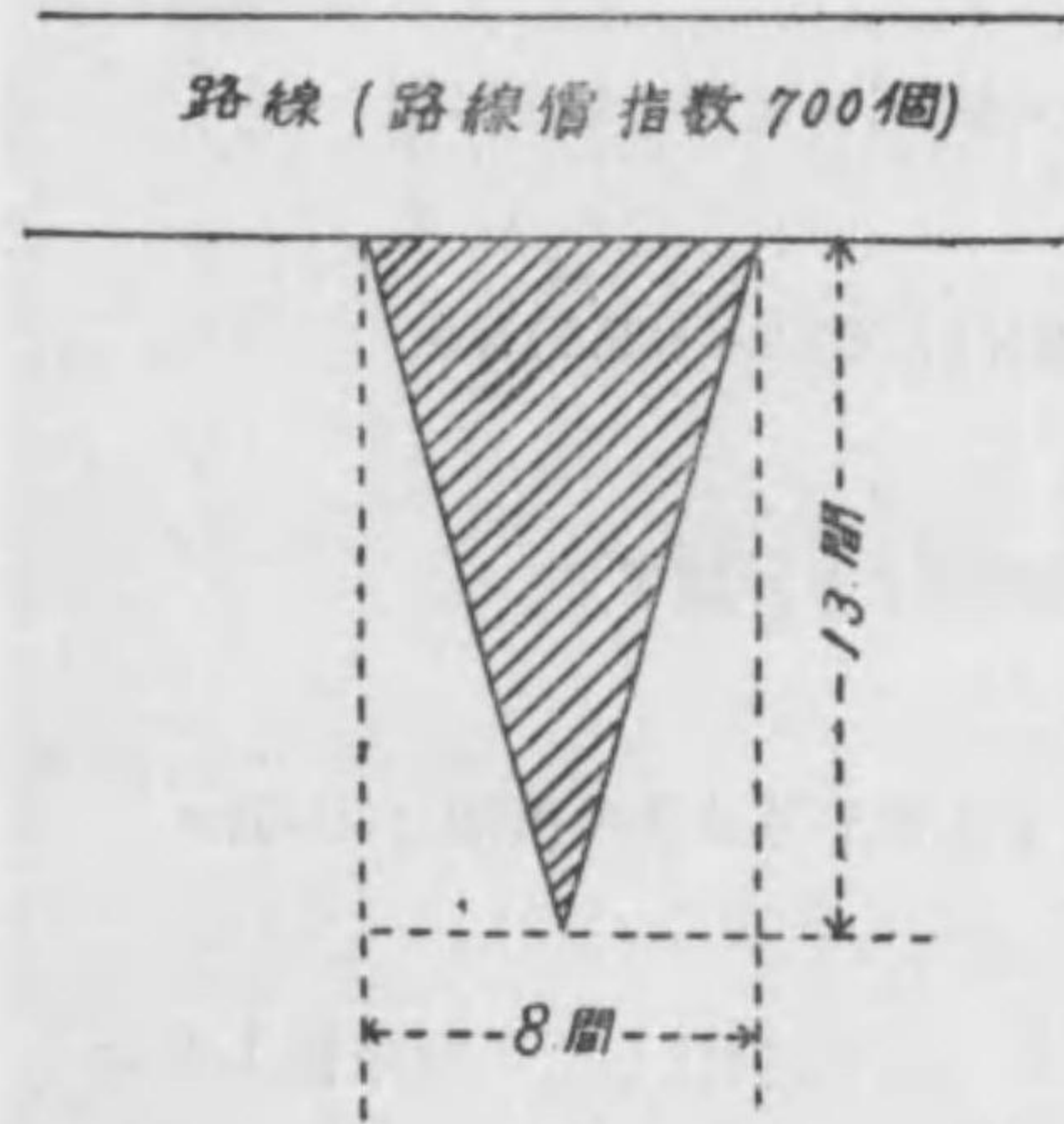


(2) 三角形地の評價

計算方法 三角形地の評價は同一間口同一奥行を有する矩形地の  
總價額に別表三角形遞減百分率を乗じ計算する。

例 第三圖に於て三角形地の間口八間奥行十三間路線價指數七百  
個、其の適用すべき奥行價額百分率は甲率なりと假定するとき  
は其の土地の總價額は左の算式に依り計算する。

圖 三 第



(算式)

$$\text{總價額} = 700 \text{個} \times 1,002.0\% \times 8 \times 57.6\% = 32,320 \text{個}$$

(註) (1) 1,002.0%は奥行十三間目に相當する奥行價格百  
分率(甲率)とす(第二表の2参照)

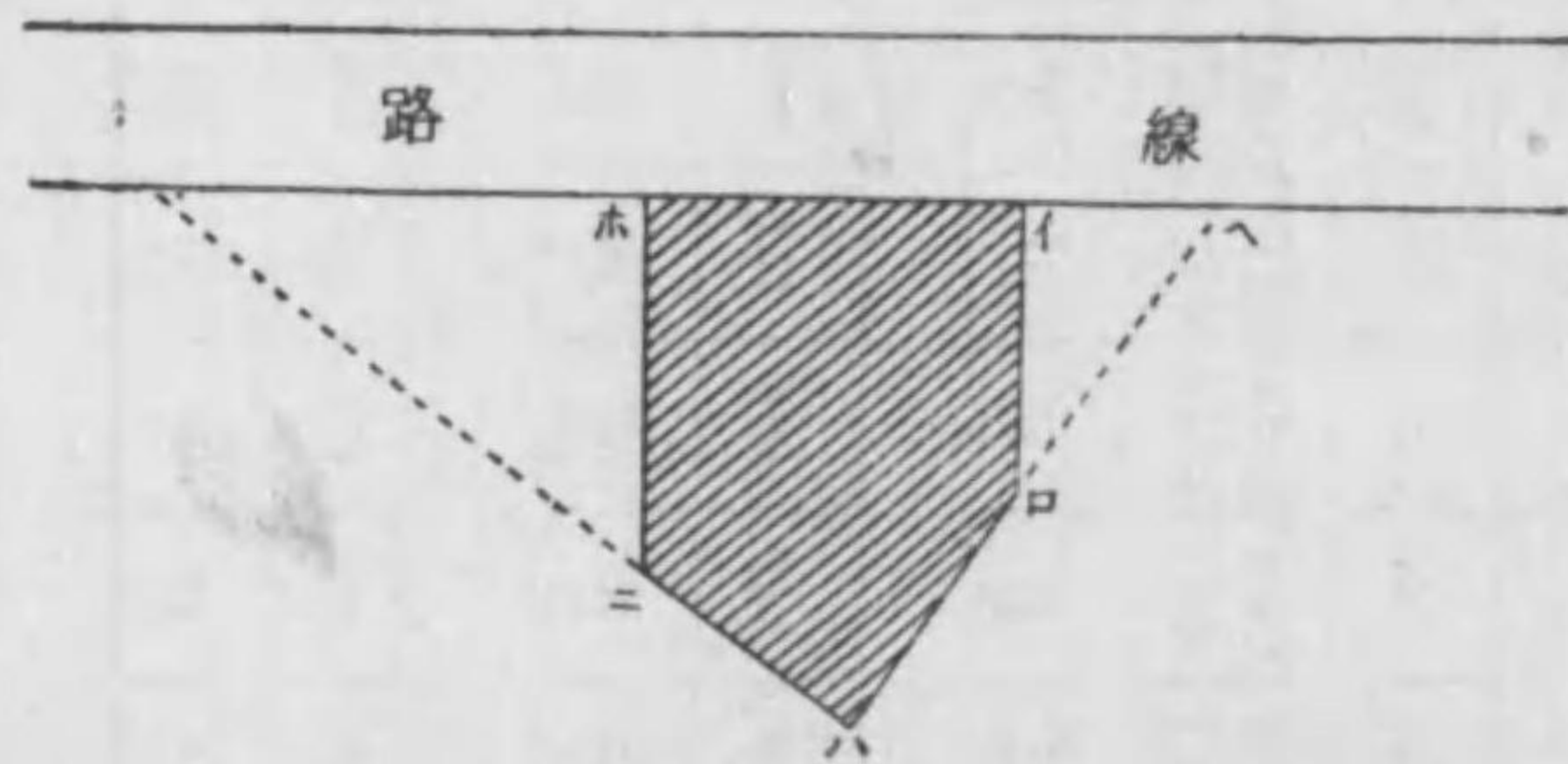
(2) 57.6% は奥行十三間の三角形に適用すべき三角  
形遞減百分率(甲率)とす(第四表参照)

(3) 不正形地の評價

計算方法 不正地形は之を矩形又は三角  
形に分解し一又は二の方法により計算  
する。

例 第四圖に於けるが如へ「イ・ロ・ハ・  
ニ・ホ」の五角形地の評價は三角形地は  
「ハ・ト」の總價額より三角形地「イ・  
ロ」の總價額及三角形地「ホ・ニ」の  
總價額を控除し計算する。(算式省略)

圖 四 第





第一表 路線價指數等級表

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
指數	100 個	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240
等級	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
指數	250	260	270	280	290	300	325	350	375	400	425	450	475	500	525
等級	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
指數	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
等級	46	47	48	49	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指數	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表 1 奧行價格百分率 (特別率)

間數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
百分率	144.0	254.1	346.6	427.9	500.0	565.0	623.4	676.2	724.9	769.5	811.6	851.0	888.5	923.9	957.3
間數	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
百分率	988.7	1,018.7	1,047.2	1,074.3	1,100.3	1,126.1	1,152.0	1,177.9	1,203.8	1,229.7	1,255.6	1,281.5	1,307.4	1,333.3	1,359.2
間數	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
百分率	1,385.1	1,411.0	1,436.9	1,462.8	1,488.7	1,514.6	1,540.5	1,566.4	1,592.3	1,618.2	1,644.1	1,670.0	1,695.9	1,721.8	1,747.7
間數	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
百分率	1,773.6	1,799.5	1,825.4	1,851.3	1,877.2	1,903.1	1,929.0	1,954.9	1,980.8	2,006.7	2,032.6	2,058.5	2,084.4	2,110.3	2,136.2



第二表ノ2 興行價格百分率(甲率)

間數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
百分率	127.6	223.0	328.7	417.3	500.0	576.9	649.0	716.5	779.8	830.5	895.9	949.9	1,002.0	1,052.1	1,100.8

間數	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
百分率	1,147.9	1,193.5	1,238.0	1,281.1	1,323.2	1,365.3	1,407.4	1,449.5	1,491.6	1,533.7	1,575.8	1,617.9	1,660.0	1,702.1	1,744.2

間數	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
百分率	1,786.3	1,828.4	1,870.5	1,912.6	1,954.7	1,996.8	2,038.9	2,081.0	2,123.1	2,165.2	2,207.3	2,249.4	2,291.5	2,333.6	2,375.7

間數	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
百分率	2,417.8	2,459.9	2,502.0	2,544.1	2,586.2	2,628.3	2,670.4	2,712.5	2,754.6	2,796.7	2,838.8	2,880.9	2,923.0	2,965.1	3,007.2

第二表ノ3 興行價格百分率(乙率)

間數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
百分率	110.6	215.7	315.3	410.0	500.0	585.7	667.6	745.8	820.5	892.1	960.7	1,027.1	1,091.3	1,153.7	1,214.4

間數	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
百分率	1,273.6	1,331.7	1,388.8	1,445.0	1,500.0	1,556.2	1,611.8	1,667.4	1,723.0	1,778.6	1,834.2	1,889.8	1,945.4	2,001.0	2,056.6

間數	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
百分率	2,112.2	2,167.8	2,223.4	2,279.0	2,334.6	2,390.2	2,445.8	2,501.4	2,557.0	2,612.6	2,668.2	2,723.8	2,779.4	2,835.0	2,890.6

間數	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
百分率	2,946.2	2,991.8	3,037.4	3,113.0	3,168.6	3,224.2	3,279.8	3,335.4	3,391.0	3,446.6	3,502.2	3,557.8	3,613.4	3,669.0	3,724.6



第二表 / 4 奧行價格百分率 (丙率)

間數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
百分率	104.1	206.2	306.2	404.1	500.0	593.7	685.4	775.0	862.5	948.3	1,032.5	1,115.1	1,196.1	1,275.6	1,353.6

間數	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
百分率	1,430.2	1,505.4	1,579.4	1,652.5	1,724.4	1,796.3	1,868.2	1,940.1	2,012.0	2,083.9	2,155.8	2,227.7	2,299.6	2,371.5	2,443.4

間數	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
百分率	2,515.3	2,587.2	2,659.1	2,731.0	2,802.9	2,874.8	2,946.7	3,018.6	3,090.5	3,162.4	3,234.3	3,306.2	3,378.1	3,450.0	3,521.9

間數	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
百分率	3,593.8	3,665.7	3,737.6	3,809.5	3,881.4	3,953.3	4,025.2	4,097.1	4,169.0	4,240.9	4,312.8	4,384.7	4,456.6	4,528.5	4,600.4

第三表 側方路線影響百分率表

奧行間數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
特別率	144.0	240.1	311.2	366.7	407.5	440.0	462.9	478.1	487.4	491.0	494.6	498.2	501.8	505.4	509.0
甲率	100.0	163.8	223.9	269.0	305.9	334.7	356.7	372.2	381.8	386.4	391.0	395.6	400.2	404.8	409.4
乙率	50.0	83.8	116.5	134.4	142.8	151.2	159.6	168.0	176.4	184.8	—	—	—	—	—

第四表 三角形遞減百分率表

間數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別率	50.0	53.3	54.9	56.0	56.9	57.6	58.4	59.1	59.7	60.3
甲率	50.0	52.3	53.2	53.7	54.2	54.7	55.2	55.6	56.1	56.5
乙率	50.0	50.6	51.1	51.6	52.0	52.4	52.8	53.2	53.6	53.9
丙率	50.0	50.2	50.4	50.6	50.8	51.0	51.2	51.4	51.6	51.7



問	數	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
甲	甲	60.9	61.3	61.8	62.1	62.5	62.9	63.2	63.6	63.9	64.2
甲	甲	56.9	57.3	57.5	57.9	58.2	58.4	58.7	58.9	59.1	59.2
乙	甲	54.3	54.6	54.9	55.2	55.4	55.6	55.8	56.0	56.1	56.3
丙	甲	51.9	52.1	52.2	52.4	52.5	52.7	52.9	53.0	53.1	53.3

六四 機械諸設備等の評價 固定資産として所有する機械、諸設備の評價に就ても原價に従ふを原則とするが、其の原價の範圍に就ては又第一章中に述べた様に其の代價、運搬費、据付費は固より之れが設備を完成し試運轉に掛る迄の支出一切を包含するのである。勿論据付工事中、過失又は天災に因る支出の増加は原價を構成しない。而して運轉開始後、機械、諸設備は土地建物に比し修繕を要する機会が多いが之等の修繕費は既に述べた通り特段の積極的改良を伴はない限り収益的支出として損失に歸せしむべきである。機械の減價償却に付ては一括して後述に譲るが、機械、諸設備の主觀的價值は優秀なる新機械の發明に依り經濟的に激減し既に述べた取替の必要に迫らるゝとが多い。此の場合に於

ける機械の評價は其の取替前に於ては通常の減價償却以外に特別に相當割合之を引下げねばならぬ。又取替へた後に於ては其の舊機械の記帳價格及び取拂費用は損失に歸せしむべき事は勿論であるが、其の廢止機械の殘存價格を如何に評價して利益に繰戻すべきや、廢止機械を處分して了つた時は簡單であるが、未處分のときに於ては其の評價に關しては其の機械を營業政策上同業者に賣却して差支へないか否かに注意することを要する。

(1) 競争業にありて其の廢止機械を賣却することが同業者に競争の武器を與ふる結果になり、營業經營上其の賣却を爲すこと不可能な立場にあるときは、其の機械が相當な時價を有して居ても其の主觀的價值は地金としての價格の範圍を越ゆることは出來ない。斯かる場合に於ては會社は通常其の機械を死藏して置くであらうが、評價は地金としての最低價格に従ひ他日現實處分の際を俟つて其の評價との差額を損益に繰戻すべきである。

(2) 其の廢止機械を其の儘賣却して差支へないときは其の時價又は記帳價格の何れか低きに依る。自己の工場で製作した機械を使用するときは正確なる計算に依る原價に従ふことを要する。製品の原價計算に就ては別章に述べやう。

流動資産即ち收益資産として所有する場合には商品の項に於て説明する。器具に付ては種々なる評



價法があるが、其の耐久年数は性質上極めて短期間であるから、其の評價方法として最も便宜なのは之を買入れたるときに其の買入代價に依り器具勘定又は貯藏品勘定にて整理し、職工の要求により之を引渡した時に其の數に對する價額丈け消費したるものとして經費に課する方法である。

型類に就ては其の性質に依り評價方法を異にする。硝子器製造、製陶業、鑄物業に使用する型の如き比較的永久的のものにして、一定不變の標準化した製品を多量に製作し得るものは一般の機械の評價方法に従ふ。帽子、靴、袋物等の製造に使用する型は大體器具に準ずる。捺染業用の紙型及び出版業に於ける紙型は大抵資産と見なす。

**六五 商品及製品の評價** 商品及び製品の評價は時價又は原價の何れか低きに依る。他より仕入れたる商品の原價は代價に引取運賃、關稅、運送保險料等を加算したものに依るべきであつて之を知ることは容易であるが、自社に於て製造したる製品の原價を知ることがは難しい。製品の原價計算に就ては別章に述べる。商品の評價に付ては二三注意を要する點がある。

註文仕入販賣に依る註文破約賣殘品に付ては性質上之を他に振向けることは困難であるから、其の破約に付き收入したる違約賠償金を以て先づ價格の評價損に充當するは勿論、爾後の年月の経過に從ひ相當切下げをなして行かねばならぬ。

見込仕入販賣に依る商品の賣殘分の評價は褪色、瑕瑾等により其の價格は非常に低落するから、既に販賣したるに依り得たる收益の中から相當其の價格の償却に充てねばならない。殊に流行の變遷激しいものに付ては其の必要大である。

見込仕入の場合の原價の見積に付き同一種類、内容の商品を數回に互りて仕入れたときに於ける其の評價は總仕入數量の總仕入價額に對する平均によるべきであつて、最高又は最低の仕入價格に依るべきでない。商品の評價をなすときは實際に付き破損、漏損、變質等に因る數量の不足の有無の検査を要することは勿論である。

**六六 原料品仕掛工事の評價** 手持現在原料品及び貯藏品の評價は原則として時價若くは原價の何れか低きに依るべきであるが、此等の物にして製造の用又は工事の材料に供せられ製造勘定又は工事勘定に振替へられる場合には其の價格は大體時價に従ふことを要する。之れ正確なる製造能率を知る上に必要であつて、該價額の時價との値開きに依り製造損益が左右されることを防ぐ爲めである。此の場合其の原價が時價に比し低い時は評價益が出るが、此の評價益は原料品及び貯藏品の値下りに依る他日の損失を補填する準備に充つべきである。而して原料品、貯藏品の評價に付き特に決算期に當つては實地に付き漏損、破損、變質等に因る數量の不足を検査せねばならぬ。



仕掛品又は半製品に二様ある。(一)は自己の在庫品を製作する場合であり、(二)は註文品を製作する場合である。(一)の場合の半製品に付ては別章原價計算に於て説明するとして、(二)の場合の仕掛品の評價に付き少しく述べやう。

註文品の製作の場合に於ける仕掛品に付き注意を要するは其の製作期間が二事業年度以上に跨る場合である。例へば船舶、橋梁、ビルディング等の建造請負に於けるが如きであつて、此の場合に於ける仕掛品の評價如何は直に其の事業年度及び其の以降事業年度の損益に影響する。尤も其の工事の金額が左程大でなく、又各事業年度を通じ交互的に相當多數存在する場合に於ては幾分緩和されるが、其の工事價額が大であつて工事の件数が數事業年度を通じ極めて少數であるときに於て殊に其の影響は甚だしいものがある。即ち一事業年度に於て其の工事に對し利益を見積らざるときは、其の事業年度に於ては借入金金の利子及び營業費丈け缺損を生じ、其の工事の竣成したる事業年度に於て一時に巨大の利益を生ずることになる。又反對に前に利益を過大に見積るときは將來の利益を見越し配當することになり、營業政策上甚だ危険である。然らば其の最も妥當なる見積方法如何と云ふに其の最低は既に投じたる工事費に其の金額に對する市場利子を加算したものであり、最高は契約價額に對し總見積工事費の既に投下したる費用に對する割合を乗じたものである。

例 汽船一隻の契約價格百萬圓、總工事費見積高八十萬圓、既に投じたる工事費四十萬圓、起工以來投じたる工事費の積算合計(投じたる工事費の一口毎に對し其の評價のとき迄の経過日数を乘じたる金額の總合計)四千萬圓、市場平均日歩二錢五厘とすれば其の仕掛工事價額の最高は  $\yen 1,000,000 \times \frac{400,000}{800,000} = \yen 500,000$  であり、最低は  $\yen 400,000 + \yen 0.25 \times 40,000,000 = \yen 410,000$  である。

而して將來材料及び勞銀の價格騰貴の恐れある時は勿論評價をなすに當り之を考慮すべきである。

**六七 有價證券の評價** 公債、社債、株券の評價方法は其の所有する目的の如何に依り異なる。此等有價證券の所有の目的は(一)關係事業會社又は競争會社を支配し、又は之に接近せんとするにあり、(二)差入保證金代用證券とするにあり、(三)一時遊金の運用方法となすにあり、(四)之を永久に保有して不斷の収入を得、又は時に轉賣して差益を利せんとするにあり、(五)之を賣買するを以て營業となすにあるの五がある。以上の中(一)と(二)と(四)の場合は固定資産として所有するのであり、(三)と(五)の場合に於ては流動資産として所有するのであつて、後者の場合に於ける其の評價に就ては何れも大體時價若くは原價の何れか低きに依るべきであるが、(一)(三)及(四)の場合に就いては特に少しく注意を要する。

(1) 或る會社が其の目的たる事業の基礎及び収益を確保する爲め之と密接なる關係を有する他の會社の株を所有する場合、例へば製造會社が其の使用する原料品を生産し、又は其の製品を販賣し若く



は之等を輸送する會社の株を所有するが如き場合にありては之が評價は原價に依る。尤も斯の如き事情の下にある會社の株式の時價は通例公定されて居ないのが普通である。只其の會社の事業が不振になり又は各種事情の變化の爲めに、其の提供する機能が自己の事業に對し有能でないやうになつて了へば、其の株の主觀的價値は甚だしく減却されるから、多大の評價の切下げを必要とする。故に常時斯くして其の有價證券を保有するに依つて得たりと認めらるゝ特殊收益の中から、消却準備金を積立て、置かねばならぬ。勿論其の所有株數が少數であり、其の會社の基礎が鞏固であれば此の種の準備金も必要でない。

- (2) 一時遊金の運用方法として公債、社債、株式の如きを多量に所有することは銀行等に於て普通に行はれる。此の場合に於ける評價は時價若くは原價の何れか低きに從ひ一方價格變動準備金を設ける。蓋し有價證券の時價は需要供給の關係に支配されることが多く、一時に多額を賣却せんとすれば急激に時價の低落を來すを普通とし、此の危険に備ふる必要があるからである。然し之を一時に多量資金化するの必要が殆んど將來起り得ないと云ふやうな状態にあり、且つ其の公債、社債、株式等が甚だ確實なるものである場合に於ては此の價格變動準備金の積立の必要も甚だ尠少となる。
- (3) 永久に保有して不斷の収入を得、又は時に轉賣して差益を利せんとする目的を以て所有するのは

今日の財産保全會社等に於て之を見るのであるが、此の場合に於ける評價は原則として原價に從ふ。殊に轉賣の意思なく永久に保有する場合にあつては其の時價の如何を顧みる必要はない譯である。唯或る株式の時價が原價に比し甚だしく低くなつて居つて、他に時價が原價に比し高いものがある場合に其の評價の平均を圖る意味に於て其の一種目當りの原價を動かすことは必要である。

六八 賣掛金受取手形の評價 賣掛金、受取手形は運轉資産を形成し、商品の變化したるものであつて現金又は當座預金に變ずるか、又は變せずして再び商品又は原料品に化すべき性質のものである。従て夫れ自體現金又は當座預金と或程度迄の同一性を具備し、資金其のものを成す場合もあるが、之が固定する様な場合に於ては其の資金化性は著しく減却され茲に評價の必要が起つて來る。

賣掛金に付ては其の回収期限に關し其の商品の種類及び地方に依り一定したる商習慣が存在し、例へば其の翌月の五日迄と云ふやうに期限が確定して居るが、債務者の辨濟能力が薄弱であつて、其の期限經過後尙相當期間を経過するも回収の見込が不確實なものに付ては、之を滞り貸金となし相當な程度に減價せねばならない。之が方法としては通常左記の方法に依り貸倒となるべき金額を計算し、其の金額を直ちに賣掛勘定の總額から除算するか又は負債の部に貸倒準備金として對應勘定を設ける。此の場合には得て會社に取り秘密資産を構成する結果に陥り易い。貸倒として減價すべき金額の計算



方法は左の通りあるが謂ふ迄もなく(1)の方法に従ふを最も優れりとする。

- (1) 最近に於ける債務者の各人に付き信用調査を行ひ各人に付き其の貸倒となるべき金額を決定す。
- (2) 債務者の各人に付き調査することなく總賣掛金より回収確實なりと認めらるゝ分を除き残高の或る歩合を貸倒とする。

- (3) 總賣掛金の或る歩合を貸倒金とする。

- (4) 總賣上高の或る歩合を貸倒金とする。

受取手形に付ては其の支拂期限を經過して回収出来ない場合は之を手形の不渡と稱し、受取手形は其の性質を變じて一般債務となるから、手形其のものとしての評價は期限未到達のものに限られる。受取手形の實質は一定の期限到達の時に於て一定の金額の支拂を受くべき権利であるから、嚴格に云へば或る時に於ける手形の實質は期限迄の期間に相當する割引料を其の手形の金額から控除したるものに依るべしと云ふことになる。然し實際に於ては評價は營業を繼續するものとして之をなすべきであり、常に多數の手形が受授されて居るから、銀行に於けるが如きを除いては便宜上其の額面を以て價額となすのが普通である。

受取手形を銀行に於て割引に付した場合には手形上の權利を銀行に讓渡することになるが、其の手

形に對して代金の支拂が済む迄は保證の責に任せなければならぬから負債の部に割引手形を起し、受取手形は其の儘資産として存置する。此の場合の受取手形は負債の部の割引手形に對し見返資産をなすものである。

#### 第四章 營業權及特許權等の評價

六九 營業權の意義 營業權とは特定の營業に專屬する現在及び將來に於ける優越的収益力であつて、其の資産價値は通常其の營業の超過収益を市場利率を以て元本化したものである。營業の優越的収益力は其の營業の組織を構成する得意先關係、營業の特色、信用、製品又は商品の名聲の獨占的地位等各種の過去及び現在に於ける事情に基き存在する。茲に超過収益とは同一資産を以て通常舉げ得べき収益を超過したる部分の金額を云ふ。株式會社の増資の際に於ける「プレミアム」は或る意味に於て營業權を表示する場合がある。營業權は會計學上他より買入れたるもの、外、自己の營業に付き之が價値を創造して資産に掲ぐることを禁ぜられて居る。營業權は營業の買收、會社の合併等に依り資産に附帶して事實上受授される場合が多いが、今日の整理方法の實際を見れば別に營業權なる資産を計上せず、他の固定資産の價格を評價して其の營業權の價格を固定資産中に包含せしむるものが多い。勿論新に取得したる固定資産の評價が曾て所有したるものに比し低い時は其の開きに相當する



額だけ評價するも差支ないが、左もなき時に於ては評價の統一上甚だ不都合を生ずるから此の如きは絶対に避くべきである。

七〇 取得營業權の評價 貸借對照表の作成に關聯して論ずべき營業權の評價の問題は他より取得したる營業權の評價を如何に決定すべきかの問題である。言ふ迄もなく營業權は專屬的固定資産であるから其の評價は原價に依るべきであるが、其の原價たる當初の取得表示價額を如何にすべきやに付ては深甚の注意を要する。然らば其の標準は如何と云へば營業權の取得は營業其のもの、取得であり、其の營業に附屬する各種の動産、不動産、設備其の他の財産の全部又は一部と共に行はれるから、營業の讓渡に依り取得したる各種の財産を其の個々に付き、良否に従ひ自己個有の活動財産に對し從來付し居たると同一標準に依る評價をなし、其の評價に依る正味資産額と之れに對する代償として支出したる金額とを比較し、代償額が其の評價に依る正味資産額を超過したるときは其の差額を營業權とし、反對の場合に於ては其の超過額の範圍に於て總資産價格の切下を行ふことにするのである。斯く言へば自己個有の資産に對する從來の評價標準の如何に依り營業權の價額が左右されることになるが、元來評價は同一資産に對しては均一であるを要し、且つ營業權は優越的収益力を具體化したるものであり、収益力の優越せるや否やは同一標準に依り評價されたる財産に對する収益を比較して始め

て決し得べきものであるから、敢て不當でないと思料する。

營業權の價値は他の有形固定資産と異り物質的減耗により減少するとはないが、其性質上競争業者の出現及他の一般収益能率の向上等に依り減却されることが多いから、毎決算期に相當の價格切下を爲すが必要である。通例營業權は五ヶ年乃至十ヶ年程度の期間内に償却すべきものだと言はれて居る。

七一 他人の營業權の評價 次に他人の營業權に對し外部より付すべき評價如何と云ふに、個人商店にありては一定期間内に於ける商品の賣上數量又は賣上金額等を標準とする場合もあるが、一般に行はれるのは純利益金を標準とし、一定の標準利益を超過したる部分の平均純利益金を市場平均利廻を以て元本化したるものを營業權の價額とする。以下判り易く説明しやう。

(1) 平均純利益金 純利益の平均を見るには何ヶ年間の純利益を標準とするやが問題であつて、短かきに失すれば經濟界の變動に左右され易く、長きに失すれば其の營業が衰微の状態に向ふときは過大の利益を見積ることになり、反對に隆盛の状態に向ふときは過少の利益を見積ることになる。即ち營業の性質、經濟界の變動等を顧慮し定むべきであつて通例は三ヶ年乃至五ヶ年の期間に依ることになつて居る。

(2) 利益を讓渡し得る程度 營業の純利益は經營の主腦者たる人の手腕、力量等讓渡し得ざる要素の



影響を受くることが普通であるから、平均純利益金の中からは斯くの如き譲渡し得ざる要素に因る利益は之を見積り控除する必要がある。

(3) 標準利益 とは平均純利益金を見積つた期間に相當する純資産の平均額に譲渡の時に於ける市場平均利廻を乗じたものである。

(4) 超過純利益の繼續期間 斯くして計算したる超過純利益金が營業譲渡後幾何の期間繼續し得るやと云ふことは營業權の價格決定上重要な問題である。既に述べたやうに營業權の價值は營業の種類に依り生活状態の變化、競争業の出現、一般收益能率の向上等の爲減却されることがあるから、其の繼續期間を相當に豫想して評價を定める必要がある。

例

一、五ヶ年間の平均純利益十萬圓、同平均資本金五十萬圓、市場放資利廻年一割とし、超過利益繼續期間が永久だとすれば

$$\begin{aligned} & ¥ 100,000 - ¥ 500,000 \times 0.1 = ¥ 50,000 \\ \therefore & \frac{¥ 50,000}{0.1} = ¥ 500,000 \end{aligned}$$

即ち五十萬圓が營業權價格となる。

二、同じ條件で超過利益繼續期間が十ヶ年とすると

$$\frac{¥ 50,000}{10} = ¥ 5,000 \quad (1+0.1)^{10} = 2.6533$$

$$\frac{2.6533x}{10} = ¥ 50,000 \quad \therefore x = \frac{50,000 \times 10}{2.6533}$$

$$\therefore x = \frac{500,000}{2.6533} = 188,444$$

即ち十八萬八千四百四十四圓となる。

七二 營業權價格決定の一方法 以上は大體の標準的計算方法であるが英米に於て實際に賣買せらるる、營業權の價格決定法は平均純利益金に或る年數を乗じたものである。

右の乘すべき倍數に付き或る會計學者の査定したもので一般に認容されて居ると稱せらるる標準は大體左の通りであつて、其の範圍内に於て適當に實際賣買をなす當事者間に於て協定せらるるのだと云ふ。

小賣商並に卸賣商 一——五倍

製造工業 一——四倍

(以上のものにして十年以上繼續せるものは四——五倍)

専門職業(醫士、辯護士) 一——三倍

新聞業其他準獨占業 五——一〇倍

非獨占業 二倍



完全なる獨占業

一〇—一五倍

七三 特許權商標權等の評價 商標權、特許權、實用新案權、意匠權等も營業權の内容をなし又は之と類似したる無形資産の一稱であつて、固定資産の一部をなすものであるが、之が評價に付ては營業權と同じく他より有償で取得したるときに限り、其の取得價格を以て資産として計上すべきものであつて、自己が創設したものは之を取得するに當り辨理士、辯護士の費用等相當大なる犠牲を拂つたときのみ其の金額の範圍内に於て資産に掲げ、其の金額が大でなかつたら資産に掲上しない。尤も以上各種の権利の中商標權は夫れ自體營業權の一内容をなすものであつて、事實賣買をなすに當つても營業其のもの、中に包含される場合が多いであらう。従つて此等の権利に對し、營業權の名稱を付し綜合整理するも敢て不當ではないが、單獨に讓渡せられたるときは矢張り其の名稱を以てするを可とする。

又商標權、商號權以外の特許權、實用新案權、意匠權等の権利も獨立して讓渡せられないのを普通とする。此等權利を包含する營業權其のものとして讓渡せらるゝ場合には前述の營業權と區別する事は事實上困難であらうが、其の營業の性質、殘餘有效年限等に依り適當に見積り區分するを可とする。且此等の權利は法律上有效年限が定まつて居るから適當なる減價償却をなし、期限を經過したとき

は其の價額を零とするやうにせねばならぬ。勿論此等特許權、實用新案權等の權利を利用し獨占的に事業を営めば其の結果技術上の長所を發揮するを得、常得意を生じ、各種の便宜を得て縱令法定の有効年限を經過して法律上其の獨占權は失はれるに至つても、沿革上他の同業者に比し優越な地位を占め其の分は營業權を構成する結果になることは事實である。併し此の場合にも別に營業權として資産を計上しないのを可とする。

### 第五章 負債の性質分類及評價

七四 負債の性質 負債の性質に關し注意すべきは貸借對照表上負債は必ず資産と相對立するものであつて、而も其の資産取得の手段及び結果を示すものなることである。元來營業は収益を擧ぐるを以て目的として居るが、収益を擧げんには第二章に於て述べたやうな収益資産、固定資産等種々なる資産を必要とし、此等資産を得んが爲めに其の手段として或は資本を元入し、又は借入を爲し且其の他の債務を負擔するのである。而して斯くして取得したる資産を運用し、營業を営みたる結果一會計期間の終りに於ては其の時現在に於て所有する資産の總額が資本及び債務の總額を超過することがある。此の超過したる部分は即ち利益であつて所有資産の純増加部分であり、其の資産を運用して別に新たなる資産を取得したる結果に外ならない。會計學では斯る資産取得の其の資産運用の手段及び